

水俣市議会会議録

平成23年3月第1回定例会（2月25日招集）

水俣市議会事務局

平成23年3月第1回定例会（2月25日招集）会期日程表

（会期 2月25日から3月16日まで20日間）

| 日次 | 月 日 | 曜 | 開議時刻 | 会 議 | 議 事 内 容 |
|----|-------|---|---------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 2月25日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成22年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 |
| 2 | 26日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 3 | 27日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 4 | 28日 | 月 | | | 議案調査（一般質問通告正午まで） |
| 5 | 3月1日 | 火 | | | 議案調査（高校卒業式） |
| 6 | 2日 | 水 | | | 議案調査 |
| 7 | 3日 | 木 | | | 議案調査 |
| 8 | 4日 | 金 | | | 議案調査 |
| 9 | 5日 | 土 | | | 市の休日（土曜日） |
| 10 | 6日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 11 | 7日 | 月 | | | 議案調査 |
| 12 | 8日 | 火 | 午前9時30分 | | 本会議 |
| 13 | 9日 | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（川上紗智子君・真野頼隆君・牧下恭之君） |
| 14 | 10日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問 議案質疑 委員会付託 |
| 15 | 11日 | 金 | — | 委員会 | 委員会 |
| 16 | 12日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 17 | 13日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 18 | 14日 | 月 | — | 委員会 | 委員会（中学校卒業式） |
| 19 | 15日 | 火 | | 休 会 | 議事整理日 |
| 20 | 16日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会 |

※ 8日の本会議において、10日を休会と議決し、議案質疑は9日に行った。

平成23年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成23年2月25日（金） — 1日目 —

| | |
|-------------------------------------------------------------|-----|
| 出欠席議員 | 1～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第1号 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 開 議 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 4 |
| 日程第2 会期の決定について | 4 |
| 議案上程 | 4 |
| 日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第7号） | 6 |
| 日程第4 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について | 7 |
| 日程第5 議第3号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 日程第6 議第4号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について | 9 |
| 日程第7 議第5号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について | 9 |
| 日程第8 議第6号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 日程第9 議第7号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて | 10 |
| 日程第10 議第8号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 11 |
| 日程第11 議第9号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について | 11 |
| 日程第12 議第10号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について | 12 |
| 日程第13 議第11号 平成23年度水俣市一般会計予算 | 13 |
| 日程第14 議第12号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | 17 |
| 日程第15 議第13号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | 19 |
| 日程第16 議第14号 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算 | 20 |
| 日程第17 議第15号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 | 22 |

| | | | |
|-------|-------|--------------------------------|------|
| 日程第18 | 議第16号 | 平成23年度水俣市病院事業会計予算 | 1～23 |
| 日程第19 | 議第17号 | 平成23年度水俣市水道事業会計予算 | 26 |
| 日程第20 | 議第18号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第8号） | 27 |
| 日程第21 | 議第19号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） | 31 |
| 日程第22 | 議第20号 | 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号） | 32 |
| 日程第23 | 議第21号 | 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 33 |
| 日程第24 | 議第22号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） | 34 |
| 日程第25 | 議第23号 | 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 34 |
| 日程第26 | 議第24号 | 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号） | 35 |
| 日程第27 | 議第25号 | 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） | 36 |
| 日程第28 | 議第26号 | 財産の減額貸付けについて | 37 |
| 日程第29 | 議第27号 | 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター） | 38 |
| 日程第30 | 議第28号 | 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター） | 38 |
| 日程第31 | 議第29号 | 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ） | 38 |
| 日程第32 | 議第30号 | 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター） | 39 |
| 日程第33 | 議第31号 | 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター） | 39 |
| 日程第34 | 議第32号 | 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり） | 39 |
| 日程第35 | 議第33号 | 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等） | 40 |
| 日程第36 | 議第34号 | 指定管理者の指定について（エコパーク野球場） | 40 |
| 日程第37 | 議第35号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について | 41 |
| | | 市長の提案理由説明並びに所信表明 | 41 |
| | | 休憩・開議 | 47 |
| | | 市長の提案理由説明並びに所信表明（続） | 47 |
| | | 先議案件に対する質疑 | 54 |
| | | 委員会付託 | 54 |
| | | 休憩・開議 | 55 |
| | | ○総務文教委員長の報告 | 56 |
| | | ○厚生委員長の報告 | 57 |
| | | ○産業建設委員長の報告 | 59 |
| | | 委員会審査報告書 | 61 |
| | | 委員長報告に対する質疑 | 62 |
| | | 討 論 | 62 |

| | |
|-----|------|
| 採 決 | 1～62 |
| 散 会 | 63 |

平成23年3月8日（火） — 2日目 —

| | |
|-----------------|-----|
| 出欠席議員 | 2～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第2号 | 2 |
| 開 議 | 2 |
| 日程第1 一般質問 | 2 |
| ○ 淵上道昭君の質問 | 2 |
| 1 施政方針について | 3 |
| 2 行財政改革について | 3 |
| 3 山間地域の交通確保について | 3 |
| 4 教育問題について | 3 |
| 市長の答弁 | 4 |
| ○ 淵上道昭君の再質問 | 6 |
| 市長の答弁 | 7 |
| ○ 淵上道昭君の再々質問 | 9 |
| 市長の答弁 | 9 |
| 総務企画部長の答弁 | 9 |
| ○ 淵上道昭君の再質問 | 12 |
| 総務企画部長の答弁 | 13 |
| ○ 淵上道昭君の再々質問 | 14 |
| 総務企画部長の答弁 | 14 |
| 総務企画部長の答弁 | 14 |
| ○ 淵上道昭君の再質問 | 15 |
| 総務企画部長の答弁 | 15 |
| ○ 淵上道昭君の発言 | 16 |
| 教育長の答弁 | 17 |
| ○ 淵上道昭君の再質問 | 18 |

| | |
|----------------------|------|
| 教育長の答弁 | 2～19 |
| 休憩・開議 | 19 |
| ○田中功君の質問 | 20 |
| 1 所信表明について | 20 |
| 2 平成23年度予算について | 20 |
| 3 各種情報収集について | 20 |
| 4 通勤・通学者支援について | 20 |
| 市長の答弁 | 21 |
| ○田中功君の再質問 | 24 |
| 市長の答弁 | 25 |
| ○田中功君の再々質問 | 27 |
| 市長の答弁 | 28 |
| 副市長の答弁 | 29 |
| ○田中功君の再質問 | 32 |
| 副市長の答弁 | 33 |
| 総務企画部長の答弁 | 34 |
| ○田中功君の再質問 | 34 |
| 市長の答弁 | 35 |
| 総務企画部長の答弁 | 35 |
| ○田中功君の再質問 | 36 |
| 総務企画部長の答弁 | 37 |
| ○田中功君の発言 | 37 |
| 休憩・開議 | 38 |
| ○野中重男君の質問 | 38 |
| 1 施政方針について | 38 |
| 2 水俣病特措法について | 39 |
| 3 ダイオキシン類の処理について | 39 |
| 4 乗合タクシーの路線整備と延長について | 39 |
| 市長の答弁 | 39 |
| ○野中重男君の再質問 | 41 |
| 市長の答弁 | 43 |
| ○野中重男君の再々質問 | 44 |

| | |
|-------------|------|
| 市長の答弁 | 2～46 |
| 福祉環境部長の答弁 | 47 |
| ○野中重男君の再質問 | 49 |
| 福祉環境部長の答弁 | 50 |
| ○野中重男君の再々質問 | 50 |
| 福祉環境部長の答弁 | 51 |
| 福祉環境部長の答弁 | 51 |
| ○野中重男君の再質問 | 52 |
| 福祉環境部長の答弁 | 53 |
| 総務企画部長の答弁 | 53 |
| ○野中重男君の再質問 | 54 |
| 総務企画部長の答弁 | 55 |
| 日程第2 休会について | 55 |
| 採 決 | 56 |
| 散 会 | 56 |

平成23年3月9日（水） — 3日目 —

| | |
|--------------------------|-----|
| 出欠席議員 | 3～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第3号 | 2 |
| 陳情文書表 | 2 |
| 開 議 | 2 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 日程第1 一般質問 | 4 |
| ○川上紗智子君の質問 | 4 |
| 1 国民健康保険税の引き下げについて | 4 |
| 2 住宅リフォーム助成制度について | 5 |
| 3 子育て支援について | 5 |
| 4 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について | 5 |
| 市長の答弁 | 5 |

| | |
|-------------------|-----|
| ○川上紗智子君の再質問 | 3～7 |
| 福祉環境部長の答弁 | 9 |
| ○川上紗智子君の再々質問 | 9 |
| 市長の答弁 | 10 |
| 副市長の答弁 | 10 |
| ○川上紗智子君の再質問 | 11 |
| 副市長の答弁 | 12 |
| ○川上紗智子君の発言 | 12 |
| 福祉環境部長の答弁 | 13 |
| ○川上紗智子君の再質問 | 14 |
| 総務企画部長の答弁 | 14 |
| ○川上紗智子君の再々質問 | 15 |
| 福祉環境部長の答弁 | 15 |
| 産業建設部長の答弁 | 15 |
| ○川上紗智子君の再質問 | 16 |
| 産業建設部長の答弁 | 17 |
| ○川上紗智子君の発言 | 17 |
| 休憩・開議 | 17 |
| ○真野頼隆君の質問 | 17 |
| 1 全国豊かな海づくり大会について | 18 |
| 2 指定管理者制度について | 18 |
| 3 農業問題について | 18 |
| 4 さくらマラソンの復活について | 18 |
| 市長の答弁 | 19 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 19 |
| 市長の答弁 | 20 |
| ○真野頼隆君の発言 | 20 |
| 総務企画部長の答弁 | 21 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 22 |
| 総務企画部長の答弁 | 22 |
| ○真野頼隆君の再々質問 | 23 |
| 総務企画部長の答弁 | 24 |

| | |
|-------------------------------------------------------|------|
| 産業建設部長の答弁 | 3～25 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 26 |
| 産業建設部長の答弁 | 28 |
| ○真野頼隆君の再々質問 | 30 |
| 産業建設部長の答弁 | 31 |
| 産業建設部長の答弁 | 31 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 32 |
| 産業建設部長の答弁 | 33 |
| ○真野頼隆君の再々質問 | 33 |
| 産業建設部長の答弁 | 34 |
| 休憩・開議 | 34 |
| ○牧下恭之君の質問 | 34 |
| 1 空き家対策について | 34 |
| 2 民生委員・児童委員について | 35 |
| 3 市道牧ノ内・大迫線及び市道桜ヶ丘・大戸口線について | 35 |
| 市長の答弁 | 36 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 38 |
| 市長の答弁 | 38 |
| ○牧下恭之君の再々質問 | 39 |
| 市長の答弁 | 40 |
| 福祉環境部長の答弁 | 40 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 41 |
| 福祉環境部長の答弁 | 41 |
| 産業建設部長の答弁 | 42 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 43 |
| 産業建設部長の答弁 | 43 |
| 休憩・開議 | 44 |
| 日程第2 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について | 44 |
| 日程第3 議第3号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 44 |
| 日程第4 議第4号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | 44 |
| 日程第5 議第5号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について | 44 |

| | | | |
|-------|-------|-------------------------------------------------------|------|
| 日程第6 | 議第6号 | 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 3～45 |
| 日程第7 | 議第7号 | 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について…………… | 45 |
| 日程第8 | 議第8号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 45 |
| 日程第9 | 議第9号 | 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について…………… | 45 |
| 日程第10 | 議第11号 | 平成23年度水俣市一般会計予算…………… | 46 |
| 日程第11 | 議第12号 | 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算…………… | 47 |
| 日程第12 | 議第13号 | 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算…………… | 48 |
| 日程第13 | 議第14号 | 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算…………… | 48 |
| 日程第14 | 議第15号 | 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算…………… | 48 |
| 日程第15 | 議第16号 | 平成23年度水俣市病院事業会計予算…………… | 48 |
| 日程第16 | 議第17号 | 平成23年度水俣市水道事業会計予算…………… | 49 |
| 日程第17 | 議第26号 | 財産の減額貸付けについて…………… | 49 |
| 日程第18 | 議第27号 | 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）…………… | 49 |
| 日程第19 | 議第28号 | 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）…………… | 49 |
| 日程第20 | 議第29号 | 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）…………… | 49 |
| 日程第21 | 議第30号 | 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）…………… | 49 |
| 日程第22 | 議第31号 | 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）…………… | 49 |
| 日程第23 | 議第32号 | 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）…………… | 49 |
| 日程第24 | 議第33号 | 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）…………… | 49 |
| 日程第25 | 議第34号 | 指定管理者の指定について（エコパーク野球場）…………… | 49 |
| 日程第26 | 議第35号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について…………… | 49 |
| 質 疑 | | …………… | 49 |
| 議案上程 | | …………… | 49 |
| 日程第27 | 議第36号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第9号）…………… | 49 |
| | | 市長の提案理由説明…………… | 50 |
| 休憩・開議 | | …………… | 51 |
| 質 疑 | | …………… | 51 |
| 委員会付託 | | …………… | 51 |
| 散 会 | | …………… | 51 |

平成23年3月16日（水） — 4 日目 —

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 出欠席議員 | 4～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第5号 | 2 |
| 開 議 | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 日程第1 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定についてから日程第32 陳第14号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情についてまで32件に関する委員会の審査報告 | 4 |
| ○総務文教委員長の報告 | 5 |
| ○厚生委員長の報告 | 8 |
| ○産業建設委員長の報告 | 12 |
| 委員会審査報告書 | 14 |
| 委員長報告に対する質疑 | 15 |
| 討 論 | 15 |
| ○野中重男君の賛成討論（陳第10号） | 17 |
| ○川上紗智子君の賛成討論（陳第11号～陳第14号） | 17 |
| 採 決 | 19 |
| 日程第33 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について | 21 |
| 採 決 | 21 |
| 閉会中継続審査・調査申出書 | 22 |
| 日程第34 議会改革特別委員長の報告について | 23 |
| 議案上程 | 23 |
| 日程第35 議第37号 副市長の選任について | 25 |
| 日程第36 議第38号 水俣市議会基本条例の制定について | 25 |
| 日程第37 議第39号 水俣市政治倫理条例の制定について | 28 |
| 日程第38 議第40号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について | 30 |
| 日程第39 意見第1号 T P P参加反対、建設業と地域社会を守る意見書について | 31 |
| 日程第40 意見第2号 拡大生産者責任（E P R）とデポジット制度の法制化を求める意見書について | 32 |
| 日程第41 意見第3号 森林・林業活性化施策を求める意見書について | 33 |

| | |
|--------------------------------------|------|
| 市長の提案理由説明（議第37号） | 4～34 |
| ○議会改革特別委員長の提案理由説明（議第38号及び議第39号） | 35 |
| ○議会運営委員長の提案理由説明（議第40号） | 37 |
| ○産業建設委員長の提案理由（意見第1号） | 37 |
| ○田中功君の提案理由説明（意見第2号） | 38 |
| ○高岡利治君の提案理由説明（意見第3号） | 39 |
| 休憩・開議 | 40 |
| 質 疑 | 40 |
| ○真野頼隆君の質疑（議第37号） | 40 |
| 市長の答弁 | 40 |
| ○高岡利治君の質疑（議第37号） | 41 |
| 市長の答弁 | 41 |
| ○高岡利治君の再質疑（議第37号） | 41 |
| 市長の答弁 | 41 |
| ○大川末長君の質疑（議第37号） | 42 |
| 市長の答弁 | 42 |
| ○田中功君の発言 | 42 |
| 休憩・開議 | 42 |
| 討 論 | 42 |
| ○真野頼隆君の反対討論（議第37号） | 43 |
| ○高岡利治君の反対討論（議第37号） | 43 |
| ○緒方誠也君の賛成討論（議第37号） | 43 |
| 採 決 | 44 |
| 休憩・開議 | 44 |
| 採 決（続） | 44 |
| 休憩・開議 | 45 |
| 「東日本大震災に対する水俣市の具体的対応について」の緊急質問（日程追加） | 45 |
| ○岩阪雅文君の質問 | 45 |
| 市長の答弁 | 46 |
| ○岩阪雅文君の発言 | 47 |
| 市長のあいさつ | 47 |
| 閉 会 | 48 |

平成23年 2 月25日

平成23年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録
(第 1 号)

提案理由説明並びに
先議案件（平成22年度補正予算等）の表決

平成23年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成23年2月25日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成23年2月25日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成23年3月16日午後1時3分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成23年2月25日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後6時4分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田斉君 |
| 大川末長君 | 西田弘志君 | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | |
|--------------|--------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（松永伸二君） |
| 総務係 長（岡本広志君） | 議事係 長（深水初代君） |
| 書 記（渕上大輔君） | |

（説明のため出席した者） 13人

| | |
|---------------------|------------------|
| 市 長（宮本勝彬君） | 副 市 長（森 近君） |
| 総務企画部長（吉本哲裕君） | 福祉環境部長（中田和哉君） |
| 産業建設部長（田上和俊君） | 総務企画部次長（浦清志君） |
| 福祉環境部次長（本山祐二君） | 産業建設部次長（上村彰君） |
| 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君） |
| 教 育 長（葦浦博行君） | 総務企画部総務課長（松本幹雄君） |
| 総務企画部財政課長（渕上茂樹君） | |

○議事日程 第1号

平成23年2月25日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)

第4 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について

第5 議第3号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第4号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第6号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第7号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第8号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第9号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第13 議第11号 平成23年度水俣市一般会計予算

第14 議第12号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第15 議第13号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第16 議第14号 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算

第17 議第15号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第18 議第16号 平成23年度水俣市病院事業会計予算

第19 議第17号 平成23年度水俣市水道事業会計予算

第20 議第18号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第21 議第19号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (厚生)

第22 議第20号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号) (厚生)

第23 議第21号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (厚生)

第24 議第22号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生)

第25 議第23号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (産業建設)

第26 議第24号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号) (厚生)

- 第27 議第25号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設）
- 第28 議第26号 財産の減額貸付けについて
- 第29 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第30 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第32 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第33 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第34 議第32号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（エコパーク野球場）
- 第37 議第35号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成23年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る12月定例会で可決された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書外5件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、陳情の処理の経過及び結果についての報告1件及び地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成22年度の定期監査並びに平成22年11月分、12月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告及び平成22年10月分、11月分、12月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、田上産業建設部長、浦総務企画部次長、本山福祉環境部次長、上村産業建設部次長、本山水道局長、松本総務課長、淵上財政課長、田畑総合医療センター事務部次長、

葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において塩崎信介議員、岩阪雅文議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成23年3月第1回定例会（2月25日招集）会期日程表

（会期 2月25日から3月16日まで20日間）

| 日次 | 月 日 | 曜 | 開議時刻 | 会 議 | 議 事 内 容 |
|----|-------|---|---------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 2月25日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成22年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 |
| 2 | 26日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 3 | 27日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 4 | 28日 | 月 | | | 議案調査（一般質問通告正午まで） |
| 5 | 3月1日 | 火 | | | 議案調査（高校卒業式） |
| 6 | 2日 | 水 | | | 議案調査 |
| 7 | 3日 | 木 | | | 議案調査 |
| 8 | 4日 | 金 | | | 議案調査 |
| 9 | 5日 | 土 | | | 市の休日（土曜日） |
| 10 | 6日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 11 | 7日 | 月 | | | 議案調査 |
| 12 | 8日 | 火 | 午前9時30分 | | 本会議 |
| 13 | 9日 | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問 |
| 14 | 10日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問 議案質疑 委員会付託 |

| | | | | | |
|----|-----|---|-------|-----|-------------------------------|
| 15 | 11日 | 金 | — | 委員会 | 委員会 |
| 16 | 12日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 17 | 13日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 18 | 14日 | 月 | — | 委員会 | 委員会（中学校卒業式） |
| 19 | 15日 | 火 | | 休 会 | 議事整理日 |
| 20 | 16日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会 |

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について

日程第5 議第3号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第4号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第5号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第6号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第7号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第8号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第9号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第10号 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第11号 平成23年度水俣市一般会計予算

日程第14 議第12号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

日程第15 議第13号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第16 議第14号 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成23年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第19 議第17号 平成23年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第20 議第18号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議第19号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議第20号 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議第21号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議第22号 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議第23号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議第24号 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第25号 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第26号 財産の減額貸付けについて
- 日程第29 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第30 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第32 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第33 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第34 議第32号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（エコパーク野球場）
- 日程第37 議第35号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第37、議第35号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてまで、35件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第1号

専 決 処 分 書

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成23年2月9日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

合資会社三笠屋旅館の閉鎖に伴い、同旅館の従業員の雇用対策を行うため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成22年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,726,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 既 定 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|------------|------------|-------|------------|
| 15. 県 支 出 金 | | 1,473,469 | 2,150 | 1,475,619 |
| | 2. 県 補 助 金 | 920,203 | 2,150 | 922,353 |
| 19. 繰 越 金 | | 61,183 | 7 | 61,190 |
| | 1. 繰 越 金 | 61,183 | 7 | 61,190 |
| 20. 諸 収 入 | | 627,138 | 7 | 627,145 |
| | 4. 雑 入 | 498,797 | 7 | 498,804 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 11,562,166 | | 11,562,166 |
| 歳 入 合 計 | | 13,723,956 | 2,164 | 13,726,120 |

歳 出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 既 定 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|--------------|------------|-------|------------|
| 4. 衛 生 費 | | 1,666,966 | 704 | 1,667,670 |
| | 4. 環 境 対 策 費 | 225,508 | 704 | 226,212 |
| 9. 教 育 費 | | 1,157,184 | 1,460 | 1,158,644 |
| | 1. 教 育 総 務 費 | 508,722 | 1,086 | 509,808 |
| | 4. 社 会 教 育 費 | 189,240 | 374 | 189,614 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 10,899,806 | | 10,899,806 |
| 歳 出 合 計 | | 13,723,956 | 2,164 | 13,726,120 |

議第2号

水俣市知の地域づくり基金条例の制定について

水俣市知の地域づくり基金条例を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市知の地域づくり基金条例

(設置)

第1条 これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった知の地域づくりに要する経費の財源に充てるため、水俣市知の地域づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限りで、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

知の地域づくりの推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

水俣市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び病院事業管理者」を「、病院事業管理者及び議会」に改める。

第31条中「第23条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

実施機関に議会を追加するため、本案のように制定しようとするものである。

議第 4 号

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年 2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。
別表中

| | | | | | |
|---|----------------|---|---------|---|---|
| 「 | 情報公開等審査会委員 | ” | 4,500円 | 」 | を |
| 「 | 情報公開等審査会委員(学識) | ” | 10,000円 | 」 | に |
| | 情報公開等審査会委員(一般) | ” | 4,500円 | | |
| | 政治倫理審査会委員(学識) | ” | 10,000円 | | |
| | 政治倫理審査会委員(一般) | ” | 4,500円 | | |

改める。

附 則

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

(提案理由)

新たに水俣市政治倫理審査委員会を設置することにより、非常勤の特別職としての報酬額に関して整備を図る必要があり、併せて水俣市情報公開等審査会委員のうち学識経験を有する者に対する報酬額を適正なものとするため、本案のように制定しようとするものである。

議第 5 号

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年 2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例

水俣市旅費支給条例(昭和26年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号ウただし書を削る。

第6条中「熊本県内並びに鹿児島県のうち伊佐市、出水市、阿久根市及び出水郡内」を「熊本県、鹿児島県及び宮崎県内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第4条第2項第6号ウただし書を削る改正規定は公布の日から、第6条の改正規定は、平成23年 4

月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「同条例第4条、第5条及び第7条」を「同条例第4条から第7条まで」に改め、同項ただし書を削る。

(提案理由)

本市の財政健全化の推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市手数料条例の一部を改正する条例

水俣市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|---------------|--------|------|
| 狂犬病予防注射済票の再交付 | 犬1頭につき | 340円 |
|---------------|--------|------|

を

「

| | | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 狂犬病予防注射済票の再交付 | 犬1頭につき | 340円 |
| 火薬類譲渡許可申請手数料 | 1件につき | 1,200円 |
| 火薬類譲受許可申請手数料 | 火薬類が火工品の場合にあつては1件につき2,400円、火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合にあつては1件につき3,500円、その他の場合にあつては1件につき6,900円 | |
| 鳥獣飼養登録(更新)又は登録票再交付申請手数料 | 1件につき | 3,500円 |

に

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

熊本県からの事務権限移譲により、火薬類の譲渡又は譲受の許可に関する事務及び愛がん用鳥獣の飼養登録に関する事務を実施するに当たり手数料を徴収するため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市学童クラブの設置等に関する条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第4条第1号中「市内に住所を有し、小学校」を「市内の小学校」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）
区域外就学児童の学童クラブ利用を可能とすることで、市内小学校に通う児童の健全育成を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例
水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

| | | | | | |
|------|-----------------|-------------|------------------|----|---|
| 白浜団地 | 平成 16年度～18年度 | 水俣市白浜町113番地 | 低層耐火2階 中層耐火4階 | 56 | を |
|------|-----------------|-------------|------------------|----|---|

」

「

| | | | | | |
|------|-----------------|-------------|------------------|----|---|
| 白浜団地 | 平成 16年度～22年度 | 水俣市白浜町113番地 | 低層耐火2階 中層耐火4階 | 66 | に |
|------|-----------------|-------------|------------------|----|---|

」

改める。

附 則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（提案理由）
白浜団地5号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和40年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「19,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

第13条第1項中「1,100円」を「1,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条及び第13条の規定は、平成23年度以後の年度分の報酬及び費用弁償について適用し、平成22年度分までの報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員の処遇改善のため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市公民館条例の一部を改正する条例

水俣市公民館条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「 名称 水俣市公民館
位置 水俣市浜町2丁目196番地 」 を削り、同条に次の表を加える。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|---------------|
| 水俣市公民館本館 | 水俣市浜町2丁目196番地 |
| 水俣市公民館分館 | 水俣市洗切町3番地 |

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 公民館本館使用料

| 区 分 | 使用料（1時間当たり） |
|-------|-------------|
| ホール | 720円 |
| 研修室 | 310円 |
| 調理実習室 | 520円 |
| 会議室 | 310円 |
| 和室 | 310円 |
| 視聴覚室 | 520円 |

2 公民館本館器具使用料

| 区 分 | 使用料（1回につき） |
|-----------|------------|
| ピアノ | 500円 |
| 放送機材1式 | 2,060円 |
| 照明器具1式 | 2,060円 |
| パソコン機器1式 | 2,000円 |
| プロジェクター1式 | 500円 |

3 公民館本館冷暖房使用料

| 区 分 | 使用料（1時間当たり） |
|-----|-------------|
| ホール | 2,060円 |
| その他 | 310円 |

4 公民館分館使用料

| 区 分 | 使用料（1時間当たり） |
|--------|-------------|
| 集会室（A） | 200円 |
| 集会室（B） | 200円 |
| 和室（A） | 200円 |
| 和室（B） | 200円 |
| 料理実習室 | 310円 |
| 会議室（A） | 200円 |
| 会議室（B） | 200円 |
| 会議室（C） | 200円 |
| 音楽室 | 310円 |
| 体育室全面 | 400円 |
| 体育室半面 | 200円 |

5 公民館分館器具使用料

| 区 分 | 使用料（1回につき） |
|-----|------------|
| ピアノ | 500円 |

6 公民館分館冷暖房使用料

| 区 分 | 使用料（1時間当たり） |
|--------------|-------------|
| 会議室（C） | 200円 |
| その他（体育室を除く。） | 250円 |

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の水俣市公民館条例の規定による使用許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

水俣市勤労青少年ホームの廃止に伴い公民館との一元管理により、効率的な施設の運営及び管理を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

平成23年度水俣市一般会計予算

平成23年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,560,724千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算 (単位：千円)

| 歳入 | 款 | 項 | 金額 |
|--------------------------|---|--------------------------|-----------|
| 1. 市 | 税 | | 2,771,954 |
| | | 1. 市 民 税 | 1,069,536 |
| | | 2. 固 定 資 産 税 | 1,481,473 |
| | | 3. 軽 自 動 車 税 | 58,629 |
| | | 4. た ば こ 税 | 158,083 |
| 2. 地 方 譲 与 税 | | 5. 入 湯 税 | 4,233 |
| | | | 122,001 |
| | | 1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 30,000 |
| | | 2. 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 90,000 |
| | | 3. 地 方 道 路 譲 与 税 | 1 |
| 3. 利 子 割 交 付 金 | | 4. 特 別 と ん 譲 与 税 | 2,000 |
| | | | 9,000 |
| | | 1. 利 子 割 交 付 金 | 9,000 |
| | | | 1,000 |
| 4. 配 当 割 交 付 金 | | 1. 配 当 割 交 付 金 | 1,000 |
| | | | 1,000 |
| 5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | | 1,000 |
| | | 1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 1,000 |
| 6. 地 方 消 費 税 交 付 金 | | | 260,000 |
| | | 1. 地 方 消 費 税 交 付 金 | 260,000 |
| 7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | | | 6,000 |
| | | 1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 6,000 |
| 8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | | | 22,000 |
| | | 1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 22,000 |
| 9. 地 方 特 例 交 付 金 | | | 40,000 |
| | | 1. 地 方 特 例 交 付 金 | 40,000 |
| 10. 地 方 交 付 税 | | | 4,950,000 |

| | | |
|-----------------|------------------|------------|
| | 1. 地 方 交 付 税 | 4,950,000 |
| 11. 交通安全対策特別交付金 | | 4,348 |
| | 1. 交通安全対策特別交付金 | 4,348 |
| 12. 分担金及び負担金 | | 148,863 |
| | 1. 分 担 金 | 5,651 |
| | 2. 負 担 金 | 143,212 |
| 13. 使用料及び手数料 | | 177,987 |
| | 1. 使 用 料 | 158,825 |
| | 2. 手 数 料 | 19,162 |
| 14. 国 庫 支 出 金 | | 2,082,884 |
| | 1. 国 庫 負 担 金 | 1,601,536 |
| | 2. 国 庫 補 助 金 | 474,132 |
| | 3. 委 託 金 | 7,216 |
| 15. 県 支 出 金 | | 1,180,168 |
| | 1. 県 負 担 金 | 460,014 |
| | 2. 県 補 助 金 | 641,140 |
| | 3. 委 託 金 | 79,014 |
| 16. 財 産 収 入 | | 21,117 |
| | 1. 財 産 運 用 収 入 | 8,362 |
| | 2. 財 産 売 払 収 入 | 12,755 |
| 17. 寄 附 金 | | 52 |
| | 1. 寄 附 金 | 52 |
| 18. 繰 入 金 | | 336,560 |
| | 1. 基 金 繰 入 金 | 336,559 |
| | 2. 特 別 会 計 繰 入 金 | 1 |
| 19. 繰 越 金 | | 1 |
| | 1. 繰 越 金 | 1 |
| 20. 諸 収 入 | | 293,489 |
| | 1. 延滞金加算金及び過料 | 5,118 |
| | 2. 市 預 金 利 子 | 2 |
| | 3. 貸 付 金 元 利 収 入 | 114,399 |
| | 4. 雑 収 入 | 169,333 |
| | 5. 受 託 事 業 収 入 | 4,637 |
| 21. 市 債 | | 1,132,300 |
| | 1. 市 債 | 1,132,300 |
| 歳 入 合 計 | | 13,560,724 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------|----------------------|-----------|
| 1. 議 会 費 | | 196,392 |
| | 1. 議 会 費 | 196,392 |
| 2. 総 務 費 | | 1,501,845 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 1,096,219 |
| | 2. 徴 税 費 | 181,994 |
| | 3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 | 76,401 |

| | | |
|-----------|----------------|------------|
| | 4. 選挙費 | 55,584 |
| | 5. 統計調査費 | 57,994 |
| | 6. 監査委員費 | 33,653 |
| 3. 民生費 | | 4,740,418 |
| | 1. 社会福祉費 | 2,200,482 |
| | 2. 児童福祉費 | 1,683,221 |
| | 3. 生活保護費 | 856,715 |
| 4. 衛生費 | | 1,804,845 |
| | 1. 保健衛生費 | 319,607 |
| | 2. 清掃費 | 809,046 |
| | 3. 簡易水道設置費 | 9,717 |
| | 4. 環境対策費 | 302,050 |
| | 5. 病院費 | 364,425 |
| 5. 農林水産業費 | | 396,604 |
| | 1. 農業費 | 304,611 |
| | 2. 林業費 | 62,682 |
| | 3. 水産業費 | 29,311 |
| 6. 商工費 | | 333,498 |
| | 1. 商工費 | 151,904 |
| | 2. 総合経済対策費 | 181,594 |
| 7. 土木費 | | 1,391,853 |
| | 1. 土木管理費 | 8,922 |
| | 2. 道路橋りょう費 | 274,816 |
| | 3. 河川費 | 15,666 |
| | 4. 港湾費 | 119 |
| | 5. 都市計画費 | 992,929 |
| | 6. 住宅費 | 99,401 |
| 8. 消防費 | | 413,075 |
| | 1. 消防費 | 413,075 |
| 9. 教育費 | | 1,388,038 |
| | 1. 教育総務費 | 725,349 |
| | 2. 小学校費 | 132,013 |
| | 3. 中学校費 | 91,760 |
| | 4. 社会教育費 | 205,684 |
| | 5. 保健体育費 | 233,232 |
| 10. 災害復旧費 | | 23 |
| | 1. 農林水産施設災害復旧費 | 1 |
| | 2. 公共土木施設災害復旧費 | 22 |
| 11. 公債費 | | 1,379,133 |
| | 1. 公債費 | 1,379,133 |
| 12. 予備費 | | 15,000 |
| | 1. 予備費 | 15,000 |
| 歳出 | 合計 | 13,560,724 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------------|-------------|----------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共事業等（農業農村事業） | 千円 4,500 | 証書借入又は 証券発行 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 公共事業等（災害関連事業） | 1,700 | | | |
| 公共事業等（公営住宅関連事業） | 2,900 | | | |
| 公 営 住 宅 建 設 事 業 | 21,300 | | | |
| 自 然 災 害 防 止 事 業 | 8,100 | | | |
| 地 方 道 路 等 整 備 事 業 | 43,600 | | | |
| 過 疎 対 策 事 業 | 650,200 | | | |
| 臨 時 財 政 対 策 費 | 400,000 | | | |
| 計 | 1,132,300 | | | |

議第12号

平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,197,292千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------|------------------|-----------|
| 1. 国 民 健 康 保 険 税 | | 505,118 |
| | 1. 国 民 健 康 保 険 税 | 505,118 |
| 2. 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 534 |
| | 1. 手 数 料 | 534 |
| 3. 国 庫 支 出 金 | | 1,093,670 |

| | | |
|----------------------|------------------------|-----------|
| | 1. 国 庫 負 担 金 | 589,330 |
| | 2. 国 庫 補 助 金 | 504,340 |
| 4. 県 支 出 金 | | 197,938 |
| | 1. 県 負 担 金 | 15,656 |
| | 2. 県 補 助 金 | 182,282 |
| 5. 療 養 給 付 費 等 交 付 金 | | 226,613 |
| | 1. 療 養 給 付 費 等 交 付 金 | 226,613 |
| 6. 前 期 高 齢 者 交 付 金 | | 1,223,246 |
| | 1. 前 期 高 齢 者 交 付 金 | 1,223,246 |
| 7. 共 同 事 業 交 付 金 | | 547,925 |
| | 1. 共 同 事 業 交 付 金 | 547,925 |
| 8. 財 産 収 入 | | 63 |
| | 1. 財 産 運 用 収 入 | 63 |
| 9. 繰 入 金 | | 397,022 |
| | 1. 他 会 計 繰 入 金 | 240,250 |
| | 2. 基 金 繰 入 金 | 156,772 |
| 10. 繰 越 金 | | 1 |
| | 1. 繰 越 金 | 1 |
| 11. 諸 収 入 | | 5,162 |
| | 1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 | 2,627 |
| | 2. 市 預 金 利 子 | 1 |
| | 3. 雑 入 | 2,534 |
| 歳 入 合 計 | | 4,197,292 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------------|--------------------------|-----------|
| 1. 総 務 費 | | 80,348 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 42,569 |
| | 2. 徴 税 費 | 32,494 |
| | 3. 運 営 協 議 会 費 | 123 |
| | 4. 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費 | 5,162 |
| 2. 保 険 給 付 費 | | 3,077,132 |
| | 1. 療 養 諸 費 | 2,783,751 |
| | 2. 高 額 医 療 費 | 280,579 |
| | 3. 移 送 費 | 2 |
| | 4. 出 産 育 児 諸 費 | 11,760 |
| | 5. 葬 祭 諸 費 | 1,040 |
| 3. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 | | 315,187 |
| | 1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 | 315,187 |
| 4. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等 | | 520 |
| | 1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等 | 520 |
| 5. 老 人 保 健 拠 出 金 | | 4,631 |
| | 1. 老 人 保 健 拠 出 金 | 4,631 |
| 6. 介 護 納 付 金 | | 148,143 |

| | | |
|------------|---------------|-----------|
| | 1. 介護納付金 | 148,143 |
| 7. 共同事業拠出金 | | 498,617 |
| | 1. 共同事業拠出金 | 498,617 |
| 8. 保健事業費 | | 22,763 |
| | 1. 保健事業費 | 6,582 |
| | 2. 特定健康診査等事業費 | 16,181 |
| 9. 基金積立金 | | 63 |
| | 1. 基金積立金 | 63 |
| 10. 公債費 | | 165 |
| | 1. 公債費 | 165 |
| 11. 諸支出金 | | 9,723 |
| | 1. 償還金及び還付加算金 | 2,002 |
| | 2. 繰出金 | 7,721 |
| 12. 予備費 | | 40,000 |
| | 1. 予備費 | 40,000 |
| 歳出 | 合計 | 4,197,292 |

第2表 債務負担行為

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-------------|----------------------|-----------|
| 特定保健指導業務委託料 | 自 平成24年度 至 平成24年度 | 千円 930 |

議第13号

平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ392,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|---------------|---------|
| 1. 保険料 | | 262,473 |
| | 1. 後期高齢者医療保険料 | 262,473 |
| 2. 使用料及び手数料 | | 148 |
| | 1. 手数料 | 148 |
| 3. 繰入金 | | 129,273 |

| | | |
|--------|---------------|---------|
| | 1. 一般会計繰入金 | 129,273 |
| 4. 繰越金 | | 2 |
| | 1. 繰越金 | 2 |
| 5. 諸収入 | | 545 |
| | 1. 延滞金加算金及び過料 | 34 |
| | 2. 償還金及び還付加算金 | 510 |
| | 3. 預金利子 | 1 |
| 歳入 | 合計 | 392,441 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------------|---------|
| 1. 総務費 | | 391,931 |
| | 1. 総務管理費 | 21,952 |
| | 2. 徴収費 | 10,519 |
| | 3. 後期高齢者医療広域連合納付金 | 359,460 |
| 2. 諸支出金 | | 510 |
| | 1. 償還金及び還付加算金 | 510 |
| 歳出 | 合計 | 392,441 |

議第14号

平成23年度水俣市介護保険特別会計予算

平成23年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,902,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|----------|---------|
| 1. 保険料 | | 453,321 |
| | 1. 介護保険料 | 453,321 |
| 2. 分担金及び負担金 | | 2,187 |

| | | |
|------------------|------------------|-----------|
| | 1. 負 担 金 | 2,187 |
| 3. 使用料及び手数料 | | 96 |
| | 1. 手 数 料 | 96 |
| 4. 国 庫 支 出 金 | | 752,594 |
| | 1. 国 庫 負 担 金 | 489,461 |
| | 2. 国 庫 補 助 金 | 263,133 |
| 5. 支 払 基 金 交 付 金 | | 835,782 |
| | 1. 支 払 基 金 交 付 金 | 835,782 |
| 6. 県 支 出 金 | | 418,314 |
| | 1. 県 負 担 金 | 408,288 |
| | 2. 県 補 助 金 | 10,026 |
| 7. 繰 入 金 | | 440,175 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 433,954 |
| | 2. 基 金 繰 入 金 | 6,221 |
| 8. 繰 越 金 | | 1 |
| | 1. 繰 越 金 | 1 |
| 9. 諸 収 入 | | 57 |
| | 1. 延滞金、加算金及び過料 | 48 |
| | 2. 預 金 利 子 | 1 |
| | 3. 雑 入 | 8 |
| 10. 財 産 収 入 | | 11 |
| | 1. 財 産 運 用 収 入 | 11 |
| 歳 入 | 合 計 | 2,902,538 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|----------------------------|-----------|
| 1. 総 務 費 | | 76,643 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 37,368 |
| | 2. 徴 収 費 | 7,133 |
| | 3. 介 護 認 定 審 査 会 費 | 31,865 |
| | 4. 趣 旨 普 及 費 | 29 |
| | 5. 運 営 協 議 会 費 | 248 |
| 2. 保 険 給 付 費 | | 2,762,300 |
| | 1. 介 護 サービス等諸費 | 2,432,600 |
| | 2. 介 護 予 防 サービス等諸費 | 159,000 |
| | 3. そ の 他 諸 費 | 3,400 |
| | 4. 高 額 介 護 サービス等費 | 57,100 |
| | 5. 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費 | 10,100 |
| | 6. 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費 | 100,100 |
| 3. 地 域 支 援 事 業 | | 61,181 |
| | 1. 介 護 予 防 事 業 | 25,822 |
| | 2. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 | 35,359 |
| 4. 基 金 積 立 金 | | 12 |
| | 1. 基 金 積 立 金 | 12 |
| 5. 公 債 費 | | 1 |

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| | 1. 公 債 費 | 1 |
| 6. 諸 支 出 金 | | 401 |
| | 1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 | 401 |
| 7. 予 備 費 | | 2,000 |
| | 1. 予 備 費 | 2,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 2,902,538 |

議第15号

平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成23年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,485,597千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------|------------------------|-----------|
| 1. 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 7,244 |
| | 1. 負 担 金 | 7,244 |
| 2. 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 276,429 |
| | 1. 使 用 料 | 276,418 |
| | 2. 手 数 料 | 11 |
| 3. 国 庫 支 出 金 | | 177,120 |
| | 1. 国 庫 補 助 金 | 177,120 |
| 4. 繰 入 金 | | 715,269 |
| | 1. 繰 入 金 | 715,269 |
| 5. 繰 越 金 | | 1 |
| | 1. 繰 越 金 | 1 |
| 6. 諸 収 入 | | 1,934 |
| | 1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 | 1 |
| | 2. 預 金 利 子 | 1 |
| | 3. 雑 入 | 1,932 |
| 7. 市 債 | | 307,600 |
| | 1. 市 債 | 307,600 |
| 歳 入 | 合 計 | 1,485,597 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------------|--------------------|-----------|
| 1. 公 共 下 水 道 事 業 費 | | 568,391 |
| | 1. 公 共 下 水 道 事 業 費 | 568,391 |
| 2. 公 債 費 | | 916,206 |
| | 1. 公 債 費 | 916,206 |
| 3. 予 備 費 | | 1,000 |
| | 1. 予 備 費 | 1,000 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,485,597 |

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------|----------------------|----------------------------|
| 水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償 | 自 平成23年度 至 平成29年度 | 千円 未償還元金利子、延滞金に対する損失補償額 |
| 水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給 | 自 平成23年度 至 平成29年度 | 償還利子に対する利子補給額 |

第3表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|---------------|---------------|----------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公 共 下 水 道 事 業 | 千円 229,500 | 証書借入又は 証券発行 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 過 疎 対 策 事 業 | 78,100 | | | |
| 計 | 307,600 | | | |

議第16号

平成23年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 総合医療センター 417床 (一般413床、感染4床)
- (2) 年間患者数
- | | | | | |
|-------|----------|----------|-----|----------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 114,192人 | | |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 212,905人 | | |
| | 診 療 所 | 1,504人 | 合 計 | 214,409人 |
- (3) 一日平均患者数
- | | | | | |
|-------|----------|------|-----|------|
| ア 入 院 | 総合医療センター | 312人 | | |
| イ 外 来 | 総合医療センター | 869人 | | |
| | 診 療 所 | 16人 | 合 計 | 885人 |
- (4) 主要な建設改良事業
- | | | | | |
|-----------|----------|-----------|--|--|
| 建 設 工 事 費 | 総合医療センター | 138,300千円 | | |
|-----------|----------|-----------|--|--|

| | | | | |
|-----------|----------|-----------|----|-----------|
| 固定資産購入費 | | | | |
| (車両購入費) | 総合医療センター | 2,000千円 | | |
| (器械備品購入費) | 総合医療センター | 259,814千円 | 合計 | 261,814千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 | 入 |
|-----|--------------|---|-------------|
| 第1款 | 総合医療センター事業収益 | | 6,520,026千円 |
| 第1項 | 医業収益 | | 6,260,278千円 |
| 第2項 | 医業外収益 | | 248,447千円 |
| 第3項 | 特別利益 | | 11,301千円 |
| 第2款 | 診療所事業収益 | | 15,689千円 |
| 第1項 | 医業収益 | | 13,915千円 |
| 第2項 | 医業外収益 | | 1,772千円 |
| 第3項 | 特別利益 | | 2千円 |
| | 収益的収入合計 | | 6,535,715千円 |

| | | 支 | 出 |
|-----|-------------|---|-------------|
| 第1款 | 総合医療センター事業費 | | 6,431,461千円 |
| 第1項 | 医業費用 | | 6,223,382千円 |
| 第2項 | 医業外費用 | | 159,684千円 |
| 第3項 | 特別損失 | | 48,395千円 |
| 第2款 | 診療所事業費 | | 22,954千円 |
| 第1項 | 医業費用 | | 22,850千円 |
| 第2項 | 医業外費用 | | 3千円 |
| 第3項 | 特別損失 | | 101千円 |
| 第3款 | 予備費 | | 2,000千円 |
| 第1項 | 予備費 | | 2,000千円 |
| | 収益的支出合計 | | 6,456,415千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,114千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,039千円、過年度分損益勘定留保資金346,075千円で補てんするものとする。）。

| | | 収 | 入 |
|-----|---------------|---|-----------|
| 第1款 | 総合医療センター資本的収入 | | 551,320千円 |
| 第1項 | 企業債 | | 393,400千円 |
| 第2項 | 固定資産売却代金 | | 1千円 |
| 第3項 | 補助金 | | 2千円 |
| 第4項 | 負担金 | | 155,292千円 |
| 第5項 | 繰入金 | | 2,625千円 |
| | 資本的収入合計 | | 551,320千円 |

| | | 支 | 出 |
|-----|---------------|---|-----------|
| 第1款 | 総合医療センター資本的支出 | | 915,434千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | 400,114千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | | 515,320千円 |
| 第2款 | 予備費 | | 1,000千円 |
| 第1項 | 予備費 | | 1,000千円 |
| | 資本的支出合計 | | 916,434千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------------------------|----------------------|-----------------|
| 総合医療センター 看護システム(NANDA-NOC-NIC) ライセンス使用料 | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 2,200米国ドルに相当する額 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|------------------------------|---------------|-------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合医療 センター 病院施設 整備事業 | 千円 138,000 | 証書借入 | 4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。 |
| 医療機械器具 等整備事業 | 255,400 | | | |
| 計 | 393,400 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| 病院別 | 区分 | 科 目 | | 備 考 |
|------------|----|----------------------------|-----------|-----|
| | | (1) 職員給与費 | (2) 交 際 費 | |
| 1 総合医療センター | | 3,591,677千円 (3,172,260) | 500千円 | |
| 2 久木野診療所 | | 6,717 (5,308) | | |
| 合 計 | | 3,598,394 (3,177,568) | 500 | |

※ 上記の()書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

| 病 院 別 | 限 度 額 |
|------------|-------------|
| 1 総合医療センター | 1,332,656千円 |
| 2 久木野診療所 | 14,490 |
| 合 計 | 1,347,146 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| | 種 類 | 名 称 | |
|----------|------|---------------|----|
| 1 取得する資産 | 器械備品 | 高圧蒸気滅菌装置 | 一式 |
| | 器械備品 | 全自動生化学・免疫分析装置 | 一式 |
| | 器械備品 | 検査システム | 一式 |
| | 器械備品 | 多項目自動血球分析装置 | 一式 |

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第17号

平成23年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|-------------------|----------------------|----------|
| (1) 給 水 戸 数 | 10,452戸 | |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 2,938,594頃 | |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 8,050頃 | |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| ア 建設改良工事 | 陣内1・2丁目配水管改良工事(第2工区) | 22,283千円 |
| イ 機械器具購入費 | 第2水源地濁度計取替 | 4,536千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業収益 | 475,438千円 |
| 第1項 営業収益 | 470,434千円 |
| 第2項 営業外収益 | 5,002千円 |
| 第3項 特別利益 | 2千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 水道事業費 | 383,175千円 |
| 第1項 営業費用 | 339,483千円 |
| 第2項 営業外費用 | 42,542千円 |
| 第3項 特別損失 | 150千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額213,725千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,144千円、減債積立金90,000千円、過年度分損益勘定留保資金5,686千円及び当年度分損益勘定留保資金113,895千円で補てんするものとする。)

| 収 入 | |
|--------------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 1,379千円 |
| 第1項 負担金 | 1,378千円 |
| 第2項 固定資産売却代金 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 215,104千円 |
| 第1項 建設改良費 | 93,436千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 120,668千円 |
| 第3項 予備費 | 1,000千円 |

(予定支出の各経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 136,132千円 |
|-----------|-----------|

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、656千円と定める。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第18号

平成22年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ905,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,631,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・廃止・変更は「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既 定 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 市 税 | | 2,782,922 | 344,179 | 3,127,101 |
| | 1. 市 民 税 | 1,100,737 | 348,553 | 1,449,290 |
| | 2. 固 定 資 産 税 | 1,475,818 | △7,606 | 1,468,212 |
| | 4. た ば こ 税 | 143,395 | 4,364 | 147,759 |
| | 5. 入 湯 税 | 5,027 | △1,132 | 3,895 |
| 12. 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 155,589 | △4,846 | 150,743 |
| | 1. 分 担 金 | 7,372 | 1,270 | 8,642 |
| | 2. 負 担 金 | 148,217 | △6,116 | 142,101 |
| 13. 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 177,288 | 496 | 177,784 |
| | 1. 使 用 料 | 157,918 | 496 | 158,414 |
| 14. 国 庫 支 出 金 | | 1,837,312 | 121,533 | 1,958,845 |
| | 1. 国 庫 負 担 金 | 1,489,699 | 17,045 | 1,506,744 |
| | 2. 国 庫 補 助 金 | 339,261 | 104,439 | 443,700 |
| | 3. 委 託 金 | 8,352 | 49 | 8,401 |
| 15. 県 支 出 金 | | 1,475,619 | 133,728 | 1,609,347 |
| | 1. 県 負 担 金 | 448,263 | 13,678 | 461,941 |
| | 2. 県 補 助 金 | 922,353 | 120,957 | 1,043,310 |
| | 3. 委 託 金 | 105,003 | △907 | 104,096 |

| | | | | |
|---------------|------------------|------------|---------|------------|
| 16. 財 産 収 入 | | 119,600 | △1,437 | 118,163 |
| | 2. 財 産 売 払 収 入 | 107,866 | △1,437 | 106,429 |
| 17. 寄 附 金 | | 1,052 | 100 | 1,152 |
| | 1. 寄 附 金 | 1,052 | 100 | 1,152 |
| 18. 繰 入 金 | | 120,924 | △237 | 120,687 |
| | 1. 基 金 繰 入 金 | 120,623 | △363 | 120,260 |
| | 2. 特 別 会 計 繰 入 金 | 301 | 126 | 427 |
| 19. 繰 越 金 | | 61,190 | 52,715 | 113,905 |
| | 1. 繰 越 金 | 61,190 | 52,715 | 113,905 |
| 20. 諸 収 入 | | 627,145 | 18,785 | 645,930 |
| | 3. 貸 付 金 元 利 収 入 | 119,716 | △6,000 | 113,716 |
| | 4. 雑 入 | 498,804 | 24,785 | 523,589 |
| 21. 市 債 | | 1,097,130 | 240,800 | 1,337,930 |
| | 1. 市 債 | 1,097,130 | 240,800 | 1,337,930 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 5,270,349 | | 5,270,349 |
| 歳 入 合 計 | | 13,726,120 | 905,816 | 14,631,936 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既 定 額 | 補 正 額 | 計 |
|----------------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 2. 総 務 費 | | 1,755,562 | 435,807 | 2,191,369 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 1,241,269 | 449,048 | 1,690,317 |
| | 2. 徴 税 費 | 173,600 | △11,211 | 162,389 |
| | 4. 選 挙 費 | 41,300 | 866 | 42,166 |
| | 5. 統 計 調 査 費 | 200,399 | △2,896 | 197,503 |
| 3. 民 生 費 | | 4,856,666 | 59,126 | 4,915,792 |
| | 1. 社 会 福 祉 費 | 2,353,241 | 47,931 | 2,401,172 |
| | 2. 児 童 福 祉 費 | 1,640,950 | 9,486 | 1,650,436 |
| | 3. 生 活 保 護 費 | 862,475 | 1,709 | 864,184 |
| 4. 衛 生 費 | | 1,667,670 | 38,723 | 1,706,393 |
| | 1. 保 健 衛 生 費 | 307,073 | 3,708 | 310,781 |
| | 2. 清 掃 費 | 763,455 | △2,231 | 761,224 |
| | 4. 環 境 対 策 費 | 226,212 | △219 | 225,993 |
| | 5. 病 院 費 | 362,535 | 37,465 | 400,000 |
| 5. 農 林 水 産 業 費 | | 371,821 | 5,665 | 377,486 |
| | 1. 農 業 費 | 279,824 | 3,745 | 283,569 |
| | 2. 林 業 費 | 57,051 | 440 | 57,491 |
| | 3. 水 産 業 費 | 34,946 | 1,480 | 36,426 |
| 6. 商 工 費 | | 705,453 | 176,102 | 881,555 |
| | 1. 商 工 費 | 688,853 | 176,203 | 865,056 |
| | 2. 総 合 経 済 対 策 費 | 16,600 | △101 | 16,499 |
| 7. 土 木 費 | | 1,315,644 | 89,481 | 1,405,125 |
| | 1. 土 木 管 理 費 | 8,946 | 2,702 | 11,648 |
| | 2. 道 路 橋 り よ う 費 | 301,663 | 22,159 | 323,822 |
| | 3. 河 川 費 | 17,030 | △3,908 | 13,122 |
| | 4. 港 湾 費 | 2,634 | △100 | 2,534 |

| | | | | |
|---------------|----------------|------------|---------|------------|
| | 5. 都市計画費 | 897,668 | 68,665 | 966,333 |
| | 6. 住宅費 | 87,703 | △37 | 87,666 |
| 8. 消防費 | | 347,016 | △7,851 | 339,165 |
| | 1. 消防費 | 347,016 | △7,851 | 339,165 |
| 9. 教育費 | | 1,158,644 | 127,389 | 1,286,033 |
| | 1. 教育総務費 | 509,808 | 133,001 | 642,809 |
| | 2. 小学校費 | 108,993 | △2,093 | 106,900 |
| | 3. 中学校費 | 116,450 | △15 | 116,435 |
| | 4. 社会教育費 | 189,614 | △239 | 189,375 |
| | 5. 保健体育費 | 233,779 | △3,265 | 230,514 |
| 10. 災害復旧費 | | 28,850 | △10,134 | 18,716 |
| | 1. 農林水産施設災害復旧費 | 7,262 | △3,370 | 3,892 |
| | 2. 公共土木施設災害復旧費 | 21,414 | △6,764 | 14,650 |
| 11. 公債費 | | 1,344,168 | △8,492 | 1,335,676 |
| | 1. 公債費 | 1,344,168 | △8,492 | 1,335,676 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 174,626 | | 174,626 |
| 歳出合計 | | 13,726,120 | 905,816 | 14,631,936 |

第2表 繰越明許費補正

1 追加

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | |
|-----------|------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 地上デジタル放送対策関係経費 | 千円 24,966 | |
| | | 市庁舎管理事業 | 1,403 | |
| | | 交通安全施設整備事業 | 2,000 | |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 高齢者福祉センター管理運営費 | 2,615 | |
| | | 福祉住宅改修工事 | 2,257 | |
| 4. 衛生費 | 3. 簡易水道設置費 | 簡易水道事業 | 6,300 | |
| | 4. 環境対策費 | 水俣病資料館整備事業 | 3,476 | |
| 5. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 農業活性化緊急基盤整備事業 | 11,131 | |
| | | 元気村づくり推進事業 | 8,693 | |
| | 2. 林業費 | 県産材利用加速化促進事業 | 500 | |
| | 3. 水産業費 | 漁港施設等維持管理費 | 2,730 | |
| 6. 商工費 | 1. 商工費 | 湯の児地区観光開発事業 | 31,975 | |
| | | 湯の鶴地区観光開発事業 | 180,553 | |
| 7. 土木費 | 1. 土木管理費 | 公共事業用地登記事務経費 | 3,082 | |
| | | 2. 道路橋りょう費 | 市内一円市道維持補修費 | 20,990 |
| | | | 市内一円道路改良事業 | 18,138 |
| | | | 八ノ窪・湯出線道路改良事業(交付金事業) | 42,505 |
| | | | 牧ノ内・大迫線道路改良事業(交付金事業) | 8,519 |
| | | | 牧ノ内・大迫線道路改良事業(地方特定事業) | 10,000 |
| | 3. 河川費 | 市内一円河川等維持補修費 | 600 | |
| | 5. 都市計画費 | 市内一円公園維持管理経費 | 1,976 | |
| | | 大崎鼻公園再整備事業 | 80,035 | |
| | | 都市再生整備事業(提案事業・事業活用調査) | 4,195 | |
| 6. 住宅費 | | 耐震改修促進事業 | 8,603 | |

| | | | |
|--------|-------------|----------------|---------|
| 9. 教育費 | 1. 教育総務費 | 環境共生型住宅モデル整備事業 | 2,003 |
| | | 小中学校施設整備事業 | 24,000 |
| | | 小中学校施設耐震化推進事業 | 206,013 |
| | | 太陽光発電設備設置事業 | 81,823 |
| | | 公立小中学校ICT整備事業 | 17,424 |
| | 小中学校再編成推進事業 | 2,020 | |
| | 5. 保健体育費 | 体育施設管理運営費 | 1,079 |

2 変更

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|--------|----------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 介護予防地域づくり事業 | 千円 31,650 | 介護予防地域づくり事業 | 千円 35,400 |
| 9. 教育費 | 1. 教育総務費 | 学校エコ改修と環境教育事業 | 19,994 | 学校エコ改修と環境教育事業 | 95,522 |

第3表 債務負担行為補正

1 追加

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------------------------------------|--------------------|-----------|
| 水俣市議会会議録印刷業務 (議会事務局) | 自平成22年度 至平成23年度 | 千円 501 |
| 広報みなまた印刷業務 (総務課) | 自平成22年度 至平成23年度 | 4,000 |
| 電算端末パソコン購入費 (総務課) | 自平成22年度 至平成23年度 | 872 |
| 自転車市民共同利用システム保守点検委託料 (企画課) | 自平成22年度 至平成23年度 | 252 |
| 市民活動総合補償保険料 (企画課) | 自平成22年度 至平成24年度 | 1,700 |
| 県議選・市議選共同選挙ポスター掲示場設置及び撤去委託料 (選挙管理委員会) | 自平成22年度 至平成23年度 | 2,571 |
| 県議会議員選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会) | 自平成22年度 至平成23年度 | 335 |
| 県議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会) | 自平成22年度 至平成23年度 | 189 |
| 県議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃収納委託料 (選挙管理委員会) | 自平成22年度 至平成23年度 | 34 |
| 水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証 (都市政策課) | 自平成22年度 至平成23年度 | 103,032 |
| 防災行政無線保守点検委託料 (総務課) | 自平成22年度 至平成23年度 | 4,345 |
| スクールバス運行業務委託料 (教育総務課) | 自平成22年度 至平成23年度 | 11,757 |

2 廃止

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------------------------------|--------------------|-------------|
| 家畜疾病経営維持資金の融資に対する利子補給 (農林水産振興課) | 自平成22年度 至平成25年度 | 千円 1,328 |
| 家畜疾病緊急対策資金の融資に対する利子補給 (農林水産振興課) | 自平成23年度 至平成25年度 | 596 |
| 自立経営体育成資金の融資に対する利子補給 (農林水産振興課) | 自平成23年度 至平成32年度 | 139 |

第4表 地方債補正

変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|--------------------|--------------|-------|----|-------|--------------|-------|----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 一般公共事業 (農業農村事業) | 千円 18,300 | | | | 千円 12,200 | | | |
| 一般公共事業 (災害関連事業) | 5,100 | | | | 5,900 | | | |
| 災害復旧事業 | 6,200 | | | | 3,800 | | | |
| 自然災害防止事業 | 8,800 | | | | 4,100 | | | |
| 地方道路等整備事業 | 65,800 | | | | 68,200 | | | |
| 過疎対策事業 | 288,000 | | | | 538,800 | | | |
| 補正されなかった事業に係る額 | 704,930 | | | | 704,930 | | | |
| 計 | 1,097,130 | | | | 1,337,930 | | | |

議第19号

平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,220,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 国民健康保険税 | | 515,885 | △29,310 | 486,575 |
| | 1. 国民健康保険税 | 515,885 | △29,310 | 486,575 |
| 3. 国庫支出金 | | 1,258,746 | △14 | 1,258,732 |
| | 1. 国庫負担金 | 630,175 | △4,478 | 625,697 |
| | 2. 国庫補助金 | 628,571 | 4,464 | 633,035 |
| 6. 前期高齢者交付金 | | 1,065,354 | 94,230 | 1,159,584 |
| | 1. 前期高齢者交付金 | 1,065,354 | 94,230 | 1,159,584 |
| 7. 共同事業交付金 | | 549,359 | △37,866 | 511,493 |
| | 1. 共同事業交付金 | 549,359 | △37,866 | 511,493 |
| 9. 繰入金 | | 254,140 | 6,480 | 260,620 |
| | 1. 他会計繰入金 | 239,128 | 3,810 | 242,938 |
| | 2. 基金繰入金 | 15,012 | 2,670 | 17,682 |
| 11. 諸収入 | | 4,900 | △1,520 | 3,380 |

| | | | | |
|---------------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 3. 雑 入 | 2,099 | △1,520 | 579 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 540,266 | | 540,266 |
| 歳 入 合 計 | | 4,188,650 | 32,000 | 4,220,650 |

歳 出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既 定 額 | 補 正 額 | 計 |
|------------------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 総 務 費 | | 77,477 | 4,192 | 81,669 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 41,886 | 4,192 | 46,078 |
| 2. 保 険 給 付 費 | | 3,023,151 | 34,375 | 3,057,526 |
| | 1. 療 養 諸 費 | 2,690,164 | 34,375 | 2,724,539 |
| 3. 後期高齢者支援金等 | | 362,517 | △47,330 | 315,187 |
| | 1. 後期高齢者支援金等 | 362,517 | △47,330 | 315,187 |
| 4. 前期高齢者納付金等 | | 1,032 | △512 | 520 |
| | 1. 前期高齢者納付金等 | 1,032 | △512 | 520 |
| 5. 老人保健拠出金 | | 19,454 | △14,823 | 4,631 |
| | 1. 老人保健拠出金 | 19,454 | △14,823 | 4,631 |
| 6. 介 護 納 付 金 | | 150,681 | △2,538 | 148,143 |
| | 1. 介 護 納 付 金 | 150,681 | △2,538 | 148,143 |
| 7. 共 同 事 業 拠 出 金 | | 476,974 | 42,721 | 519,695 |
| | 1. 共 同 事 業 拠 出 金 | 476,974 | 42,721 | 519,695 |
| 8. 保 健 事 業 費 | | 27,624 | △1,520 | 26,104 |
| | 2. 特定健康診査等事業費 | 20,524 | △1,520 | 19,004 |
| 11. 諸 支 出 金 | | 9,239 | 17,435 | 26,674 |
| | 1. 償還金及び還付加算金 | 2,302 | 17,163 | 19,465 |
| | 2. 繰 出 金 | 6,937 | 272 | 7,209 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 40,501 | | 40,501 |
| 歳 出 合 計 | | 4,188,650 | 32,000 | 4,220,650 |

第2表 債務負担行為補正

変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-------------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 特定保健指導業務委託料 | 自 平成23年度 至 平成23年度 | 千円 958 | 自 平成23年度 至 平成23年度 | 千円 716 |

議第20号

平成22年度水俣市老人保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度水俣市の老人保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|----------|-------|-----|-------|
| 4. 諸収入 | | 4 | 126 | 130 |
| | 1. 市預金利子 | 1 | 2 | 3 |
| | 2. 雑収入 | 3 | 124 | 127 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 8,009 | | 8,009 |
| 歳入合計 | | 8,013 | 126 | 8,139 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|---------|-------|-----|-------|
| 3. 諸支出金費 | | 2,067 | 126 | 2,193 |
| | 1. 諸支出金 | 2,067 | 126 | 2,193 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 5,946 | | 5,946 |
| 歳出合計 | | 8,013 | 126 | 8,139 |

議第21号

平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成22年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,618千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|---------------|---------|--------|---------|
| 1. 保険料 | | 258,702 | △5,000 | 253,702 |
| | 1. 後期高齢者医療保険料 | 258,702 | △5,000 | 253,702 |
| 3. 繰入金 | | 127,195 | △201 | 126,994 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 127,195 | △201 | 126,994 |
| 4. 繰越金 | | 2 | 1,583 | 1,585 |
| | 1. 繰越金 | 2 | 1,583 | 1,585 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 933 | | 933 |
| 歳入合計 | | 386,832 | △3,618 | 383,214 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-------------------|---------|--------|---------|
| 1. 総務費 | | 386,202 | △3,618 | 382,584 |
| | 2. 徴収費 | 10,495 | 0 | 10,495 |
| | 3. 後期高齢者医療広域連合納付金 | 353,534 | △3,618 | 349,916 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 630 | | 630 |
| 歳出合計 | | 386,832 | △3,618 | 383,214 |

議第22号

平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成22年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,887,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|------------|-----------|------|-----------|
| 7. 繰入金 | | 435,986 | △529 | 435,457 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 429,695 | △529 | 429,166 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 2,452,011 | | 2,452,011 |
| 歳入合計 | | 2,887,997 | △529 | 2,887,468 |

(歳出) (単位：千円)

| 款 | 既定額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---------------|--------|-----------|-----------|----------|-----|------|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 総務費 | 76,580 | △529 | 76,051 | | | △529 | 0 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 2,811,417 | 2,811,417 | | | | |
| 歳出合計 | | 2,887,997 | 2,887,468 | | | △529 | 0 |

議第23号

平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,436千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,628,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|-------------|--------|--------|-----|--------|
| 1. 分担金及び負担金 | | 10,449 | 27 | 10,476 |
| | 1. 負担金 | 10,449 | 27 | 10,476 |

| | | | | |
|---------------|--|-----------|---------|-----------|
| 2. 使用料及び手数料 | | 279,863 | 1,245 | 281,108 |
| 1. 使用料 | | 279,852 | 1,245 | 281,097 |
| 3. 国庫支出金 | | 264,415 | △5,943 | 258,472 |
| 1. 国庫補助金 | | 264,415 | △5,943 | 258,472 |
| 4. 繰入金 | | 720,606 | △13,346 | 707,260 |
| 1. 繰入金 | | 720,606 | △13,346 | 707,260 |
| 6. 諸収入 | | 1,930 | 1,881 | 3,811 |
| 1. 延滞金加算金及び過料 | | 1 | 153 | 154 |
| 3. 雑収入 | | 1,928 | 1,728 | 3,656 |
| 7. 市債 | | 372,200 | △5,300 | 366,900 |
| 1. 市債 | | 372,200 | △5,300 | 366,900 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 1 | | 1 |
| 歳入合計 | | 1,649,464 | △21,436 | 1,628,028 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|---|-----------|---------|-----------|
| 1. 公共下水道事業費 | | 727,369 | △12,934 | 714,435 |
| 1. 公共下水道事業費 | | 727,369 | △12,934 | 714,435 |
| 2. 公債費 | | 921,095 | △8,502 | 912,593 |
| 1. 公債費 | | 921,095 | △8,502 | 912,593 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 1,000 | | 1,000 |
| 歳出合計 | | 1,649,464 | △21,436 | 1,628,028 |

第2表 地方債補正

変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|---------|---------------|-------|----|-------|---------------|-------|----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公共下水道事業 | 千円 262,200 | | | | 千円 259,500 | | | |
| 過疎対策事業 | 110,000 | | | | 107,400 | | | |
| 計 | 372,200 | | | | 366,900 | | | |

議第24号

平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成22年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成22年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

| | (既決予定量) | (補正予定量) | (計) |
|----------------|-----------|----------|-----------|
| 建設工事費 総合医療センター | 13,646千円 | 26,250千円 | 39,896千円 |
| 合計 | 235,349千円 | 26,250千円 | 261,599千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 予算に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|------------------|-------------|----------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 総合医療センター事業収益 | 6,396,880千円 | 694千円 | 6,397,574千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 238,181千円 | 694千円 | 238,875千円 |
| 収 益 的 収 入 合 計 | 6,421,667千円 | 694千円 | 6,422,361千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「374,846千円」を「360,182千円」に、過年度分損益勘定留保資金「363,638千円」を「348,974千円」に改め、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-------------------|-----------|----------|-----------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 総合医療センター資本的収入 | 362,133千円 | 40,914千円 | 403,047千円 |
| 第3項 補 助 金 | 2千円 | 3,449千円 | 3,451千円 |
| 第4項 負 担 金 | 130,405千円 | 37,465千円 | 167,870千円 |
| 資 本 的 収 入 合 計 | 362,133千円 | 40,914千円 | 403,047千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 総合医療センター資本的支出 | 735,979千円 | 26,250千円 | 762,229千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 235,349千円 | 26,250千円 | 261,599千円 |
| 資 本 的 支 出 合 計 | 736,979千円 | 26,250千円 | 763,229千円 |

(債務負担行為)

第5条 予算に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-------------------|----------------------|----------|----------------------|----------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 総合医療センター 保安警備業務委託 | 自 平成22年度 至 平成23年度 | 17,850千円 | 自 平成22年度 至 平成25年度 | 53,550千円 |

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第25号

平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成22年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 平成22年度水俣市水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,061千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額253,841千円」に、「当年度分損益勘定留保資金4,893千円」を「当年度分損益勘定留保資金104,673千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------------|-----------|----------|-----------|
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 188,524千円 | 99,780千円 | 288,304千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 127,353千円 | 0千円 | 127,353千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 60,171千円 | 99,780千円 | 159,951千円 |
| 第3項 予 備 費 | 1,000千円 | 0千円 | 1,000千円 |

平成23年2月25日提出

議第26号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

1 貸付財産

区分 土地及び建物

所在地 水俣市中鶴539番地

(1) 土地

ア 管理教室棟及び特別教室棟用地

面積 963.46㎡のうち838.50㎡

貸付料(年額) 402,480円(減額率50%)

イ 運動場用地

面積 6,315.00㎡のうち2,295.00㎡

貸付料(年額) 1,101,600円(減額率50%)

ウ プール用地

面積 225.25㎡

貸付料(年額) 108,120円(減額率50%)

(2) 建物

ア 管理教室棟及び特別教室棟

構造 鉄筋コンクリート

面積 1,536.22㎡のうち1,287.91㎡

貸付料 無償

イ プール

構造 コンクリート

面積 225.25㎡

貸付料 無償

2 貸付けの相手方

大阪府大阪市北区大淀中1-1-30

センコー株式会社 代表取締役社長 福田 泰久

3 貸付けの目的

センコー株式会社が設立する特定子会社が水耕栽培、キノコ栽培等を実施することにより、地域の障がい者及び高齢者の雇用拡大並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

4 貸付期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

(提案理由)

センコー株式会社に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案のように提案するものである。

議第27号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市連合母子会 会長 西郷 マサ子
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第28号

指定管理者の指定について

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市高齢者福祉センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市老人クラブ連合会 会長 下山 俊雄
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第29号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 川野 剛一
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第32号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まっぼくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

エコパーク野球場の指定管理者を次のように指定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
エコパーク野球場
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市軟式野球連盟 会長 三村 義雄
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

(提案理由)

エコパーク野球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を次のように制定することとする。

平成23年2月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等

(郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。)第3条第1項の規定に基づき、郵便局事務取扱法第2条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、久木野郵便局、釣橋郵便局、湯出郵便局及び袋野郵便局(以下「事務取扱郵便局」という。)を指定する。

(事務の範囲)

第2条 郵便局事務取扱法第2条第1項の規定に基づき、事務取扱郵便局において、次に掲げる水俣市の事務(以下「委託事務」という。)を取り扱わせることとする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書(磁気ディスクをもって調整された戸籍及び除籍に限る。)の交付(当該戸籍又は除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡し
- (2) 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (3) 外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (4) 住民票の写し(磁気ディスクをもって調整された住民票に限る。)及び住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (5) 戸籍の附票の写し(磁気ディスクをもって調整された戸籍に限る。)の交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡し
- (6) 印鑑登録証明書の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び引渡し

(取扱期間)

第3条 事務取扱郵便局における委託事務の取扱期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(協定)

第4条 第1条から前条までに定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市と郵便局株式会社が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この指定は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

○議長(松本和幸君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 平成23年第1回水俣市議会定例会の開会にあたり、提案理由の説明に先立ち、平成23年度の施政方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

現在、国内の自治体は、どこも大変厳しい状況にあります。そのような中であって、本市が生き残るためには、よその自治体と違う水俣ならではの水俣づくりをしていかなければなりません。

水俣の特性を活かした環境をまちづくりの基軸に据え、本年度は、市民が「豊かさと活気を実感できるまち」、「安心していきいきと暮らせるまち」を目指します。常に弱者の視点に立ちながら、水俣の発展に向けた市政運営に、目に見える形でかつスピーディに取り組んでまいります。

まず、市政運営の基本方針について申し上げます。

本年度の市政運営の基本方針として、5つの方針を定めました。

第1に、環境産業で新たな経済の柱をつくっていきます。

環境モデル都市事業を推進するとともに、エコタウンなどのリサイクル産業に加え、水俣の自然に配慮した新エネルギー産業を創出し、環境産業で新たな経済の柱をつくっていきます。

第2に、地場産業支援でさらなる経済振興を図ります。

チッソなどを中心とした製造業、本市でめざましい発展を遂げている医療福祉産業を支援していくとともに、流動人口の拡大を宿泊観光や商業の活性化につなげるなど、さらなる経済振興を図っていきます。

第3に、安心して住めるまちづくりを進めます。

高齢者が安心していきいきと暮らせるまち、安心して子どもを育てられるまち、障がいをお持ちの方などが不便を感じることなく安心して過ごせるまちを目指した施策を展開します。

第4に、教育・文化・スポーツの振興に努めます。

子どものさらなる学力アップと豊かな人格形成、市民が健康で充実したライフスタイルを形成できるように、教育・文化・スポーツの振興に努めます。

第5に、行財政改革を推進します。

経営意識と危機意識を持って行財政運営に取り組み、市民と共に汗をかく信頼される職員の育成に努めます。

以下、基本方針を基に、本年度進める具体的な施策や事業について申し上げます。

まず、地域経済の活性化について申し上げます。

地元企業の支援につきましては、新たに産業技術開発に関する基金を積立て、新商品や新技術の開発、販売拡大等につなげるための補助・支援を行います。今や環境関連事業はその業種を問わず全世界的なビジネスチャンスとなっております。環境モデル都市である本市の企業が最新の情報を収集し、事業展開につなげていくための支援も積極的に行います。また、水俣市中小企業経営安定資金融資制度を利用しやすくするため、その信用保証料の限度保証額を20万円まで引き

上げるなど、地元企業の安定的な経営や雇用の維持につながる支援も強力に進めます。

企業誘致につきましては、設備投資や拡張を予定している企業を対象としたアンケート調査を実施し、本市に少しでも企業進出の関心を示された企業を積極的に訪問し誘致を行うなど、水俣に1社でも多くの企業が立地できるように取り組みを進めます。また、本市では一昨年度からレアメタルのリサイクル実証実験を行っております。今後は、南九州におけるレアメタルリサイクルの中間処理拠点を目指し、経済の活性化と雇用の創出につなげてまいります。

なお、本年3月末にチッソからその事業を譲渡される、子会社「JNC株式会社」におかれましては、引き続き水俣製造所をその最重要拠点に置き、リチウムイオン二次電池の正極材の生産プラント等、新たな設備投資や多くの新規雇用を予定されております。また、環境モデル都市の目玉事業である竹のバイオエタノール実用化研究も中心となってやっていただくことになっております。チッソグループは、今後も本市の主要企業として、地域経済の活性化や地域振興の大きな柱であります。同グループの発展は市の発展に直結するものであり、そのための支援や協力を積極的に行ってまいります。

観光の振興につきましては、本年3月12日の九州新幹線全線開業を地域経済浮揚の絶好の機会ととらえ、様々な事業を展開します。まず、湯の児・湯の鶴温泉の宿泊増を図るため、地域資源を活用した観光商品開発のためのモニターツアー実施や、観光ボランティアガイド養成のほか、観光情報発信のためのPR活動や観光イベントを、観光物産協会と連携し強力に進めます。さらに、湯の児では温泉街や海水浴場の周辺整備など、観光拠点整備を進め、湯の鶴では旧湯の鶴旅館の改築や街路灯の整備など、温泉街の基盤整備を行います。

商業の振興につきましては、春と秋の開花シーズンに合わせて、好評だったミニバラ園を商店街に設置し、バラのまち水俣を演出しながら、商店街に観光客を呼び込む足掛かりにしてまいります。また、商店街情報データベースの構築や、通行量調査、商店街ニーズ調査の実施等により、基礎データを集積し、分析・検討・実行していくことで、新たな商店街振興策を展開していきます。さらにいきいき商店街づくり補助金制度の対象団体を拡大し、スイーツのまちづくり実行委員会、こんまんまで委員会、水俣ちゃんぼん探求会等の各活動を支援していくとともに、空き店舗対策事業も継続しながら、商店街振興を推進します。

水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について申し上げます。

22年度には、水俣病特措法に基づく被害者の救済がスタートし、水俣病被害者手帳や一時金等の交付が行われています。この救済策によって、すべての水俣病被害者が救済され、被害を受けられた方々やそのご家族が安心して暮らしていけるように、また、水俣病により疲弊した地域の振興を国や県と連携して取り組んでまいります。

環境モデル都市の推進につきましては、現在、学校エコ改修、エコハウスモデル事業、自転車

共同利用システム、スマートグリッド実証実験等の事業を展開しております。

今後は、電気自動車・電動バイクの充電拠点整備、市庁舎への太陽光発電設置や遮熱フィルムの貼付け、公共施設照明のLED化、一般住宅の新築や増改築時における環境配慮技術補助制度創設など、目に見える形で環境モデル都市を推進します。また、レアメタルや草木類など高度な分別を行うことにより、住民協働の環境モデル都市づくりをさらに進めます。さらに、昨年10月に立ち上げた「みなまた環境まちづくり研究会」からご提案いただく予定の事業等については、今後、市民の皆様のご意見等をいただきながら、実現可能なものから実施していこうと考えております。

みなまた環境大学につきましては、短期セミナーを引き続き実施いたします。

なお、環境大学の立地につきましては、現在、環境まちづくり研究会で、その可能性についてご審議いただいておりますが、資金面や、学生の需要、就職先の面から、大学の設立・運営は大変難しいというご意見でございます。しかし、何らかの形となるものが水俣にできないかも含め、同研究会でご提案いただく予定にしております。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

水俣の主要産業である農林水産業の振興は、水俣の活力の源であり、本市施策の大きな柱であると考えております。

農業振興につきましては、「第一次産業を考える会」のご意見を参考に、柑橘類やサラダたまねぎ、お茶など、基幹作物のさらなる振興や品質の向上を目指し、ショウガ等の新規作物や野菜の生産を拡大するためのビニールハウス設置支援を行います。さらに、加工品の開発、販路開拓・PR活動の促進により、農家所得の向上に努めます。

本市の農業は、安心・安全な農作物づくりが基本であり、特に、サラたまちゃんを代表とする特別栽培農作物や有機農作物など、環境に配慮した農作物の生産を拡大するため、生分解性マルチの普及や有機農業等への取り組みを支援します。

また、農業機械レンタル制度の整備・支援や、新規就農者や企業の農業参入など、新たな担い手の育成・確保等に努めるとともに、農道や水路の簡易な維持補修に関しても、材料の支給を積極的に行います。

さらに、耕作放棄地や農地の有効活用につきましては、みなまた農地バンクによる農地の賃貸借を促進するため、受け手となる農業者へ利用促進費を交付するとともに、耕作放棄地の保全管理活動を行うアグリサポート体制整備を引き続き支援し、農地の有効活用に取り組みます。

ほ場整備につきましては、来年度には、薄原・桜野地区の工事が完了し、深川地区の実施設計に着手する予定となっております。今後も、農業生産基盤整備を順次進めます。

水産業の振興につきましては、種苗放流事業による栽培漁業の確立と、豊かな漁場づくりに取

り組み、水産資源の確保と漁業振興に努めます。また、藻場の復活と海藻類の有効活用等による海藻の森構想を支援していきます。

林業につきましては、木材価格低迷により、著しく厳しい状況が続いております。荒廃した森林は、産業面はもとより、生活環境の保全にも悪影響を及ぼします。国・県等の補助事業を活用した林業振興策を進めるとともに、地元材の使用による補助制度で木材の販路を拡大し、林業活性化を進めます。

なお、最近増加している鳥獣被害防止策として、電柵設置費補助に加え、新たに狩猟免許取得費、箱罟等購入費に対する一部補助制度を創設し、個体数の調整による抜本的な対策を図ります。

次に、医療・福祉の充実について申し上げます。

総合医療センターにつきましては、水俣市をはじめ、芦北・天草地域の県南医療圏や、出水郡市、伊佐市などの北薩医療圏における二次救急医療機関病院として重要な役割を担っており、来院された方々には安心した病院生活を過ごしていただいております。しかし、老朽化している西館についてはその対策が必要であり、今後、建て替えのための実施設計を行い、来年度中の着工を目指します。

現在、医療センター周辺には、個人病院やリハビリ施設、介護・福祉施設が建ち並び、水俣の医療福祉分野は産業としてもめざましい発展を遂げております。今後も、これらの医療・保健・福祉の各関係機関等と連携を図りながら、良質で安定した医療を提供するとともに、水俣の経済振興や雇用拡大にもつなげてまいります。

高齢者福祉につきましては、ご高齢の方々が住み慣れた地域で安心した暮らしが続けられるように、介護予防事業の推進や介護施設の整備を図るとともに、認知症高齢者対策、地域での見守り・支え合いの取り組みを推進します。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づく障がい者福祉施設等が、新体系へ円滑に移行できるよう支援していくとともに、在宅の障がい者への支援を強化し、さらなる障がい者福祉の質の向上に努めます。

また、地域から孤立した要援護者に対する安否確認や、相談・介護の支援等、地域で見守り・支え合う仕組みづくりを進めるほか、災害時に援護を必要とする高齢者や障がい者のために、災害時要援護者支援システムを導入します。

健康づくりの推進につきましては、生活習慣病予防を主眼においた健康づくりを強化していきます。市内の医療機関委託による個別健診の導入、未受診者健診の実施、腹部超音波健診や前立腺がん検診の個人負担金引き下げなど、受診しやすい体制をつくとともに、生活習慣病発見後の医療機関との連携、保健指導体制を強化していきます。

子育て支援につきましては、ファミリーサポートセンターを設置するなど、子育て支援の輪を

広げ、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、三種混合や麻疹、風疹、日本脳炎等の予防接種の無料化に加え、新たに子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を無料導入し、さらなる子育て支援に努めます。

次に、暮らしやすい生活づくりについて申し上げます。

まず、教育の推進について申し上げます。

学校教育につきましては、コミュニティスクール・学校支援地域本部事業を推進するとともに、学力向上プロジェクトに基づく特別支援教育支援員の充実を図るなど、学力向上と学校教育の質の向上に努めます。

学校施設の整備につきましては、引き続き学校耐震化工事を進めます。また、第一中学校におけるエコ改修事業の実施と環境教育事業を推進するとともに、各小中学校への太陽光発電設備の設置を進めます。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、みなまた環境絵本大賞事業や動く絵本館みなよむ号の活用も進めながら、月1回の読書の日を設定し、身近な本にふれ親しむことのできる読書のまちを目指します。

市の指定史跡である水俣城跡につきましては、引き続き調査を行い、保存・整備に努めます。

スポーツの振興につきましては、市民の健康づくりと地域コミュニティ醸成のため、各種イベントの開催と、9月に地元開催される県民体育祭の成功に向け事業を推進してまいります。

生活環境の整備について申し上げます。

本市の公共交通につきましては、これまであったご要望やご意見などから、みなくるバスなど、全体的な交通体系の見直しを行います。交通空白地帯の解消に向け、乗合タクシー事業の新規路線導入と既存路線の見直し、スクールバスの活用検討等を行い、交通弱者に満足していただける路線の確保を目指します。

また、自転車のまちづくりにつきましては、市民への意識啓発を進めるとともに、自転車道路の改善などのインフラ整備を進めます。

おれんじ鉄道新駅設置につきましては、利便性や費用対効果等を引き続き検討し、設置に向けた協議を行います。

道路の整備につきましては、主要幹線である牧ノ内・大迫線の改良事業を引き続き促進し、その他の道路についても、安全で快適な交通の確保のため、早急に取り組んでまいります。

公共下水道事業につきましては、計画区域の縮小変更を行い、事業の効率化を図るとともに、合併処理浄化槽設置整備事業の強化に取り組みます。

水道事業につきましては、簡易水道を上水道に統合するための認可変更申請等を行い、統合に向けた事業を着実に実施します。

住宅政策につきましては、市営白浜団地の4号棟建設、市営牧ノ内団地の実施設計・開発行為に着手し、環境に配慮した快適な住環境整備を進めます。

自治会制度につきましては、地域懇談会や各自治会のヒアリング調査の結果を踏まえ、地域住民の主体的な関わりが促進されるような自治力向上のための支援を行います。

次に、行財政改革について申し上げます。

厳しい経済状況の中、地方自治体も徹底した行財政改革に取り組み、自立性を高めることが求められております。本市におきましても、第4次行財政改革大綱に基づき、経営意識と危機意識を持って取り組みます。また、市民と共に汗をかく信頼される職員の育成に努めます。

本年度からスタートした第5次水俣市総合計画につきましては、実施計画に盛り込まれた施策を展開していくことにより、「人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市」の実現に向け、市民の皆様とともに取り組みます。

以上、平成23年度に取り組みます施策の概要を申し述べさせていただきました。

市民の目に見える形で、スピード感を持って進んでいかなければなりません。市民の声を聞き、お力をお借りしながら、全力で市政運営にあたらせていただきます。

今後とも、市民の皆様のご理解やご支援、議員の皆様のご指導とご協力をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） この際、10分間休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時33分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君）（続） 続きまして、本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号平成22年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、合資会社三笠屋旅館の閉鎖に伴い、同旅館の従業員の雇用対策を行うに当たり、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ216万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ137億2,612万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費及び第9款教育費に緊急雇用に係る人件費及び事務費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第15款県支出金、第19款繰越金及び第20款諸収入を充当いたしております。

次に、議第2号水俣市知の地域づくり基金条例の制定について申し上げます。

知の地域づくりの推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

実施機関に議会を追加するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

新たに水俣市政治倫理審査委員会を設置することにより、非常勤の特別職としての報酬額に関して整備を図る必要があり、併せて水俣市情報公開等審査会委員のうち学識経験を有する者に対する報酬額を適正なものとするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市の財政健全化の推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

熊本県からの事務権限移譲により、火薬類の譲渡又は譲受の許可に関する事務及び愛がん用鳥獣の飼養登録に関する事務を実施するに当たり手数料を徴収するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

区域外就学児童の学童クラブ利用を可能とすることで、市内小学校に通う児童の健全育成を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

白浜団地5号棟計10戸の建設、竣工に伴い、供用開始するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤消防団員の処遇改善のため、報酬及び費用弁償について、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市勤労青少年ホームの廃止に伴い公民館との一元管理により、効率的な施設の運営及び管理を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号平成23年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ135億6,072万4,000円で、平成22年度の6月補正後予算額と比較いたしますと8億7,398万9,000円、約6.88%の増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、電算システム管理運用経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、地方バス路線維持対策事業、地上デジタル放送対策関係経費、県議会議員・市議会議員選挙費、自治会活動の振興に係る経費、第3款民生費に、生活保護費、法人立保育所運営費負担金、自立支援給付費、地域生活支援事業、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に係る経費、子ども手当支給費、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、健康診査事業、予防接種事業、子ども医療費助成事業、市庁舎省エネ改修事業、エコ建築促進総合支援事業、水俣病資料館管理運営費、第5款農林水産業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、戦略作物生産拡大関連基盤整備事業、中山間地域等直接支払事業、アグリサポート体制整備支援事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、水産振興対策事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工業資金貸付・出資事業、地場企業支援事業、観光おもてなし人材育成事業、観光振興団体等助成事業、みなまた物産の販路拡大事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道改良及び維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市営牧ノ内団地及び白浜団地整備事業、都市再生整備計画関連事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、学校エコ改修と環境教育事業、小中学校への太陽光発電設備設置事業、スクールバス運行事業、県民体育祭水俣市・葦北郡実行委員会経費、各種文化・スポーツ振興事業費、読書のまちづくり関係経費、埋蔵文化財発掘事業、などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

このほか、地方債といたしまして、過疎対策事業債外7件を計上いたしております。

次に、議第12号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億9,729万2,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第5款老人保健拠出金、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金な

どもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第13号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,244万1,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第14号平成23年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億253万8,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第15号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,559万7,000円を計上しております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上しております。

第1款公共下水道事業費の主な事業としまして、浄化センター等運転管理業務委託料、污水管整備、浄化センター改築更新工事委託料等を計上しております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第7款市債をもって充当しております。

また、債務負担行為としまして、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外1件を計上しております。

このほか、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上しております。

次に、議第16号平成23年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に65億3,571万5,000円、収益的支出に64億5,641万5,000円、資本的収入に5億5,132万円、資本的支出に9億1,643万4,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、古賀町医師住宅新築工事、耐震不足である西館

の建て替えを行うための実施設計委託料等の建設工事費、高圧蒸気滅菌装置、検査システム、全自動生化学・免疫分析装置等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

また、債務負担行為としまして、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであります。

次に、議第17号平成23年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億7,543万8,000円、収益的支出に3億8,317万5,000円、資本的収入に137万9,000円、資本的支出に2億1,510万4,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等であり、昨年度に引き続きまして、補償金を伴わない企業債繰上償還金7,343万5,000円を予定しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第18号平成22年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億581万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億3,193万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、公共施設整備基金積立金、第3款民生費に、自立支援給付費、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業（広域連携型）負担金、第6款商工費に、湯の鶴地区観光開発事業、第7款土木費に、大崎鼻公園展望広場再整備事業、第9款教育費に、学校エコ改修と環境教育事業などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費補正として、地上デジタル放送対策関係経費外30件を追加、介護予防地域づくり事業外1件の変更を計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外11件を追加、家畜疾病経営維持資金の融資に対する利子補給外2件を廃止いたしております。

地方債補正としましては、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第19号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,200万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億2,065万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費、第7款共同事業拠出金、第11款諸支出金の国庫支出金等返還金及び国保直営診療施設健康管理事業助成繰出金などを増額し、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、第5款老人保健拠出金、第6款介護納付金などを減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金及び第11款諸収入をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正として、特定保健指導業務委託料の額を減額いたしております。

次に、議第20号平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ813万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款諸支出金で一般会計繰出金を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款諸収入を計上いたしております。

次に、議第21号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ361万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,321万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、熊本県後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金、第4款繰越金で調整いたしております。

次に、議第22号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ52万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ28億8,746万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で介護認定審査会費を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金を減額いたしております。

次に、議第23号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,143万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ16億2,802万8,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、下水道総務費で公課費を、下水道建設費で工事請負費等を減額し、第2款公債費において、地方債の利子償還を減額しております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入、第7款市債をもって調整いたしております。

また、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を補正しております。

次に、議第24号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を69万4,000円増額し、補正後の収益的収入の額を64億2,236万1,000円とし、資本的収入の額を4,091万4,000円増額し、補正後の資本的収入の額を4億304万7,000円とし、資本的支出の額を2,625万円増額し、補正後の資本的支出の額を7億6,322万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入については、各種補助金・交付金及び一般会計負担金をそれぞれ増額するものです。

また、資本的支出については、耐震不足である西館の建て替えを行うための基本設計委託料を新たに計上するものです。

このほか、債務負担行為につきまして、保安警備業務委託の期間及び限度額を変更するものであります。

次に、議第25号平成22年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成22年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を9,978万円増額し、補正後の資本的支出の額を2億8,830万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、平成19年度に引き続いて再度実施されることとなった補償金を伴わない企業債繰上償還の承認を受けたため、企業債償還に係る予算を増額いたしております。

次に、議第26号財産の減額貸付けについて申し上げます。

センコー株式会社に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第27号から議第34号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンター、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市立総合体育館（本館）、石坂川体育館、深川体育館、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場、競り舟艇庫会議室及びエコパーク野球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第35号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第35号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第1号専決処分の報告及び承認について、議第10号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について及び議第18号から議第25号までの平成22年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第10号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第18号平成22年度水俣市一般会計補正予算第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第19号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第20号平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第21号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第22号平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第23号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第24号平成22年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

○議長（松本和幸君） 議第25号平成22年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号、議第10号及び議第18号から議第25号まで議案10件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時3分 休憩

午後5時44分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案10件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号平成22年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、合資会社三笠屋旅館の閉鎖に伴い、同旅館の従業員の雇用対策を行うに当たり、予算措置に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第9款教育費に緊急雇用に係る人件費及び事務費を計上し、その財源としては、第19款繰越金及び第20款諸収入を充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市勤労青少年ホームの廃止に伴い公民館との一元管理により、効率的な施設の運営及び管理を行うため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、公民館分館の利用状況についてただしたのに対し、年々利用者が少なくなっているが、それは勤労青少年ホームということで年齢制限による不均衡があったためと思われるが、今後は教育施設として広く活用できるものと思われるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成22年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に公共施設整備基金積立金、第9款教育費に学校エコ改修と環境教育事業などを増額したほか、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上しており、その財源としては、第1款市税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

また、繰越明許費補正として地上デジタル放送対策経費外8件を追加し、学校エコ改修と環境教育事業の変更を計上し、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外10件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、知の地域づくり基金積立金についてただしたのに対し、地域活性化交付金の中の住民生活に光をそそぐ交付金ということで交付金が設定されているが、この中で水俣市は教育環

境の充実とか情報基盤ソフトの活用の充実等のところで予定している。具体的には小中学校と市立図書館の図書整備、小中学校 I C T 整備等に使う予定であるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第 1 号平成22年度水俣市一般会計補正予算第 7 号中付託分について申し上げます。

本案は、合資会社三笠屋旅館の閉鎖に伴い、同旅館の従業員の雇用対策を行うにあたり、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

補正の内容は、第 4 款衛生費に緊急雇用に係る人件費及び事務費を計上しており、その財源としては、第15款県支出金、第19款繰越金及び第20款諸収入を充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成22年度水俣市一般会計補正予算第 8 号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、第 3 款民生費に自立支援給付費、第 4 款衛生費に病院事業会計負担金の増額等を計上したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整及び退職・異動等に伴う職員人件費の調整を計上しており、その財源としては、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金及び第20款諸収入等をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、高齢者福祉センター管理運営費外 3 件を追加、介護予防地域づくり事業の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、高齢者住宅改造扶助制度の利用についてただしたのに対し、介護保険事業の中にも同様の補助制度があり、そちらのほうで概ねカバーできているため利用が少ないのが現状であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,200万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億2,065万円とするものであります。

補正の内容は、第 2 款保険給付費の一般被保険者療養給付費、第 7 款共同事業拠出金、第11款諸支出金の国庫支出金等返還金及び国保直営診療施設健康管理事業助成繰出金などを増額し、第

3 款後期高齢者支援金等、第 4 款前期高齢者納付金等、第 5 款老人保健拠出金、第 6 款介護納付金などを減額しており、これらの財源としては、第 1 款国民健康保険税、第 3 款国庫支出金、第 6 款前期高齢者交付金、第 7 款共同事業交付金、第 9 款繰入金及び第 11 款諸収入をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、特定保健指導業務委託料の額を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 20 号平成 22 年度水俣市老人保健特別会計補正予算第 2 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 12 万 6,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 813 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容としては、第 3 款諸支出金に一般会計繰出金を計上しており、その財源としては、第 4 款諸収入で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 21 号平成 22 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 361 万 8,000 円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,321 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容としては、第 1 款総務費に、熊本県後期高齢者医療広域連合保険料等納付金の減額を計上しており、その財源として、第 1 款保険料、第 3 款繰入金及び第 4 款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 22 号平成 22 年度水俣市介護保険特別会計補正予算第 4 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 52 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 28 億 8,746 万 8,000 円とするものであります。

補正の内容としては、第 1 款総務費の介護認定審査会費の減額を計上しており、その財源としては、第 7 款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第 24 号平成 22 年度水俣市病院事業会計補正予算第 3 号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を69万4,000円増額し、補正後の収益的収入の額を64億2,236万1,000円とし、資本的収入の額を4,091万4,000円増額し、補正後の資本的収入の額を4億304万7,000円とし、資本的支出の額を2,625万円増額し、補正後の資本的支出の額を7億6,322万9,000円とするものであります。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入については各種補助金・交付金及び一般会計負担金をそれぞれ増額するものである。資本的支出については、耐震強度不足である西館の建て替えを行うための基本設計委託料を新たに計上するものである。

また、債務負担行為について、保安警備業務委託の期間及び限度額を変更するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、西館建て替えの総工費及び平成22年度の医療センターの利益についてただしたのに対し、総工費は現在のところ約25億円程度を見込んでいるが、施設・設備等の充実を併せて行いたいと考えており、増える可能性もある。また、平成22年度の純利益は5億円強を見込んでいたとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号平成22年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、合資会社三笠屋旅館の閉鎖に伴い、同旅館の従業員の雇用対策を行うに当たり、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、歳入に第15款県支出金、緊急雇用創出基金事業補助金215万円を計上するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成22年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主なものは、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、第6款商工費に、湯の鶴地区観光開発事業、第7款土木費に、大崎鼻公園展望広場再整備を増額したほか、各款にわたり、事業確定等に伴う事業費並びに職員の退職、人事異動等に伴う人件費の調整を計上した。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債等をもって調整

している。

このほか、繰越明許費補正として、農業活性化緊急基盤整備事業外17件を追加し、債務負担行為補正として、水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証を追加し、家畜疾病経営維持資金の融資に対する利子補給外2件を廃止した。また、地方債補正として、過疎対策事業外5件の変更を計上したとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、湯の児、湯の鶴地区の振興計画については、総合的かつ中長期的なビジョンをもって進めていただきたいとの要望がありました。

また、湯の児海岸のワシントンヤシの伐採に当たっては、できる限り景観を損なわないよう配慮をいただきたいとの要望がありました。

次に、議第23号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,143万6,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ16億2,802万8,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、下水道総務費で公課費を、下水道建設費で工事請負費等を減額し、第2款公債費で地方債利子償還金の減額を行っている。

これらの財源として、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第6款諸収入及び第7款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第25号平成22年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成22年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を9,978万円増額し、補正後の資本的支出の額を2億8,830万4,000円とするものである。

補正の内容は、平成19年度に引き続いて再度実施されることになった補償金を伴わない企業債繰上償還の承認を受けたため、企業債償還に係る予算を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年2月25日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------|------|
| 議第1号 | 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算 (第7号)付託分 | 承認 | 全員賛成 |
| 議第10号 | 水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第18号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第8号)付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年2月25日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|-------------------------------------------------------|-------|------|
| 議第1号 | 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算 (第7号)付託分 | 承認 | 全員賛成 |
| 議第18号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第8号)付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第19号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第20号 | 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第21号 | 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第22号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第24号 | 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号) | 原案可決 | 全員賛成 |

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年2月25日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|--------------------------------------------------------|-------|------|
| 議第1号 | 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算 (第7号) 付託分 | 承認 | 全員賛成 |
| 議第18号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第8号) 付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第23号 | 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第25号 | 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 全員賛成 |

○議長(松本和幸君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第1号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長(松本和幸君) 議第10号水俣市公民館条例の一部を改正する条例の制定について及び議第18号平成22年度水俣市一般会計補正予算第8号から議第25号平成22年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、以上9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本9件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本9件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明26日から3月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月28日正午まで、議案質疑の通告は3月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後6時4分 散会

平成23年 3 月 8 日

平成23年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録
(第 2 号)

一 般 質 問

平成23年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月8日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時40分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|--------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田 斉君 |
| 大川末長君 | 西田弘志君 | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中 功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | |
|--------------|--------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（松永伸二君） |
| 総務係 長（岡本広志君） | 議事係 長（深水初代君） |
| 書 記（渕上大輔君） | |

（説明のため出席した者） 14人

| | |
|----------------------|------------------|
| 市 長（宮本勝彬君） | 副 市 長（森 近君） |
| 総務企画部長（吉本哲裕君） | 福祉環境部長（中田和哉君） |
| 産業建設部長（田上和俊君） | 総務企画部次長（浦清志君） |
| 福祉環境部次長（本山祐二君） | 産業建設部次長（上村 彰君） |
| 総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君） |
| 教 育 長（葦浦博行君） | 教 育 次 長（浦下 治君） |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君） | 総務企画部財政課長（渕上茂樹君） |

○議事日程 第2号

平成23年3月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 渕上道昭君 | 1 施政方針について |
| | 2 行財政改革について |
| | 3 山間地域の交通確保について |
| | 4 教育問題について |
| 2 田中 功君 | 1 所信表明について |
| | 2 平成23年度予算について |
| | 3 各種情報収集について |
| | 4 通勤・通学者支援について |
| 3 野中重男君 | 1 施政方針について |
| | 2 水俣病特措法について |
| | 3 ダイオキシン類の処理について |
| | 4 乗合タクシーの路線整備と延長について |

第2 休会について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、渕上道昭議員に許します。

（渕上道昭君登壇）

○渕上道昭君 皆さん、おはようございます。

自民党議員団の淵上でございます。

改選前のトップバッターとして、行財政全般に施策の提言できる一般質問は議員として極めて重要と常々認識しております。通告に従い質問を行いますので、積極的な答弁をお願いいたします。

さて、九州新幹線3月12日土曜日全線開通します。人・物・金が大きく動く中、本市への期待も強くあると思います。試乗会が熊本・博多間往復でありまして、私と岩阪議員が出席をさせていただきました。乗務員の接遇、室内、すべてがお客様満足度を十分に果たして、多くの試乗された方は、大変喜んでおられた中、最初の質問、施政方針についてお伺いします。

本市の観光での中心的な三笠屋旅館の再生が、議会・市民の強い要望にて営業再開に踏み出したことは、市民の方々も大変喜んでいただいたと思います。一方、最大の課題は経済の活性化であります。チッソ関連グループが法人税4億360万の市税を本市の財源確保に貢献していただいたことは大変喜ばしい事であります。小さい企業が苦しんでいる中、チッソを核とした産業づくりに市としても積極的に取り組むことが最も重要であると認識する中、3点質問します。

- ①、22年度の主要事業をどのように総括をしておられるか。
- ②、23年度は目に見える形でスピーディーに取り組むとあります、決意はいかが。
- ③、主要な事業で、最も重視する事業は何か。

2つ目でございます、行財政改革について。

第4次行財政改革が本市の経済情勢が極めて厳しい中、21年度から取り組みをなされ、3年目を迎えます。私は、行政も経営意識は特に重要との認識を12年前から強く持ち続け、特に職員の意識改革については、今日まで多くの質問を取り上げてきたと思います。企業は人なり、組織は人なりは、私の頭、体から離れることは絶対ありません。行財政改革の取り組みについて、以下3点質問します。

- ①、意識・行政・財政改革の進捗状況と評価は、また今後の取り組みは。
- ②、職員の意識改革の取り組みは。
- ③、湯之児病院跡地ほかの遊休資産処分状況は。

3つ目でございます、山間地域の交通確保について。

山間地域の交通確保は、高齢者にとって健康・安全・安心の視点からも極めて重要であり、久木野地区の日当野、寺床、ほかの方々も大変喜んでおられます。またスクールバスの活用の検討も今後必要と思う中、2点質問します。

- ①、湯出ほかの一部の地域、交通の確保が早く求められる中、どう取り組まれるか。
- ②、道路事情を考え、乗合タクシー等をほかの地域への導入も必要と思うが、いかがか。

最後でございます、教育問題。

平成15年9月議会、市長が教育長であられたとき、再編成について小規模校は深刻な問題であり避けて通れないので、方向性を明確にして進めていきたいとの答弁をされ、今日まで多くの議論の中、7校から4校となりました。合同閉校式、各学校の閉校式があり、多くの思い出を残し、スタートいたします。各学校のすべての生徒たちが確かな結果を出してくれることを強く期待し、以下5点質問します。

①、中学校4校で4月からスタートします。各地域多くの課題があった中、どう総括しておられるか。

②、4校の生徒・教師に期待することは。

③、学力向上、体力向上に積極的に取り組むことを指導すべきと思いますが、いかが考えられるか。

④、制服が高いとの声を聞いております。説明等はいかがだったのか。

⑤、地域の学校支援の状況は。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 渚上議員の御質問に順次お答えします。

まず、施政方針については私から、行財政改革について及び山間地域の交通確保については総務企画部長から、教育問題については教育長からそれぞれお答えいたします。

まず施政方針について、22年度主要事業の総括についてお答えいたします。

22年度は第5次水俣市総合計画がスタートした年であります。地域の資源を生かし、人が行きかい、ぬくもりと活力のある環境モデル都市の実現に向けて、市民の皆様が真の豊かさを享受できるまち、安心して住めるまちを目指して、市民の目線、弱者の視点に立った市政運営に取り組んでまいりました。また、長年の懸案事項である水俣病問題については、ことし5月から水俣病特措法による被害者救済も始まりました。主要事業といたしましては、環境モデル都市づくりの推進として、太陽光発電・太陽熱利用の個人住宅への補助率をアップし、設置普及を図りました。さらに電気自動車や充電施設の設置といった公共施設の省エネ化により、目に見える形での啓発活動を行いました。また、地域の実情に応じた公共交通体系を再構築し、地域の生活交通を確保すべく、乗合タクシーの実証運行や、みなくるバスの路線再編成も検討を進め、市内公共交通の利便性向上を図りました。

次に経済対策としては、総合経済対策課を設置し、地場企業訪問などによるニーズ調査を行い、技術開発等の経費の一部補助や、展示会への出店補助による地場企業の技術力の強化を進めまし

た。また訪問企業のメーリングリストを作成し、優遇措置等の各種情報発信を行い、スピーディーで決め細かな対応を続けております。

次に商業振興といたしましては、本年度も空き店舗対策事業を実施し、新規出店者を商店街全体で支援しつつ、バラの花通り事業、スイーツのまちづくりなど商店街のにぎわいづくりにつながるように進めてまいりました。また、商店街が主体となり実施する事業に対して、プレミアム振興券を発売するなど、積極的な支援を行いました。湯の児・湯の鶴の観光振興については、直通観光タクシーの実証運行や、ほたる橋の改修に加え、おもてなし研修を重ねながら既存資源を生かした魅力的な温泉地づくりを進めました。新たな交流拠点として整備が続くエコパーク周辺につきましても、レストランたけんこの施設修繕や各種イベントの開催、新鮮市などにより、より多くのお客様にお立ち寄りいただきました。

農業振興といたしましては、窓口のワンストップ化を行い、支援体制を整備することで新たな担い手の確保・育成を進めています。

また、地産地消と水俣ブランドづくりの推進として、地域内産物を給食センターや地元旅館、飲食店などに出荷し、地域内流通を図るとともに、地域外には水俣茶のブランド化、ドラゴンフルーツ、マンゴーなどの特徴ある特産品を売り出すことを支援してまいりました。

次に、子育て支援と福祉施策につきましましては、小学校卒業までの医療費の自己負担分の無料化、認知症地域支援体制の構築、まちかど健康塾などの取り組みを通し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる、子どもの成長に喜びを感じられるまちづくりを進めました。

次に、教育施策に関しましては、児童・生徒の安全確保のため耐震化工事を進めております。第一中学校におきましては、学校校舎をエコ改修し、そのプロセスを通して、学校・地域などが連携し、環境教育を行える拠点となるよう進めるとともに、公共工事での経済活性化にもつなげております。なお、水俣環境まちづくり研究会も立ち上げ、将来につながるような御提案もいただき、市長と語る地域懇談会でも市民の方々からも貴重な御意見もちょうだいいたしました。また、チッソの新規投資や相次ぐ介護福祉施設等の建設、センコースクールファームの進出など経済面でも明るい兆しが出てまいりました。

平成22年度は、豊かさと安心を目指す将来の水俣につながるような事業ができたのではないかと考えております。

次に23年度の所信表明で掲げた目に見える形でスピーディーに取り組むと述べた、その決意についてお答えします。

私は、市長就任以来、水俣が他の自治体より秀でていた環境を基軸としたまちづくりを行い、水俣の振興を図ること、またお年寄りや障がいをもった方、いわゆる弱者と呼ばれる方が多く住む水俣にあって、若い人が、あるいはお互いがともに助け合って暮らしていく、ほっと安心でき

るぬくもりのあるまちを目指すこと、さらには子どもたちが豊かで質の高い教育を受けられるための環境整備や、市民が教養を高め、ゆとりを持ってもらうための読書のまちづくりを推進してまいりました。しかしこの5年間、日本経済の衰退等によって、水俣の地域経済も大きな打撃を受け、大きな倒産や多くの失業という憂き目に遭いました。市民生活の根幹をなす雇用状況の悪化を立て直すための施策を展開していくことが急務であると考え、総合経済対策課を設置いたしました。経済が豊かになれば市民がゆとりを持って安心して暮らすことができ、多くの福祉サービスや教育を受けることができます。

最近では、チッソの新たな設備投資、マルイ食品の工場増設、センコーの旧深川小学校を活用したスクールファームの進出、医療・福祉施設等明るい兆しも見えるようになってまいりました。先週は国内でも屈指の有識者にお集まりいただいた、水俣環境まちづくり研究会から御提案をいただいたところでございます。特に水俣の新たな環境産業に注目しているところで、環境分野での新たな経済の柱をつくっていくなど、水俣の経済振興のために、まだまだやれることは多いと考えております。

所信表明で述べさせていただいたとおり、平成23年度は市民が豊かさと活気を実感できるまち、安心して生き生きと暮らせるまちを目指し、目に見える形で結果を残し、かつ現場に行き届いて問題を解決するようスピーディーに取り組んでまいりたいと思います。

次に、来年度最も重視する事業についてお答えします。

水俣には環境を基軸に据えた経済政策が地域振興にとって最も効果的だと思っており、経済を立て直すための事業を最重要事業として重視しております。特に環境モデル都市として有利な補助が受けられる環境モデル都市推進事業を強力に推し進め、学校をエコ改修、エコハウスモデル事業や、自転車共同利用システム、波力や小水力やスマートグリッド実証実験事業、電気自動車・電動バイクの充電拠点整備、市庁舎への遮熱フィルムの張りつけ、公共施設照明のLED化、一般住宅の新築や増改築時における環境配慮技術補助制度創設など、環境を基軸に据えた経済振興につながる事業を展開してまいります。また、それぞれの観光振興計画に基づいた公園整備、道路改修、案内板設置等、湯の児・湯の鶴温泉の観光振興や、産業技術開発に関する新たな基金の積み立て等、地場企業振興なども積極的に行っていきたいと考えております。さらに学校施設の耐震化工事や、エコ改修事業等、市営白浜団地の4号棟建設など、10億を超える公共事業により、新たな地元への投資も積極的に行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

私は議員になってからですね、吉井市長のときからのこの施政方針というか、ずら一っとここに持っているんですね、これは自分としては今後も大事にしていきたいなと思ってですね、時々目

を通しておるんです。ですから、今、宮本市長が今度6年目ですね、これ赤でしておるんですけども、前、江口市長が4年ということで、このような色にしておる。うれしかったのはですね、スピーディーに取り組むというこの言葉を、今はやっぱりスピード求められますからね、そういう意味では非常に宮本市長のこのスピーディーという言葉は私は評価をしたいなと思っておるんですね。ぜひ、先ほども答弁でありましたけれども、現場に出向いて即座に問題解決することでスピーディーに対応するというものですから、ぜひスピーディーにですね、今後とも取り組んで結果を残していただきたいなと思います。

そこで2回目の質問ですけれども、4点でございます。

私は常々ですね、チッソを初め、水俣の地場企業、今やっておられるみたいですけども、やっぱりこれは非常に大事なことであろうと思うんですね。今後もさらにいろんなところに出向かれて、そして訪問活動の中で何かはつながるだろうと思うんですね。したがって、トップセールスにつながるさらなる市長の考えを、ひとつ1点お伺いしたい。

2点目はですね、観光振興でもてなし研修があったようですけども、このもてなし研修の効果はいかがだったのかなと思います。

3点目、今、農業関係も非常に疲弊をしております。まずその中で、お茶・マンゴー等の生産者の意欲向上というのは今図られておるのかなということをお伺いしたい。

最後ですけども、市長と語る会がいろいろなところでありました。ちょっと私は葛渡の場、行かれなかったんですけども、そのいろんな貴重な意見があったと思いますね、そこらをどのように市政に展開されるか、この4点をお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、トップセールスについてさらなる気持ちをとということでございます。これは先回も申し上げたことだと思いますが、何年前になりますかちょっと忘れちゃったけれども、センコー運輸の本社の社長が水俣にお見えになりまして、そのとき湯の児においでになりましたんですが、私もそのとき担当のほうから案内を受けて社長さんにお会いして名刺の交換をさせていただいたと。ちょっと聞くところによりますと、そういったのがきっかけもあって、センコーさんが今回深川小学校あたりに、それにも少しつながったのではないかという話もお聞きいたしまして、やっぱり出ていってお話をするトップセールスの大切さというのを、そのときしみじみ感じたところでございます。

いずれにしても、今議員がおっしゃるように、やっと私も少しずつ人脈も見えてきたんじゃないかなと思ってきております。出張の折あたりは官公関係の各省庁あたりも必ず顔出させていただいて、情報も収集しておりますし、できるだけ企業訪問もさせていただいております。いずれにしても、まずは地場企業あたりの訪問をもっともっと進めていかなければならな

いという思いも強く持っております。とにかく今後も積極的に水俣のことをPRしながら、自分のできる範囲で精いっぱい頑張らせていただきたいと思いますので、もしそういうようなお話がございましたら、ぜひ行ってこいとか、そういう御支援のお言葉もいただければありがたいなと思っております。

それから、おもてなし研修についてのその効果ということでございますが、御案内のとおり、これは熊本県の緊急雇用創出基金による水俣観光おもてなし研修事業ということで、観光物産協会に委託した事業でございます。総勢20名の方が湯の児と湯の鶴の各旅館で実習研修をしたということでございます。20名の中で7名の方が途中、ほかのところに就職をされたということで、もちろん旅館の方も大変喜んでいらっしゃいますし、就職をされた方も、そういった研修をもとに就職をされているんじゃないかということで、まあそういう面からすると十分効果があったんではないかなと、23年度は10名を緊急雇用として予定をしておりますので、さらにそういった形で雇用につながっていったり、あるいは旅館の振興につながっていけばいいなというのを期待しているところでございます。

それからお茶、それからマンゴーについての支援ということでございますけれども、まだまだ足りないなという気持ちはもちろん持っておりますし、お茶につきましてはJAあしきたのお茶部会のブランド化に向けた取り組みとして、パッケージ製作が行われております。それが販売をされているということでございます。水俣市といたしましても、ブランド化のために支援や品質向上につながるものを今後もしっかりやっていかなきゃならないということで、今のところ被覆資材の補助をさせていただいたところでございます。品質向上にはつながったんではないかなという話は承っているところでございます。平均単価の上昇が図られたというような話は聞いております。

それからマンゴーのほうでございますが、私もマンゴーの農園には行かせてもらって、その状況を見せていただいております。これといった支援と言われるとまだまだ足りない部分もありますし、できていないというのが正直なところでございますが、ただ、販路拡大というか販路の支援ということにおきましては、例えば水俣ファンクラブの詰め合わせセットにそれを入れさせていただいたり、まつぼっくりやおろろんこあたりでも出すようなそういった支援もしているところでございますので、もっともっとできる限り頑張っていかなければならんというふうには思っております。

それから、地域懇談会の様子でございますけれども、地域懇談会は全体で15カ所回らせていただきました。そして大体500名の方が参加をしていただいております。やってよかったというのが私の正直の意見でございます。非常に厳しい意見も正直ございました。その中で一番問題となって出てきましたのが、道路の問題がやっぱり一番多かったんじゃないかなと思います。道路

を何とかしてほしいとかですね、そういう市民の方々の直接、密接にかかわっている問題がやっぱり多かったように思います。道路の問題でありますとか、あるいは公共交通の、今議員のほうからも言われましたバスの問題でありますとか、乗合タクシーの問題でありますとか、あるいはそれから空き家の問題もかなり出てきたようでございます。空き家あたりは写真も出されている説明もありましたし、また市役所の職員に対するお話ももちろんございました。厳しい意見もあったんでございますけれども、とにかく先ほども申し上げましたように、この出ました意見につきましては即日翌日にまとめまして、そして担当課に指示をいたしております。実際もう動き始めているのもおりますし、その対応が済んだのもございます。今申し上げましたように今後もスピーディーに取り組んでまいりたいと思っております。一応担当課のほうには全部それを指示して、すぐ動くような指示はいたしております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目の質問をしますけれども、何といたっても水俣の場合、経済はチツソ、これが一番キーマンかなと思っておるんですね。したがって、市長もできれば時間をとられて、いろいろ意見交換とかあたりも気軽にですよ、チツソあたり訪問されて、行かれてみるのも私は水俣のためになるかなと思いますけど、それについて一言いかがかなと思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） チツソさんあたりとの気軽な交流はどうかというような御質問だと思っております。

もう毎回申し上げますけれども、チツソさんには今後もさらに飛躍をしていただき、そして地域振興にも市と一緒に頑張っていただかならないし、市に対してももちろん支援もしていただかなきゃならないと思っておりますし、一緒に頑張っていかなければならないと、そういう意味でいろんな情報交換も引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、行財政改革について順次お答えします。

まず、意識・行政・財政改革の進捗状況と評価は、また今後の取り組みはどの御質問にお答えします。

第4次行財政改革は、平成21年度から平成25年度までの5カ年間を経過期間とし、平成21年度から取り組んでおります。平成21年度から今日までの主な進捗状況につきまして、まず意識改革につきましては、職員の接遇向上は朝礼や課内会議等を通じて、接遇やあいさつの周知徹底に努めております。また、職員一人一人が共通の目標や認識を持って業務を遂行できるよう、朝礼や

ミーティングの徹底につきましては、ほぼ全課で実施されており、今日定着してきております。余裕ある出勤の徹底につきましては職員への周知徹底に努めてきましたが、その結果、一時的には徹底されますが、時間が過ぎますと、再び始業時間ぎりぎり出勤する職員が見受けられるようになることもありますので、根気よく余裕ある出勤の周知徹底を指導してまいりたいと考えております。

また、市民とともに歩む気概と使命感を持ったプロフェッショナルを目指すべき職員像とした水俣市人材育成基本方針を策定しましたので、職員の人材育成に積極的に努めてまいりたいと考えております。

次に行政改革につきましては、職員の接遇の向上のため、水俣市の接遇マニュアルを策定し、各部署へ配布し、接遇に対する職員の意識向上を図っているところです。また、熊本縣市町村職員研修協議会開催の接遇研修を中心に、平成20年度の7人から平成21年度には20人、平成22年度18人の職員の参加を実施しております。危機管理体制の充実につきましては、自然災害だけではなく、新型インフルエンザや家畜伝染病、異常湧水等の危機管理にも対応できるよう、水俣市危機管理指針を作成しました。

次に財政改革につきましては、市有財産の活用の検討など、やすらぎ園敷地の売却、消防署跡地の売却等、約9,600万円の収入がっております。また、職員の税務手当を企業月額100分の3から月額4,000円に改正し、年間約130万円の削減を見込んでおります。また、民間企業広告掲載の検討につきましては、ホームページへの有料広報の募集を始めました。ふるさと寄附制度の充実につきましては、ホームページや水俣ファンクラブ等で周知を行った結果、平成20年度11件の101万300円、平成21年度は18件の152万3,000円となり、件数も寄附金も増加となっております。ちなみに平成22年度15件の49万7,200円となっております。

また、地方公営企業法の全部適用への検討につきましては、平成22年4月から総合医療センターが全部適用となりました。地域の中核的医療機関として、また経営健全化のため職員一丸となって頑張っております。

さて、平成22年度の実施状況及び進捗状況につきましては、22年度終了後、速やかに各課へ対して実施状況等の調査依頼を行い、取りまとめを行う予定でおります。その中で、実施できていない項目や進捗率が低い項目につきましては、今後その推進に努めてまいります。なお、行財政改革を推進する上で、職員の行財政改革に対する取り組みや認識などに温度差があり、いかに全職員が共通認識のもと、行財政改革に取り組んでいくかが、今後の課題でもあると感じております。

次に、今後の主な取り組みとしましては、職員の熱い思いを提案することができる機会の提供、職員のやる気と職場の活性化、市民サービスの向上のため、職員提案制度を平成23年度から実施

に向け、作業を進めているところであります。

次に、職員個々の意欲・能力・実績等を的確にかつ客観的に評価できる人事評価制度の導入に向けて、平成23年度から取り組んでまいります。また、目標管理制度につきましても、現在課長職以上で実施していますが、人事評価制度との連携を加味しながら、全職員に実施するかどうかとも検討してまいりたいと考えております。また、市民課や税務課等の窓口業務時間延長につきましては、お客が多い時期の窓口業務時間の延長について、延長時間の利用者数や職員の配置、人件費や電気代等の経費、その費用対効果等を今後検討をしてまいりたいと思います。

次に、職員の意識改革の取り組みについてお答えします。今回の行財政改革では、意識改革を中心として進めております。先ほどお答えいたしましたように、職員の意識改革につきましては、職員の接遇向上のため研修会への参加や接遇マニュアルの作成、公務員としての自覚、規律ある職場環境、服務規程の周知徹底などの実施、人材育成基本方針の活用等、職員の意識改革に取り組んでまいります。昨日よりも、きょうよりもあしたと日々職員の接遇が向上し、市民サービスがさらに充実したものとなるよう、職員の意識改革に根気よく努めてまいりたいと考えております。

次に、湯之児病院跡地、ほかの遊休資産処分の取り組みと処分状況はどうなっているのかについてお答えします。

湯之児病院跡地につきましては、平成17年3月に湯之病院が閉院後、平成22年3月に病院建物等を解体し、現在更地となっております。地目は宅地、面積は7,396.86平方メートルであります。土地の所在が市街地から離れていることもあり、病院としての有効な利用策はいまだ見出されていない状況です。今後、市広報紙や用地情報募集紙へ掲載するなどし、この土地が有効活用されるよう働きかけたいと考えております。そのほか、懸案である国民宿舎水天荘跡地につきましては、平成12年度に廃止となり、跡地利用については具体的な方策もなく10年経過しています。そのような中、平成22年度の都市再生整備計画において、商工観光振興課・都市政策課とで作業部会を設置し、水天荘跡地利用に関する現地調査、方向性調査を行ったところです。

この作業部会では3つの方向性について検討されました。1番目の跡地建物を再利用することについては、建物が建築基準法の耐震基準を満たしていないため、事実上不可能である。2番目の民間へ売却することについては、売却するための解体費用に多額の負担が生じ、また民間からの購入希望がない可能性がある。3番目の、建物を解体し跡地を再利用することについては、一番可能性が高いという結果になりました。水天荘跡地は不知火海を望む最高の眺望場所であることから、展望施設を主として、自治体での維持管理が可能な公園として整備を進めるよう検討されましたが、整備には多額の費用と整備後の維持管理体制が難しいという問題があり、現実的な問題から、都市再生整備計画の最終案として残らなかったという経緯があります。現在は主に倉

庫として使用されている状態で、水天荘用地の寄附者の思いも十分勘案しながら、引き続き何か有効な利用法がないか、情報を収集していきたいと考えております。

また普通財産である遊休地の処分につきましては、平成21年度には土地時効取得の裁判準備、不動産鑑定5カ所、建物解体2カ所を行い、市有財産売却の準備を行いました。平成22年度には、これまでに6カ所の公有地の売却を行い、約9,670万円の歳入となっております。今後も私有財産の利活用の方向性を見定めた上で、利用計画が立たない財産については、売却や賃借を含めた取り組みを実施してまいり、なお一層、自主財源の確保が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

この行財政改革もですね、ほかの議員さんも一応重点項目の中で、いろんな角度からこの場で発言をされております。私もですね、壇上でも言いましたけれども、やっぱり企業は人なり、組織は人なりなんですね。ですから、今、部長が意識改革というのがまだ依然としてうまくいかないということでもあります。先ほど答弁もあったと思うんですが、依然として余裕のある出勤の徹底というのがなされておらない。普通は民間だったらば、早く来て掃除なんかを準備しながらやるんですよ。だから公務員関係というのはですね、私は再三これまで言っておると思いますが、そこらの考え方が違うんですよ、そもそも。ですから、いろんな課がありますけれども、早く来て清掃でもしながらやるとか、そういうふうなことに私は変えていってもいいんじゃないかなと思うんですね。何でぎりぎりに来るのかなと思うことも非常に私自身も、また市民の方もいろいろ思っておられるだろうと思うんですね。ここらは、ぜひやっぱり強力に進めていただきたいと思うんですね、これは倫理の問題もありますからね、だからひとつぜひそこらも検討していただいて、私たちががーがー言うんじゃないんですよ、これ当たり前のことを言うだけであって、そこらを変な目で見らないようにしていただきたい、そういうことはですね、常識のことで私は言ってるつもりでございます。

そこで2次質問ですけれども、改革の意識改革とか行政改革、財政改革、これ第4次ですかね、済んでおりますけれども、どうにかこうにかうまくいっておるかなと私も思います。その中で質問はですね、まずホームページでの有料広報での件数と金額、それは財源確保になりますからね、これが1点目。2点目、今、広報みなまた、月に2回出ますけれども、広報みなまたでの前年度の件数と金額はいかほどか、これをお願いいたします。

そしてあと職員の意識改革は、1つですけれども、私思うのは、例えば職員も制服とか何かも準備してもいいんじゃないかなと思うんですね、そんなにいいの要らないわけであって、あっ、職員とわかるというようにですね、私はもうその時期に来ておるんじゃないかなと思うんです。

今それぞれ個々で着ておられますけれども、そういうことを今後は考えていただきたい。そこらについていかが考えられるかをお聞きしたいと思います。

そして湯之児病院とか、長年、まだ遊休されておる水天荘ですけれども、現状は非常に厳しいだろうと思います。しかし、やっぱりここらはですね、手をこまねいていたらいけないわけですから、やっぱり積極的に今後とも遊休財産処分にはかかわっていただきたい、これを要望だけしときます。

ですから質問は1、2、3、済みません、あと一つ。今年度の23年度の職員を採用されたと思いますけれども、水俣市出身の方は何名だろうかかなと思います。総員が何名雇われて、市の水俣出身者は何名かなということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第2質問でございますけれども、ホームページへの有料広告掲載のお尋ねでございますが、平成22年度4月から本市のホームページへの有料広告掲載の募集を始めたところでございますけれども、平成22年度は延べ6件で年間6万円の収入を今のところ見込んでおります。それから、広報みなまたへの有料広報ということでございましたけれども、これにつきましては、平成20年度が延べ36件で36万円の収入と、それから21年度が延べ63件、63万円の収入となっております。平成22年度は延べ75件の75万円の収入を今現在のところ見込んでおります。

それから、制服の必要性についてお尋ねがございましたけれども、職員の服装につきましては、公務員らしい服装が基本だと思っております。公務員らしい服装といいますのは、やっぱり市民が市役所に来られたときに、誠実で信頼関係を与えるようなそういった服装であるというぐあいに考えております。初対面で第一印象、見た目でそのほとんどが決まるというぐあいに言われておりますし、何もおしゃれをする必要はございませんけれども、やはり仕事がしやすい、あるいは公務員として、そういう清涼感のある、清潔感のあると、そういった服装が適当かなというぐあいに考えております。

制服のことにつきましては、市民の方が市役所に来られた場合に、制服をちゃんと着こなしていると、すぐにだれが職員であるかというのがわかりやすいものでございますので、何かわからない場合も声をかけやすいとか、そういったことにもなると思います。ただ、年代によりましてですね、職員の服装感覚といいますか、かなりギャップがございます。職員である限り服装については誠実で信頼感のあるという、先ほど申しました服装の周知に努めていきたいと思いますが、制服につきましても、今後検討させていただければとそうように考えております。

それから、遊休資産の活用については御要望ということでございましたが、今後も積極的に取

り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

それから、23年度の採用予定者につきましては、7人を採用予定者として予定をいたしております。その中で水俣市の出身者につきましてはですね、履歴書等見ますと2名ということでございますが、あとの5名の方がいらっしゃいますけれども、その5名の中には親御さんが水俣市出身であるとか、水俣市に御縁のある方が2人ほどおられますし、ほかの方につきましても、芦北であるとか八代の御出身であるとか近在の方々が予定をされておまして、それらの人も採用後は水俣に住みたいというような御要望を持っておられると、面接の段階ではそのように承っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 最後の質問をします。

この行財政改革ですね、これを確実に進めるのは、私は部長の責任は極めて大きいと思うんですね。したがって、3回目の質問は、市政の各部門の運営責任者である部長の責任で目標を明確にして、各部の目標を明確にしながら、職員と共有認識して事務遂行を推進することが不可欠と思うんです。それについていかが考えられるかを最後して終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 部長級に求められる行財政改革につきましての責任であるとか、そういった役割ですが、部長級につきましては、主に部の目標を明確に設定し、かつその達成のために部内の調整あるいは部下の指導とか部内の円滑な組織運営を行うことが中心でございます。政策実現のために市全体の経営の責任を果たすということが大きな使命と、役割というぐあいに考えておりますし、市長であるとか副市長等に対し政策・施策について積極的な提案、これ部下からの提案も受けたところもございますけれども、そういった提案能力というのが高く請われるところではないかなということを考えております。

それから、私個人的には行財政改革というのは常に時代の流れといいますか、変遷とともに常に強く求められているものという認識を持っております。企業等においても同様でございますけれども、組織たるものは、常に改革がなければすぐに陳腐なものとして時の要請に応じられなくなると、そういった認識でございます。そういった意味におきましても、私にとりましても強い意識を持って、今後、行財政改革に臨んでまいりたいとそのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、山間地域の交通確保について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、山間地域の交通確保について順次お答えします。

初めに、湯出ほかの一部の地域で交通の確保が早く求められる中で、どう取り組むのかについてお答えします。

市ではバス等が運行していない交通空白地区へ新たに公共交通を導入するため、国土交通省所管の地域公共交通活性化再生総合事業を活用し、今年度から乗合タクシーの実証運行を実施することとなりました。まず今年度は、南国交通大口水俣線の廃止により大変御不便をおかけしております東部地区を対象として、昨年10月から6路線で実証運行を開始しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、市内にはまだ招川内・木臼野等公共交通が運行していない交通空白地区が存在しており、市としましても、これらの地区に対して公共交通を確保する必要があると考えております。そこで、来年度も引き続き国土交通省の補助事業を活用し、交通空白地区に対して順次公共交通を確保してまいります。

次に、道路事情を考え、乗合タクシー等の他の地域への導入についてお答えします。

市では効率性・採算性及び利便性を考慮した上で、今年10月をめどに市内交通体系全体を再構築するよう計画しております。内容としましては、今年度実証運行しております乗合タクシー6路線の運行内容を見直し、新たな地域への乗合タクシー実証運行の実施、みなくるバスの運行内容見直し、スクールバスの活用等を計画しております。なお、新たな地域への公共交通導入として、招川内・木臼野地区に公共交通を導入するよう計画しておりますが、導入に当たりましては、道路事情等を十分考慮した上で地域の実情に応じたものとなるよう、公共交通手段について検討してまいります。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

質問の前に、きょうの熊日でも、これは長洲町ですね、どういう記事であるかということ、町内どこでも乗降自由というのが載っておりましたね。ですから、熊本県内いろんなところでこの乗合タクシーが非常に喜ばれておると、一つの証拠だろうと思います。

そこで質問しますけれども、山小場線とかあるいは石坂川線とか、いわゆる東部のほうですね、現在乗合タクシーが運行しております。そこらの利用状況はまずいかがか、これ1点目。2点目、先ほどでましたけれども、答弁で、湯出地区のいわゆる招川内とか木臼野とかありますが、そこらの地域はどのような交通を確保されるか、2点目ですね。最後の3点目は、ことし10月の交通体系の再編というのはどのようなものであるか、この3点を2回目の質問とさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 東部地域、特に乗合タクシーの利用状況についてお尋ねでございましたけれども、昨年10月からことし1月末までの各路線での1便当たりの乗車人数につきまして、山小場から岩井口・本井木を經由しまして葛彩館に至ると、そういった山小場線が1.5人、

それから寺床から寒川、愛林館を經由して葛彩館まで運行いたします寺床・寒川線が0.2人、鬼岳から桜野上場・薄原を經由して葛彩館まで運行する鬼岳線が1.9人、合畑入り口から石神、小野川内を經由し水俣駅まで運行する小津奈木線が4.8人、それから無田から石飛・石坂川を經由しまして葛彩館まで運行いたしております石坂川線、これが4.5人と、一本木から日当野、愛林館を經由し葛彩館まで運行する日当野線が1.5人とそのような状況になっております。

それから、招川内・木臼野地区では具体的にどのようにということをございましたけれども、ことし10月をめどに市内の公共交通体系全体を再構築するとそういう予定でいますけれども、招川内地区につきましては、湯出地区にみなくるバス、これはオレンジバスですけれども、みなくるバスが、それから木臼野地区については茂川地区にみなくるバス、赤バスですね、がそれぞれ運行いたしております。そこで、みなくるバスの運行内容の見直しに合わせて、招川内・木臼野地区にもみなくるバスが乗り入れられるように計画をいたしているところでございます。

なお、今月に公共交通再編を予定している市内7カ所においては、この議会の末日でございますけれども、3月15日から地元の説明会を開催するとそういう予定にいたしております。皆様からの御意見あるいは要望等を踏まえて運行内容を策定し、6月に運輸局へ申請をしたいと、その後、10月ぐらいから運行できないか取り組んでまいりたいと思っております。

それから、ことし10月の交通体系再編についてお尋ねございましたが、まず、みなくるバスの最初の運行から約8年を経過しているということでございます。沿線地域から運行内容の見直しについてさまざまな御要望、地域懇談会等でもございましたし、要望をいただいております。そこでみなくるバスの土曜日と日曜日、土・日の運行あるいは路線の延伸ですね、また運行時刻等の変更を実施するとそういった予定で考えております。さらに、昨年10月から運行開始をいたしました乗合タクシーの6路線につきましても、利用の少ない路線のデマンド化といえますか、予約運行を実施する予定にいたしております。

また公共交通が運行しておらず、公共交通の導入について要望がいただいている地域もございます。特に猿郷地区等については、新たな乗合タクシー等の実証運行を実施したいとそのように考えております。また、公共交通が運行していないもののスクールバスが運行している地域につきましては、関係機関と協議の上、スクールバスへの一般利用者の混乗できないか検討をしていますし、地域としましては、今年度は越小場・石飛・桜野上場地区への導入ができないか予定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 最後はですね、もう時間がないもんですから要望して終わりますけれども、その要望の内容は、3月15日から市内7カ所で説明会が行われるようでございます。十分ですね、住民の方の意見を取り入れて、さらなる利便性の向上につながるよう期待をいたしまして、この件は

終わりにしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題についてお答えいたします。

まず、中学校再編成に伴い、4月から中学校4校がスタートするが、各地域大きな課題があった中、どう総括しているかとの御質問にお答えいたします。

中学校再編成の実施につきましては、各地域ごとに校区や学校名の問題など多くの課題があり、市PTA連絡協議会を初め、関係者の皆様と多くの議論を重ねてまいりました。また、この間、再編成の時期を2年間延期するなど、多くの時間をかけてまいりました。その中で、皆様の御意見をお聞きしながら改めて学校に対する思い、地域とともに歩んできた学校の歴史の重みを強く感じたところです。ただ、最終的には子どもたちの教育環境を第一に考えていただき、7校を4校とする現在の計画でまとまっていきました。先月には市教育委員会主催の合同閉校式や、各学校ごとに特色ある閉校記念式典が開催され、学び舎との別れを惜しんだところです。

教育委員会といたしましては、これからの子どもたちのため、ここに至るまで苦渋の決断、御理解、御協力をいただきました多くの関係者の皆様方に対し、深く感謝を申し上げますとともに、今後もよりよい教育環境をつくるため努力してまいりたいと考えております。

次に、4校の生徒教師に期待することはとの御質問にお答えいたします。

先日の合同閉校式の折、保護者代表の言葉の中で、水俣第三中学校のPTA会長が、学校はチーム、生徒・先生・地域が互いに団結し、新たな4つのチームでともに頑張りましょうとあいさつされました。まさにそれぞれの学校のよき伝統を4つの新しい学校に引き継ぎ、新たな4つのチームで、新たな歴史をつくってほしいと期待しています。そして、必ずや水俣の子どもたちは新しい環境の中で勉強にスポーツに飛躍してくれるものと確信しております。また、先生方には4校で切磋琢磨しながら、学力向上や部活動の推進に積極的に取り組んでいただけるものと期待しております。

次に、学力向上・体力向上に積極的に取り組むことを指導すべきと思うがいかがかとの御質問についてお答えいたします。

現在、本市における中学校の学力の実態といたしまして、標準学力調査では全国偏差値を上回るとともに、熊本県学力調査ゆうチャレンジでも県平均を上回る領域や観点も多く、良好な結果となっております。また、体力面では各学校で体力テストの結果をもとに、学年・男女別に課題を明確にし、強化体育や部活動において改善のための取り組みを進めております。学力向上及び体力向上は学校教育の重要な目標でありますので、中学校再編後も各学校積極的に取り組んでま

いたいと考えております。

次に、制服が高いとの声を多く聞くが、説明等はいかがだったのかとの御質問にお答えいたします。

中学校の新制服につきましては、各PTAの会長や女性役員で組織する市PTA連絡協議会制服検討委員会において、保護者アンケートや各学校での展示会の意見を踏まえて選定し、中学校再編成準備委員会で決定したところです。販売価格につきましては、販売店が決定し、各学校の新入生説明時に説明がなされたところです。

次に、地域の学校支援の状況についてお答えします。

これまでも各学校では地域の方々の協力を得ながら学校運営や教育活動を行ってきましたが、そうした取り組みをさらに広げるために水俣の全学校で学校応援団という活動を進めています。学校応援団活動とは学校における学習活動、子どもたちの安心・安全確保、環境整備など学校が求めるものに対して、それらにボランティアとして協力・支援していただく地域の力をうまくマッチングさせて、地域全体で学校を支えていこうという取り組みです。今年度は既に学校からのさまざまな支援要望511回に対して、延べ7,328人の方にボランティアとして参加していただいているところです。

支援の内容について申し上げますと、学習活動への支援では掛け算・九九の聞き取り、書道の指導、ミシンや包丁の使い方指導、農業体験など、また子どもたちの安心・安全確保では登下校や校外学習時の引率、防犯パトロールなど、また環境整備では植え込みの剪定・除草作業、さらには学校図書館の整理など多岐にわたっております。また、各中学校区には学校応援団以前から校区育成会も組織されており、それぞれの校区の実情に応じた支援の取り組みが展開されています。

また、袋小学校におきましては、熊本県教育委員会の指定で基礎学力向上システム推進事業に関するモデル校として研究を進めているところです。この基礎学力向上システムにおきましては、地域のボランティアによる学習支援や学習環境整備などの取り組みが行われており、地域の方々の協力により学校の教育活動の充実が図られております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 もう時間が5分弱になりまして、質問をちょっとよけい準備しておったんですけど、なかなかできなくなったようでございますので、絞って1点だけやらさせていただきます。

私ですね、この中学校時代が一番人生のキーワードといつも見ておるんですね。この3年間でほぼ人生を決するなということですね、私もよく中学校の卒業式とか入学式で必ず言っている言葉なんです。ですから大事に下さいということでも話しておるんですけども、そのような中で私が危惧するのはですね、今非常に歩く力、例えば遠足でもバスとか、あるいは学校でも時々

車で送迎するとかよく見受けます。うちの娘にも本当言いますよ、何で送っていくとかということですね。ですから、このようなことでは私、いけないと思うんですね。学校も当然、まあ学校は学校でするかもしらんけれども、教育委員会としても、歩くこと、基本ということですね、それが体力向上につながるわけですから、そこらも私は強く指導していただきたいと思うんですね、それについていかが考えられるかで終わりたいと思いますよ。

○議長（松本和幸君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今歩くことが大事だということで、まあ中学校時代は学力向上、それと体力向上、これが二つが大きな我々の目標でございます。今、特に交通機関等非常に発達したりとかということで、自家用車も多くなって、家庭での送り迎え等も多くなっている現状がございますけれども、ただ、今、小・中学校見てみますと、遠足等についてはですね、今スクールバス等の利用もあるかなと思ってちょっと調査してみましたけれども、ほとんど車は使わずに徒歩で遠足等も実際行われております。中学生等につきましてはですね、現在いろんな大会、少子化の影響でほとんどの子どもたちは体育大会参加するわけですが、葦北郡・水俣市でもって総合体育大会、あるいは陸上競技大会あるいは駅伝大会等々の参加にほとんど、まあ小さな学校は全員で参加するわけですが、大きな学校でもほとんどの子どもたちは参加していくという状況の中で、そういう出場機会に恵まれていると、それとともにそのための準備というか、練習も結構夏休みを利用したり、あるいは授業間の合間に、そういう短時間で運動場を走ったりとか、いろんなことが行われて実際おります。ですので、体力向上につきましては、調査した結果はかなり進んでおりますので、これをますます発展させてですね、しっかり力をつけさせていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で、淵上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中 功議員に許します。

（田中 功君登壇）

○田中 功君 おはようございます。

政風クラブの田中です。

最後の一般質問になるかもしれませんので、きょうは意気込まないで淡々と行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

3月1日、高校の卒業式がありました。水俣高校が196名、工業高校が88名、合計284名の生徒が高校を卒業し、それぞれの進学や就職にと未来に向かって巣立っていきました。その中で何人の生徒が水俣に残って水俣の未来を担っていただけるのか、非常に気になるところであります。

平成23年1月31日現在の水俣市の人口は2万7,569人です。10年前からすると4,071人、5年前からすると2,175人の減少でありまして、毎年平均400人前後の人口が減少しております。平成21年3月末においては前年度比394人の人口減、そのうち亡くなられた方が380人、生まれた方が189人おられます。水俣へ移住される方もおられますので、そうしますと200人以上の方がこの1年間で水俣からほかの地域に移られたということになると思います。また高齢化率は31%を超えるなど、人口減少による水俣を取り巻く環境は非常に厳しい中、議会と執行部が協力の上、少しでも改善できないかとの思いを込めまして質問に入ります。

1、所信表明について。

- ①、環境産業で新たな経済の柱をつくることは、具体的にどのような産業を考えておられるのか。
- ②、企業誘致は大変重要であるが、地場企業・事業所等の倒産廃業は把握しておられるのか、それに伴う失業者の数は何人か。
- ③、九州新幹線全線開業を地域経済浮揚の絶好の機会にするためにどのような構想を持っておられるのか、また日本一長い足湯を設ける計画はどうなったのか。
- ④、農林水産業の推進について、特に農業において耕作放棄地を含めた休耕地の復活には農道等の整備も必要と思うがいかがか。
- ⑤、行財政改革について、部長制度の廃止を含めた組織体系のスリム化、総人件費の10%削減は進んでいるのか。

2、平成23年度予算について。

- ①、予算編成において、何に重点を置かれたのか。
- ②、エコ住宅建築促進総合支援補助金の要綱をお尋ねします。
- ③、アグリサポート体制整備支援委託料、新たな農業者支援業務委託料のそれぞれの委託先と委託業務の内容はどうなっているのか。また、その国・県の補助金は幾らか。
- ④、中小企業経営安定資金の実績はどうなっているのか、金融機関任せになっていないのか。
- ⑤、市道強化舗装工事費が減額になっているが、理由は何か。

3、各種情報について。

- ①、どのような手法で地元の情報を収集しておられるのか。
- ②、市長への手紙の主な内容はどのようなことが多いのか、またその対応は十分なされておられるのか。

4、通勤・通学者支援について。

①、通勤・通学者を対象に定期代の一部を補助する制度を導入できないか。

②、県が進めている電動バイクを貸し出し、実証実験自治体に水俣が候補になっていたと思いますが、その後の進捗状況はどうなっているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明については私から、平成23年度予算については副市長から、各種情報収集について及び通勤・通学者支援については総務企画部長からそれぞれお答えいたします。

まず、所信表明について順次お答えします。

初めに環境産業で新たな経済の柱をつくるには、具体的にどのような産業を考えているのかについてお答えします。

現在、本市のエコタウンには瓶のリユース、家電、使用済みオイルのリサイクル企業など7社が立地しており、本市における環境産業の柱となっております。現在、本市では一昨年から国の使用済み小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業に採択され、一般家庭から排出される小型家電を収集し、エコタウン内の家電リサイクル企業において中間処理し、その後、製錬所においてレアメタルを回収するモデル事業を行っております。このレアメタルは、地域偏在性が高いことや希少性による価格リスクが高く、将来的に安定して供給されることが不安視されており、国においても積極的に小型家電からのレアメタルリサイクル事業化に向けた検討が進んでおります。このように新たな環境産業として期待されるレアメタルリサイクルについて、南九州の中間処理拠点として事業展開ができるよう取り組んでまいります。

今後の推進につきましては、企業間の連携や静脈産業と動脈産業の連携など、新たな連携によって新しいエネルギー、産業の形を創出できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、緑の分権改革推進事業の中で、太陽光、小水力、波力発電の実証試験を行っておりますが、この取り組みを地元企業が参考として、具体的な新エネルギー産業創出につなげてまいりたいと考えております。

一方、本市の主要企業であるチッソ株式会社におかれましては、今年度より、竹からのバイオエタノール生産技術の実用化に向けた実証試験を開始され、さらには、電気自動車などに使われる次世代型のリチウムイオン二次電池正極材の製造販売並びに研究開発も進められており、ぜひともエネルギー・環境産業の創出につなげていただきますことを期待しているところです。市としましても、できる限りの支援を行いたいと思っております。また、リチウムイオン二次電池正

極材の研究開発については、経済産業省のレアアース等利用産業等設備導入補助金が採択され、国におきましても大いに期待をされているところです。

今や、環境産業や環境技術は業種を問わず今後ますます重要な役割を担うものであり、世界的なビジネスチャンスにつながるものでもあります。本市においては環境と経済が調和した持続可能な環境モデル都市を目指し、環境を軸に新たな地域経済の柱を組み立ててまいりたいと考えております。

次に、地場企業・事業所等の倒産・廃業は把握しているのかと、それに伴う失業者の数は何人かについてお答えします。

過去5年以内で従業員10人以上の倒産・廃業について把握している範囲でお答えします。平成18年は建設業が1社、リサイクル業1社、計2社、失業者44人、平成19年は建設業1社、失業者31人、平成20年は建設業2社、製造業1社、リサイクル業者1社、計4社で184人、平成21年は製造業1社、建設業1社、計2社で28人、平成22年は商業1社、旅館業1社、計69人となっております。平成18年から本日までの5年間で倒産・廃業11社、失業者数356人と把握しております。

次に、九州新幹線全線開業を地域経済の浮揚の絶好の機会にするためにどのような構想を持っておられるのか、また、日本一長い足湯を設ける計画はどうなったのかとの質問にお答えします。

九州新幹線全線開業に合わせてさまざまな事業を総合的に実施することで、地域経済の浮揚につなげていきたいと考えております。まず、全線開業時の3月12日及び13日に新水俣駅で水俣の観光と物産展を開催し、市内外の方々に水俣をPRします。特に3月12日から販売開始となる水俣芦北名物弁当や、水俣ちゃんぽん、みなまたスイーツなどの特色のある物産を広くPRしていきたいと考えておりますし、新たな水俣ブランドと言えるような商品の開発にも力を入れていきたいと考えております。また、毎年充実が図られているエコパーク水俣のバラ園を前面に出したPRを積極的に行うことで、誘客を図っていきたいと考えております。このほか、モニターツアーなどを実施することで、新たな旅行商品を開発するとともに観光ボランティアの養成にも力を入れてまいります。

さらに、湯の鶴・湯の児温泉街の再生を図ってまいります。湯の鶴温泉につきましては、山里の温泉として良質の温泉を生かし、いやされる空間を目指し、温泉街の整備を23年度において湯の鶴観光振興計画に基づき、県からの補助をいただき実施します。具体的には、旧湯の鶴旅館の改築や街路灯、案内板の設置、観光用トイレの設置などを行ってまいります。湯の児温泉におきましては、1月の三笠屋旅館の業務停止による旅館関係者、地域住民の皆様の不安を解消できるように一日でも早く再開できることを切に願っているところではありますが、平成22年度から5カ年計画で実施している都市再生整備計画に基づく湯の児の公園整備などを着実に実施してまいります。

次に、日本一長い足湯の計画につきましては、湯の児温泉の活性化の起爆剤になればとの思

いから考えてまいりましたが、お湯を供給していただく予定であった三笠屋旅館の現状では難しい状況となっております。現状は白紙であります。湯の児温泉の活性化につながる代替案も検討しているところであります。

次に、耕作放棄地の復活には農道等の整備も必要と思うがとの質問についてお答えします。

確かに農作業の機械化が進んでいる現代におきましては、不整形で作業効率が悪かったり、農道が整備されていない農地ほど放棄化される傾向にあると思われれます。そのため、農道整備は耕作放棄地対策の一つと認識しており、昨年度は耕作放棄の未然防止を目的とした国の農地有効利用支援整備事業を活用し、石坂川・市渡瀬・薄原・野川の4地区に農道の新設や改良を行ってまいりました。また、市の単独事業として農道への砕石や生コン等の原材料を支給し、日常の維持管理を支援するための取り組みも引き続き行っているところです。

しかしながら農道を整備するに当たっては、その用地の提供と受益者負担金が伴うことから、受益者の皆様の協力なくして整備を進めることはできません。市といたしましては、受益者への助成を行うとともに、国・県の補助制度の動向に注視し、より一層、受益者負担の軽減に努めており、昨年12月にも年度途中で補助事業として新設された農業活性化緊急基盤整備事業を活用し、かねてより必要性が認められていた水路改修等の工事を申請したところです。

今後とも関係する皆様の要望に即した事業の模索と事業実施に伴う受益者負担の軽減措置や原材料支給事業、さらには農業の振興施策等耕作放棄地の復活に向けた支援を行っていきたくと考えております。

次に、行財政改革について部長制度の廃止を含めた組織体制のスリム化と総人件費の10%削減は進んでいるのかとの御質問にお答えします。

部長制度の廃止を含めた組織体制のスリム化につきましては、水俣市第4次行財政改革大綱の中で、組織機構の適正化の取り組み項目の一つとしてうたっており、組織体制のスリム化としては、平成22年度に環境対策課と環境モデル都市推進課を環境モデル都市推進課に統合、産業づくり総室を廃止し総合経済対策室を設置、その後経済対策課としたところでありますが、今後は上水道と下水道の統合などにより組織体制のスリム化を進めてまいりたいと考えております。

なお、部長制度の廃止につきましては、庁内での意思決定の方法、議会への対応、また市民サービスを低下させないことなどの課題を1つ1つクリアしていく必要がありますので、慎重に検討を進めているところであります。

また、総人件費の10%の削減につきましては、現在のところ達成できておりませんが、今後退職者が増加することが見込まれております。これにより達成可能と考えております。具体的に申し上げますと、平成22年度の普通会計に所属する職員数は251人ですが、平成22年度に5人、平成23年度に9人、平成24年度に16人、平成25年度に11人が定年退職する予定となっております。4年

間で41人の職員が退職いたします。これに対し、普通会計の新規採用職員を20人程度に抑え、職員数を230人にまで削減することによって、総人件費の10%削減は達成できると考えております。しかしながら、この職員数で市民サービスを低下させないようにするためには、少ない職員数で効率的な行政運営ができる組織・機構の構築が不可欠でありますので、組織体制のスリム化及び業務の見直しを図りながら、職員数の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 水俣の新規企業誘致も大変厳しい中で、本市におきましてはエコ関連企業を中心にした数社の進出がありました。新規雇用に大きな貢献をいただいております。これは市長を中心とした担当されたこれまでの職員の方々の並々ならぬ努力の成果であろうというふうに思っております。その点について敬意を表したいと思っております。その努力と成果の中で、残念ながら途中で倒産した企業、廃業した企業、進出を図りながら断念した企業もありました。また市内の既存の企業に目を向けますと、この5年間で今市長が述べられたとおり、倒産や廃業がかなり多くあり、失業者もふえたのは答弁のとおりであります。例えば30名の雇用が見込める1件の企業が新規誘致をすることに成功したとしても、逆に30名の従業員を抱える企業の倒産が1件でもあれば、これはもう差し引きゼロになるわけですね。これは小学生でもわかることですが、いかに地元企業の支援を行い、倒産廃業を抑えることが必要かということになるかと思っております。

そこで質問になりますが、これまでの地元企業支援策は功を奏していると思っておられるのか、それとも他に考えを持っておられるのかお尋ねをしたいと思っております。

次に、九州新幹線開業を間近に控えまして、沿線自治体は好機ととらえるところ、また危機ととらえるところいろいろあります。それぞれ構想を練って努力をしておられます。その中で我が水俣市も今市長が答弁されましたようにさまざまな事業を展開されることになっております。我々も協力し、そして希望を持ちたいというふうに思います。

そこで、湯の児温泉街についてお尋ねしますが、これまで湯の児温泉の核として存在感のあった三笠屋旅館が1月に倒産しました。湯の児のほかの旅館あるいは関係する釣り船組合なども非常に危機感をお持ちだろうと思っております。三笠屋がなくなれば湯の児観光は壊滅的なダメージを受ける、このことについては同感であります。幸いと思わなければいけません、債権者が民事再生法を申請し、その計画をもって認可を待ち、5月の連休前の営業再開を目指しているとの報道がありました。市長はその債権者の方と会談されているわけですが、その計画について実現性があるのか、市長はどう思っておられるのか、お尋ねをしたいと思っております。

足湯についてはもう質問しませんが、そのほかに、たしか海上スクリーン構想でしたかあったと思っておりますが、その件についてはどうなったか、よかったらお答えをいただきたいと思っております。

次に、農業推進については、耕作放棄地となる要因として従事者の高齢化、農業経営継承者の

減少などが挙げられると思います、もちろんそうだと思います。ただもう一つ大きな要因として農道の整備が必要だということを痛感しております。田畑を耕すには耕運機が必要ですし、草刈り機も必要です。また農薬や肥料も運ばなければなりません。できた作物の運搬もしなければなりません。そのためには最低減、軽トラックが必要になりますし、そのための通行できる農道が必要になります。道があればなという声も多く耳にします。水俣市の農道整備がおこなわれているかということについては調べておりませんが、まだまだ農道整備を必要とする農地がたくさんあることは事実であります。

これから定年を迎える、あるいは定年を過ぎた人、水俣にはたくさんいらっしゃいます。まだまだ隠居するには早い、かといって新たな職業を探すのも大変です。この際、少しでも家計の足しにもなるし、健康維持にもなるし、小さな面積でも作物をつくってみようかという人もたくさんいらっしゃいます。市では農業機械のレンタル、アグリサポート体制整備、新たな就農者支援など具体的な取り組みをしておられます、もちろん評価もしております。ただ、農道維持補修に関しまして積極的に行うとありましたが、予算が伴っていないような気がしますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

行財政改革についてですが、部長制度の廃止についてはわかりました、もう少し見守っていきたいというふうに思います。

人事院勧告による給与削減は随時行われておりますが、市長がおっしゃる総人件費10%削減は退職者等による自然現象だけではないんですよね。今、市民は阿久根市の元市長の三役報酬削減、職員給与の公開をされましてからのボーナスカットなど、また、ほかの自治体の動向などなど、多くのマスコミ情報を踏まえて、我々議員も含めてですが、非常に厳しい目を向けられております。このことについて市長はどのような見解を持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、企業に対する市の対応は功を奏しているのかどうかという御質問だったと思います。

これまで市といたしましては、今申し上げましたように非常に厳しい状況も現実として出ております。これまで雇用とか、あるいは維持確保のための助成も行ってきておりますし、またさらには、地元企業の販路拡大のための支援事業あるいは新商品・新技術を生み出すための補助金等の支援も行ってきているところでございますが、非常にやっぱり厳しい状況は依然として変わらないということでございます。基本的にこういった補助が使いやすい状況に、まずしていかなければならないというのとも考えておりますし、今議員から御指摘がありましたように、今どうしても条件整備が中心になっていると、そういった状況を整備することが中心になっているというこ

とで、なかなか追いつかない部分もございます。ただ、いつか私、議員から金融関係の方に案内をしていただきまして、金融関係の方と一度話し合いを持たせていただいた経緯がございます。まあ、ああいうところから特に情報を早く集めながら、そして早く、早目早目の対応をしていきたいなとそんなふうに今考えているところでございます。

それから新幹線でございますが、湯の児の件につきましては、さきにも申し上げましたとおり議員と全く同じで、湯の児の三笠屋さんがこういう状況になりますと、本当に湯の児の温泉街も水俣の観光も壊滅的な状況になるであろうとそのように思っております。前回は申し上げましたけれども、ロンツさんとそれから湯の児のほうで三笠屋さんのほうで話し合いが進められていて、債権に向けてというようなやさきの倒産でございましたので、非常にびっくりしましたし、非常に厳しい立場におかれましてけれども、その後、ロンツさんが再開をされるということで、阿蘇の別荘あたりの経営をなさっておりますA+Bの会社が引き受けて、それをやっていただくということでございます。記者会見もございまして、実現の可能性はどうかというようなことを会社のほうにも記者のほうからお尋ねがありましたけど、100%ありますというような会社のほうでは答えておりましたので、我々もそれに期待しながら、そしてできるところは精いっぱい支援をさせていただければなど、今そういう思いでおります。

それから、農道の整備が必要であるが、予算のほうはどうかというようなことでございます。ここに詳しく、つきましてはいろいろ予算措置状況もありますが、ざっくりしたところで申し上げてみたいと思いますけれども、おっしゃるとおり農道・水道等の整備につきましては、やはり市単独としてですね、やっぱり水俣ならではの農業の取り組み方を今後展開していかなければならない、考えていかなければならないときに来ているんじゃないかなと思っております。そう言いまして、例えば視点を改めて取り組んでいかなければならないと思っておりますし、例えばユンボあたりのリースを、ユンボあたりの貸し出しをして地元と一緒に道をつくっていくとか、あるいは異業種間でそういう発注しながら、そういうところで道路の整備をしていくとか、そういったように少し視点を改めて、力を合わせながら地元とやっていければな、そういう思いをしております。

それから、職員まで踏み込む必要があるんじゃないかなというような御趣旨の質問だったろうと思います。

確かに、今私が申し上げましたのは251名だけでも、4年間で41名の削減、新規採用を20にすると何とかそれに近づくんじゃないかというような答弁をさせていただきましたけれども、今おっしゃるとおり非常に厳しい状況もありますし、また地区懇談会の中でも、職員の給与にまで足を踏み込むべきではないかという非常に厳しい御意見もちょうだいしたところでございます。そういう意味から、踏み込めるところは今後十分踏み込みながら検討していかなければならない

だろうと、まあまずは管理職あたりからの踏み込みかなと、そこら辺のところから検討していかなければならない時期には来ていると、そのように思っているところでございます。

それから、海上スクリーンでございますけれども、これは私は、湯の児の護岸がありますが、その護岸を活用して、集客あるいは宿泊につながるような夏場あたりに涼しい時期にですね、あそこにスクリーン持ってきて、あそこで映画をしたらどうかというような思いで提案をさせていただいたところでございますけれども、実践はしておりません。実践はできておりません。だからといって捨てているのではありませんので、また今回新たに経営が始まれば、またあわせて検討していかなければならないと思っております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 実は今回、商工会議所からいただいた資料がありまして、個人企業を含めた会員の推移がありました。平成18年から平成22年12月31日までの会員数の減少は69件であります。またハローワーカー、ハローワーク水俣からいただいた資料では平成22年12月31日現在の有効休職者数は1,071人です。有効求人倍率に至っては0.41%ということになっております。ハローワークにですね、届け出もしていない方もたくさんいらっしゃるかとすると、もっとも数字が上がるんじゃないかというふうに思っております。いろんな理由がある中で、いかに事業を存続させるのが厳しいか、いかに職につくのが難しいか、これが今水俣の置かれた現状ではないかというふうに思います。この現状は市長ひとりの責任ではありませんし、議員の我々の責任でもあります。責任はこれから共同で改善していかなければならないと思うわけでありまして。

水俣市は昨年、総合経済対策課を設けられました。やがて1年になりますが、少人数で幅広い業務を遂行しなければなりませんし、大変重い責務を背負っておられるということは大変だなというふうに察しております。しかし、頑張っていたいただかなければなりません。

そこで質問ですが、これからの地元企業支援のための事業だとか、あるいは計画のお考えがあれば、それをお尋ねしたいと思います。

次に、ことしの9月、県民体育祭が水俣市・芦北を主会場に開催されます。多くの選手・役員の宿泊施設が必要になってきます。そのために三笠の営業再開は願うところではありますが、湯の児温泉・湯の鶴温泉にとって、ぜひですね、水俣に来られて宿泊された方にそれぞれのよさを知ってもらって、浮揚のきっかけにぜひなっただければと、なってくればいいというふうに思います。

足湯や会場スクリーンの構想などは大きな計画で必要かもしれませんが、今回市長の所信表明で述べられましたように地道な環境拠点の整備、温泉街の基盤整備に予算を含めてですが、重点を注いでもらいたいと思われませんが、これについてお考えを伺いたいと思います。

次に、農道についてですが、こういうことを聞きました。予算をつけても余り需要がないから

との話。原因は地権者の意見がそろわない、受益者負担金で足並みがそろわない、そのために結果として農道整備につながらない。現実として大変厳しいし、難しいことかもしれませんが、まだこれでは放棄地の復元は遠のいてしまいます。今言いましたように原因はわかっているわけですから、例えばモデルケースなどをつくったり、市民からのアンケートをとったりしてもう一步踏み込んでもらいたい。また、現状をよく知っておられる農業員の皆さんの知恵や協力を得て取り組んでいただき、少しでも新規就農者がふえたり耕作放棄地の復元が可能になればと思いますが、これについてお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、平成22年3月の統計資料で調べてみたんですが、水俣市の人口は800区ある区及び市の中で76位の下位にあります。それに比較しまして、職員総数は人口1,000人当たり9.13人で206位、一般職員平均給与月額32万8,065円で、800区ある区・市の中で156位ですね、市長の給料は、失礼ですが、73万2,600円で116位となっております。これは、順位というのはごくわずかな金額の中はかなりこうひしめいているというふうに思うんです。また、議員の報酬については、申しわけないんですが、調べることはできませんでしたので、ここでは発表できませんが、経済対策に財源不足がささやかれる中で、新たな財源の確保が必要で、何らかの手だてを打って市民に還元することも必要かと思えます。新たな財源確保に関する考えと、この統計を市長はどのように受けとめられるか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、今後の地元企業への支援計画はどのように考えているかということでございますけれども、地元企業の支援計画につきましては、これまでやってまいりました事業を具体的に、かく確実に実践してまいりたいと、そのように思います。

それから足湯の件でございますけれども、足湯の件につきましては、今回会社を再建していただくところから、足湯のことも含めて考えているというようなお話もいただいております。まあはっきりどうなるかわかりませんが、今のところそういう話もしていただいておりますので、調整もしていきたいと思っております。

それから、農道に対する基盤整備でございますけれども、このことにつきましても、含めまして新たな、先ほど申し上げましたように検討してまいりたいと思っておりますし、モデルケースとしても耐え得るような、何かこう検討してそういう計画も実践していければなと思っております。

それから、観光振興の地道な取り組みについてということでございますけれども、今回も湯の尻・湯の鶴につきましても、少しずつ基盤整備といいますか、その整備のほうから、今入ってい

っておりますので、次年度は必ずや目に見える形で一步一步進んでいけるのではないかなと期待をしているところがございますので、引き続き支援をお願い申し上げたいと思います。

それから給与の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に厳しい状況であるということはしっかり受けとめさせていただいておりますので、その分につきましてももっと踏み込んだところで考えさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、23年度予算について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、平成23年度予算について順次お答えします。

まず、予算編成について、何に重点を置かれたのかとの御質問にお答えします。

平成23年度予算につきましては、施政方針でも申し上げておりますように、地域経済の活性化、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進、農林水産業の振興、医療・福祉の充実、暮らしやすい生活づくりの5つに重点を置いて編成しております。主な事業につきましては、先ほど渚上議員にお答えしたところですが、重点項目として申し上げますと、地域経済の活性化につきましては、産業技術開発基金に3,000万円を積み立て、地場企業が行う新商品や新技術の開発、販路拡大等に対する経費の助成に充てることとしており、さらに利用しやすくなるよう助成限度額や、助成率を引き上げております。また、普通建設事業費等の投資的経費は、昨年度の肉づけ後の予算の7億5,000万円程度から14億2,000万円程度と6億7,000万円程度伸びておりますので、市内の建設業者の受注機会もふえるのではないかと考えております。

水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進につきましては、水俣・芦北地域見守り活動等支援事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、水俣市立第一中学校の学校エコ改修と環境教育事業等を計上しております。

農林水産業の振興につきましては、かんきつ類やサラダタマネギ、お茶などの基幹作物のさらなる振興や品質向上とともに、ショウガ等の新規作物の開発を支援するほか、農地を荒らす有害鳥獣の駆除対策の強化等の施策を盛り込んでおります。

医療・福祉の充実につきましては、新たに子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種を開始するとともに、他の法定接種とあわせて受益者負担の無料化を図っております。

暮らしやすい生活づくりにつきましては、牧ノ内・大迫線道路改良事業に本格的に着手するほか、市営住宅白浜団地4号棟及び市営住宅牧ノ内団地の実施設計・開発行為に係る設計等の経費を計上しております。

次に、エコ住宅建築促進総合支援事業についてお答えします。

当市が来年度予算で計画しております水俣市エコ住宅建築促進推進総合支援事業は、快適な暮らしや環境に配慮した住まい方をするため、昨年度実施しましたエコモデルハウス事業での取り組みをもとにした技術の普及と環境意識の向上、地元事業者活用による経済効果等を期待しているものです。その要項の内容については、現在その詳細について検討中であります。今後変更になる場合もありますが、予算段階の案について申し上げますと、市内で行われる個人住宅の新築及び増改築について、地元産の木材の需要拡大のために、新築の場合、1坪当たり3万円、上限150万円、増築の場合、1坪当たり3万円、上限30万円、エコモデルハウスの技術の活用と環境への配慮について、新築の場合、1項目当たり3万円、上限30万円、増改築の場合、1項目当たり2万円、上限20万円、住まい方に関する提案について、1戸当たり2万円を補助するといった予算案を計上しております。この3つの項目を地元の事業者を活用して実施・施工する場合に限り補助を行うものとし、新築の場合15件分、増築分の場合5件分の合計2,990万円に啓発促進経費の10万円を加えた3,000万円を予定しております。

なお、現在この補助要綱の項目内容等についてエコハウス普及促進地域協議会の事務局をしております建築士会などに意見を求め、具体的な検討を行っているところであります。また、この事業の実施により、地元木材の普及促進による森林整備や住宅需要の増加、地元事業者の経済活性化を大いに期待をしているものであります。

次に、アグリサポート体制整備支援委託料、新たな農業者支援業務委託料の委託先、委託業務の内容はどうなっているのか、国・県の補助金は幾らかとの御質問にお答えします。

アグリサポート体制整備支援業務につきましては、高齢化や担い手不足等で管理が行き届かず、耕作放棄地となってしまった農地の下草刈りや農地保全活動を請け負うもので、新規雇用者の雇用の場をつくとともに、農業生産や農作業の受託等を担う組織の体制支援を目的に、平成21年度から実施しております。委託先はJAあしきたで、JAあしきたの一部門であったアグリサービスが、株式会社それいゆアグリとなって昨年4月に法人化されており、その業務を担っていただいております。

また、新たな農業者支援業務につきましては、農業の新たな担い手となり得る人材を育成するため、実際に農作業に従事しながら技術習得を図る農業研修業務として委託しているもので、委託先は水稲やサラダたまねぎ生産を行う農業生産法人株式会社MOA（モア）ファームと、デコポン等の柑橘生産法人として当3月に設立を予定している株式会社おにつか農園を計画しております。

委託料につきましては、両業務ともに全額国のふるさと雇用再生特別基金を活用して実施するもので、アグリサポート体制整備支援業務で2,962万7,000円、雇用者10名、新たな農業者支援業務で1,026万9,000円、雇用者4名を計画しております。

次に、中小企業経営融資資金の実績はどうなっているのか、金融機関任せになっていないかについてお答えします。

まず、中小企業経営融資資金の実績はどうなっているのかについてお答えいたします。

市の商工業資金貸付融資事業は、ここ近年利用実績が少なくなっており、過去3年間の利用実績でいいますと、水俣市特別小口資金融資制度については、平成20年度2件、融資額800万円、平成21年度2件、融資額400万円で、平成22年度は利用されておられません。水俣市中小企業経営安定資金融資制度につきましては、平成20年度、件数20件、融資額1億2,810万円、平成21年度5件、融資額2,000万円、平成22年度3件、融資額1,830万円です。水俣市商工業組合及び組合員融資制度につきましては、過去3年間利用はあっておられません。水俣市勤労者融資制度につきましては、平成20年度1件、融資額100万円です。平成21年度、平成22年度は利用がありませんでした。特にこの3年間の利用件数の減少については、本市のみならず独自の融資制度を持つ熊本県下各市の共通課題として取り上げられているところでもあります。その理由としましては、さきのリーマンショックを発端とした先行きの見えなかった経済状況下において、国の景気対応緊急保証による中小企業金融支援策、セーフティネット保証で対象業種をほぼ全業種をカバーする82業種に拡大されるとともに支援制度が手厚くされたことにより、多くの方がこの制度を利用されていたことが一因と考えています。しかしながら、この制度は平成23年3月31日までの時限的なものであり、来年度からは現在の対象業種82業種が48業種に縮小され、認定基準が変更されることなどから、今後は市の融資制度を利用される方もふえてくるのではないかと考えております。

また、昨年6月の市議会により採択いただきました水俣商工会議所からの地域経済の活性化支援に関する陳情を受け、来年度より中小企業経営安定資金融資時の熊本県信用保証協会への保証料供給の上限を10万円から20万円に引き上げ、利用される方にとって経済的負担が少なく、使いやすい融資制度に改正いたしました。今後も引き続き、市の融資制度については市報や企業訪問時に情報提供を行いながら、本市の中小企業の方々に安定した経営ができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に金融機関任せになっていないかについてお答えします。

現在、市の融資制度は水俣市、水俣商工会議所、各取扱金融機関が連携しながら運営しているところでございます。融資における審査につきましては、市と水俣商工会議所で組織した融資審査会を設置し審査しておりますが、詳細な審査はどうしても専門である金融機関にお願いせざるを得ないところでございます。今後とも商工会議所、金融機関と連携し運営していきたいと考えております。

次に、市道強化舗装工事費が減額になっているが、理由は何かについてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成23年度の市道強化舗装工事費等の請負工事費は4,000万円で、平成22年度6月補正時4,970万円に比べ約1,000万円の減額となっております。本年度の市道強化舗装工事費等の請負工事費は、財源に有利な地域活性化・きめ細かな交付金を活用し、平成23年度の工事予定箇所を前倒し実施するため、2,000万円を本3月議会で増額補正しており、その補正予算は平成23年度に繰り越され、平成23年度予算とあわせて執行されることから、実質的には対前年比約1,000万円増額されています。増額したことに伴い、市道維持補修に対する市民からの要望に、より多く対応できるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 余り時間がないようですので、もう単刀直入に質問に入らせていただきます。

まず、エコ住宅建設促進総合支援補助金についてですが、この制度は単純に個人住宅促進を図り、地元業者への工事発注、または販売業者には売り上げの促進になる、こういうことにつながるような制度かなというふうに思っています。ですから、多くの人にこの制度を活用してもらうことに大きな意義があるというふうに思っています。

そこで、もう少し、この制度利用に当たって、制約の簡素化はできないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

それから農業支援についてですけれども、今、全国で民間企業の農業参入が進んでおります。水俣市の農業参入に興味を持っておられる経営者の方に話を聞きますと、狭い農地が点在する水俣では、農地法による4反の農地確保は大変困難だというふうに言われております。4反の制限を下げるなど、民間企業の農業参入を手助けすることが可能か、手助けすることが不可能かということをお尋ねしたいと思います。

それから中小企業経営安定資金の件なんですけど、この制度貸し付けに当たっては、金融機関の融資条件や信用保証協会の審議などがネックになっておりまして、本当に資金が必要でも、業績の芳しくない申込者には高いハードルになってるということを知っています。そこで、先ほどの件とちょっと重複するかもしれませんが、返済期間などを延長するとかで、毎月の返済を少なくして資金繰りを圧迫しないようにするとか、あるいは申し込み金額を、例えば500万申し込んだものの、例えば300万減額したら融資できますよとか、そういう融資条件を緩和するとかで、利用者の便宜を図るような制度に見直したらどうかというふうに思いますが、それについて質問したいと思います。

市道強化費についてですけど、担当者の方からこういうことを聞きました。22年度に前出しの工事を発注してるということを知りました。ということは、それだけ必要性があったからということではないのでしょうか。傷んだ道路は事故の原因にもなりかねませんし、建設業者の方は、仕事量も少なくて四苦八苦しているところが多くあります。地元業者を守るためにも、また必要

性があることから、この工事費の予算配分を減額じゃなくてふやしていただきたいと思いますが、それについていかががお尋ねします。

以上です。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、第2の質問にお答えします。

まず、エコ住宅補助金につきましては、今、議員おっしゃいましたとおり、やはりこの制度を早く成案をつくりまして、市民の方に理解していただいて、その効果が上がるように取り組んでいきたいなど、その中でちょっと項目をいっぱい盛り込み過ぎてる部分もありますので、そういったものも見直しながら、どういう形にしたら一番効果が上がるか、やはり地元の材料を使って地元の業者さんに仕事をしていただくと、そういった機会をつくっていききたいと思いますので、エコ回収とあわせながら推進してまいりたいと思っております。

次に、農業参入につきましては、いろんな制約があると、民間からの参入の場合に障壁になるんじゃないかということで、私も4反の農地制限につきましては聞いておりますので、その辺についても、農業委員会がその窓口になりますので、割と柔軟な対応もできるというようなことも聞いておりますので、再度この辺につきましては、規制緩和につなげて、民間参入がしやすいように、なかなか4反、今受け取って事業を新規就農でやるというのは、大変やっぱりハードルが高いというのは思いますので、そういったことも含めて、また参入しやすいように検討をしてまいりたいと思っております。

また、中小企業の貸し付け制度、融資制度ですけれども、やはりこれにつきましては、国のセーフティネットで、今年度まではそういう形になって、ある程度、それぞれの緩和策でそちらに流れたということなんですけれども、せつかくの予算を確保しておりますので、もっとも必要などころに借りれるような状況をしていかなきゃならないのかな。ただ、やはりどうしても融資条件というのが銀行を介してまいりますと、そこにハードルが高くなってきてる。そこをどう折り合いをつけていくかというのが課題だろうと思っておりますので、こういった部分につきましては、今、議員御提案いただいたようなことも含めて、金融機関や商工会議所とまた十分話し合いをして、どういうことができるか検討して、なるべく多くの方に利用していただける制度に見直しをしていききたいと思っております。

次に、4番目の市道の予算確保ですけれども、やはりこの市道につきましては、地域懇談会でもいろんな要望が出ておりましたし、そういった部分で早急に取り組むものは、今事業課に指示しております。そういった意味で、財源確保には努めてきておりますし、22年度に前倒して今予算化しております。どうしても4月、5月が事業発注が減ってまいりますので、それに合わせて本年度、事業予算確保した分につきましては、早急に着手するようにはしてまいりたいと思いま

すし、今後の要望と、また財政状況等を勘案しながら、今年度事業につきましても、今後、補正予算等、そういった状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

やはり生活道路の補修等につきましては、安全な道路を維持していく必要がありますので、それに努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、各種情報収集について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、各種情報収集について、どのような手法で地元の情報を収集しているのかについてお答えします。

情報収集につきましては、市議会を初め、自治会長会、市長への手紙、市民監査委員会など庁内に設置された委員会における各分野の市民代表からの意見聴取等に加え、市長と語る地域懇談会、円卓会議、企業訪問、祭りなどの地区行事や地区イベントのほか、婦人会など市民団体主催の総会等に出向いた折に市民の皆様の御意見を聞かせていただいております。また、地区の行事、集会には市長が時間の許す限り出席させていただいております。さらに、市職員が委員会等に出席したときや苦情対応をしたときは、どのような御意見や御要望があったのか報告をさせるようにいたしております。

なお、陳情においでになった方々にも市長が直接お会いしてお話を聞かせていただいているところであります。

次に、市長への手紙についてお答えします。

まず、件数につきましては、平成20年度が82件、平成21年度が58件、平成22年度は2月までで72件の手紙をいただいております。その内容としましては、ごみの分別についてや介護施設をふやしてほしいなど、環境や福祉など市の業務に関することが約6割を占め、各種要望が約2割となっております。中には政策についての御提案をいただく場合もございます。いただいたすべての手紙に市長が目を通して内容を調査・検討し、対応を行っております。

全体の約4割は無記名や匿名の手紙であり、回答などはできませんが、住所、氏名を書かれている方については、御本人に回答を行い、市民の生の声を市政運営へ活用させていただいております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

情報収集は、市政運営を行う上で非常に重要であることは認識されていると思っております。そこで得た情報は当然生かされなければなりません。今述べられた方法もいいかというふうに思います。また、市長への手紙ですが、情報収集の一つであり、大きな目的として、そして対応も

ちゃんとされておられるようですので、その件については何もありません。

ただ、もう少し積極的な市長の動きがあってもいいのではないかと考えております。例えば水俣にはいろんな企業、団体、各種法人があります。市長みずから積極的に訪問されまして、その業種の現況や各団体の方針など、生の声を直接聞いていただいたら、水俣の状況がもっとよくわかるかというふうに思います。市政運営の上で生かせることも数多く出てくるというふうに思います。残念ながら、私の思い違いかもしれませんが、少し消極的な動きとしか思えません。その点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、市長は自転車によるまちづくりを推進しておられます。私もいいことだと思っています。市長としての業務は大変多忙なものよく理解しております。そこで、提案させていただきたいんですが、たまには息抜きも兼ねて、自転車で市内を回られたらどうかというふうに思います。新たな発見もあるかもしれませんし、市民の皆さんも気軽に応対してくれるというふうに思います。市長は体力には自信があると思いますが、この際、水俣には電動自転車というのがありますのでそれを利用されてもいいと思います。ぜひ、実行して水俣にマッチした市政運営に生かしていただきたいというふうに思います。

質問は1件だけです。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員から御指摘いただきましたが、私も本当にまだまだ消極的で、少し積極性が足りないのではないかなということは私自身も受けとめさせていただいております。時間の許す限り、出てみたい、出なければならぬと思っておりますので、今後、自転車で回るかどうかはちょっとわかりませんが、できるだけ情報を得ながら、そして市政に反映できるように努力をしてみたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、通勤・通学者支援について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、通勤・通学者支援について、通勤・通学対象者に定期代の一部を補助する制度を導入できないかとの御質問にお答えします。

九州新幹線鹿児島ルートは、今週の土曜日にいよいよ全線開業となり、熊本市まで約26分、福岡市まで最短で1時間6分と、移動時間が大幅に短縮されます。熊本市、鹿児島市、福岡市という3つの県都が新幹線という交通手段によってつながり、市民の生活圏が一気に拡大することとなります。また、商業や観光面におきましても、交流圏域の広がりから、今後大きな効果が期待できるものであります。現在、新幹線を利用する通勤・通学者は、市外在住も含め約200名程度と推測しておりますが、全線開業後は、さらに増加するものと思われま

料金につきましては、新幹線の定期券である新幹線エクセルパス、1カ月定期券の場合、熊本・新水俣間が通勤で8万960円、大学通学で5万3,610円、高校通学で5万1,870円であり、また、博多・新水俣間が通勤で15万5,130円、大学通学で9万1,300円、高校通学で8万6,820円となっております。

通勤・通学にかかる経済的な負担はかなり大きいと思われませんが、転居に係る経費や家族との生活を考えれば、転居に比べ本人のメリットは大きいと思われれます。また、市にとりましても、人口の流出や減少の歯どめとなりますし、税収入や生活費等の消費面を考えますと、経済波及効果も大きいと考えております。

現在、制度を導入している鹿児島県の薩摩川内市、出水市、熊本県の玉名市におきましては、転入者で通勤する方に補助を行っており、移住促進と新幹線の利用促進を図ることとしております。

本市におきましては、平成16年の部分開業以降、議員に御提案いただきました内容について検討する中、厳しい財政状況を踏まえ、転入者の増加など有効性が不明瞭なことから、実施に結びつかなかった経緯もあります。しかし、このたびの全線開業を機に、改めて流入促進のための定住促進支援策を基本とする中で、地域住民が水俣市に住み続けるための施策を通学者支援とあわせて研究してまいりたいと考えております。

次に、県が進めている電動バイクに関する実証実験についてお答えします。

県では、昨年11月29日の発表において、将来における電動バイクの普及に備え、公共交通施設や地域交流施設に電動バイク用の駐輪場を設置し、電動バイクを活用したパークアンドライド等を目的とした電動バイクの普及による低炭素型コミュニティ構築事業を行うこととし、その実証地域として阿蘇市と水俣市が選ばれております。

現在、市役所前駐車場に、その電動バイクの駐輪場を建設中であり、今年度中に完成予定でございます。建設される駐輪場の中には、電動バイク用の普通充電器6基と急速充電器2基が設置されることとなっており、電気自動車の充電にも転用可能なものです。

今後、この充電器付きの駐輪場を本市における交通に関する計画に反映をさせ、みなくるバスとの連携などを検討していきたいと考えております。

昨年8月に県と本田技研工業において、次世代モビリティの実証実験に関する包括協定が結ばれており、その一環として、この駐輪場を使った実証実験が来年度から行われる予定です。この実証実験に合わせ、来年度の予算に電動バイクのリース料2台分を計上しており、本市としましても、この実証実験に協力していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 この件につきましては、九州新幹線が部分開通して間もないころ、一度提案をさせ

ていただいております。そのときは検討するという答弁でありました。御承知のとおり、沿線自治体では既に取り組んでいるところもあります。しかしながら、通勤の補助が主体でありまして、通学補助まで補助している自治体は余り見かけられませんでした。そこで、よそに先駆けて、水俣市では通勤の補助をしてはいかがかというふうに思います。

例えば新水俣駅から熊本駅までの時間は約26分、私、6カ月で試算したんですけども、6カ月の定期券を購入した場合、月割にしますと、通勤が7万7,467円になります。通学が5万1,812円になります。現地でアパートを借りたり、そしてそれに生活費をプラスした場合、それと比較した場合、かなりの節約になるというふうに思います。また、さらに博多駅まで試算しますと、サクラを利用して1時間ちょっとですね、当然通学のできる範囲内になると思います。6カ月の定期券で購入した場合、月割にしますと、通学の場合は8万6,775円になります。家計の負担も軽くなります。その結果、進学率の向上に効果があればというふうに思います。

通勤補助については、定住促進及び人口流出の歯どめの策として、また通学者補助は、市長が常々言っておられる子育て支援、教育の推進、家庭負担の軽減につながるというふうに思います。これから、今答弁にもありましたように、通勤・通学者ふえる見込みもあるし、ぜひとも23年度中に制度を設けてほしいと思いますが、それについて答弁をお願いします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 水俣市に住みたい方あるいは住み続けたいと、そういった方々を地域に引き入れてとどめておくというための方策としては、議員が申されました補助制度等の導入というのは有効であるのかなというぐあいに考えております。

まずは、通学者への支援も含めて事業がもたらす経済効果や、対象者の支給要件であるとか金額をどうするかとか支給期間などについては検証を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、23年度での制度導入をお願いしたいということがございます。そういったいろんな検証を行いながら、事業効果等の基礎データをもとに他市の状況もいろいろございます。冒頭言いましたように、薩摩川内での導入が有効であるのかどうかということ等問題含めて検証を行いたいと考えておりますし、そういった他市の状況も参考として、これには財政もちょっと伴いますので、そういった財政状況も踏まえながら、一応前向きに検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 最後に財政の話が出ましたので、もうやめるつもりだったんですが、3回目に入らせていただきます。

今、市の財政調整基金の残高は、ここ数年ではかなり高い数字にあるというふうに思っています。また、今年度の繰越剰余金の見込みは、市中経済の低迷化の中、近年にない高い金額になるというふうに思います。こういうときこそ、市民のために基金に繰り入れるだけじゃなくて、大

いに取り崩して使っていただきたいということも考えられたらいかがかというふうに思います。

それから、23年度中の実施については、ほかの自治体を調べるのももちろん結構です。水俣独自の考え方でぜひ進めていただきたいと、そういうことをお願いしまして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で田中 功議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 こんにちは、日本共産党の野中重男です。

市民の福祉と暮らしの前進を願い、10年後、20年後の水俣の将来を展望し質問をします。

世界的なニュースは中東諸国で国民が立ち上がり政権が崩壊したことです。日本でも経済・外交など閉塞感が広がっていますが、この閉塞感は長い古い枠組みがいよいよ行き詰まって新しい枠組みをつくる時に来ていることのあらわれではないでしょうか。雇用、社会保障、農林・漁業、環境などあらゆる分野で国民の生活と権利を守るルールある経済社会をつくる。海外との関係では、軍事力の議論ではなくて外交力を発揮して平和な東アジアを目指す。このような新しい政治の流れをつくる時だと思います。

さて、水俣も人口が減り、若い人や働き盛りの仕事なくなっています。これは全国の自治体で起きていることで水俣だけのことでありませんが、深刻です。これをどのように打開していくのか、今問われてると思います。

地域経済で野村総合研究所は以下のようなレポートを出しました。それは、企業誘致による成長モデルは停滞する地域経済の現状を打開するための抜本的な解決策にはならないというものです。今こそ内発的な発展方向を探るときが来ていると思います。以下具体的に質問に入ります。

1、施政方針について。

①、市長は、よその自治体と違う水俣づくり、特性を生かした環境のまちづくりを基軸に、常に弱者の視点に立つと言っておられます。その哲学について。

②、みなまた環境まちづくり研究会の第1回目会合で、水俣の人口動態と産業の特徴について発表されました。その内容について。

③、みなまた環境まちづくり研究会の答申はいつ出るか。また、市民によるまちづくりの議論

と合意づくりはどのように進めるか。

2、水俣病特措法について。

①、4月からチッソの子会社JNCが事業を引き継ぐが、設備投資のことは聞こえてくるけれども、将来のJNCや関連会社の従業員数の計画については聞いているか。

②、特措法では昭和44年12月以降の生まれの人は救済対象から除外している。しかし、除外された人たちの中に臍帯水銀値が高い人たちがいる。この線引きは誤りとは思わないか。

3、ダイオキシン類の処理について。

①、チッソ水俣製造所内に保管されていた高濃度のダイオキシン類は、どこで、どのような方法で処理されたのか。

②、敷地内には残余のダイオキシン類はなく、再び流れ出ないと確認されたのか。

③、先日、梅戸に埋められたダイオキシン類処分場の立会検査が熊本県主催で行われた。その中で、水質検査期間は3年で終わりと報告があり、これに対し住民から約束違反と批判が出た。3年でいいと水俣市は考えているのか。

4、乗合タクシーの路線整備と延長について。

さきの質問で概略は理解しておりますけれども、質問をそのまま続けます。

①、昨年10月から実証実験がされてきた。その結果はどうだったのか。

②、市内山間部で、まだ乗合タクシーなど公共交通機関がない地域がある。新年度はどのように整備し、どの地域まで延長するのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、施政方針については私から、水俣病特措法について及びダイオキシン類の処理については福祉環境部長から、乗合タクシーの路線整備と延長については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず、施政方針について、その哲学についてお答えします。

厳しい状況が続いている自治体にとって、よそと同じことをやっていると生き残ることはできません。水俣病を教訓とした市民協働の環境モデル都市づくりにより、環境学習旅行や視察・研修が産業として発生し、エコタウンの指定により環境リサイクル企業が稼働しております。また一昨年度には、国の環境モデル都市の認定を受けました。水俣の特性を生かした環境をまちづくりの基軸に据え、住民協働の環境モデル都市づくりを強化しながら、一方では、環境産業を中心

とした経済振興を図っていかなければならないと考えております。

しかし、経済振興は時として環境破壊等住民生活を脅かすことがございます。このことを一番よく知っているのも水俣市民でございます。市民の生命と健康を守ることが根底にあり、市民が安心して暮らしていくことを、市長としては一番忘れてはいけないことだと思っております。

また、高齢化率は31%であり、障がいをお持ちの方も7.5%と全国平均の3倍の数値でございます。このように、いわゆる弱者と呼ばれる方が多く暮らしている水俣では、常に弱者の視点に立った市政運営をしていかなければならないと思っております。

次に、みなまた環境まちづくり研究会の第1回の会合で、水俣の人口動態と産業の特徴について発表した内容についてお答えします。

第1回の会合では、本市における経済振興に関する視点から説明させていただきました。人口動態でございますが、人口、就業者とも減少しているが、特徴として、中心部の人口が減少し、スプロール化が進んでいることが明白になりました。人口の減少は消費において産業の規模を縮小させ、生産においては労働力供給の規模を縮小させています。年齢階層別に見ますと、少年人口及び生産年齢人口が大幅に減少し、老年人口が大幅に増加しています。生産年齢人口の減少は、労働需要面から見れば、雇用の減少によるものも大きく、対策として、生産量を増加させ雇いを拡大することで、生産年齢人口の流出に歯どめをかけ、市外から生産年齢人口の流入をふやすことが必要であります。

一方、産業の特徴でございますが、本市の地域収入、いわゆる外貨を稼ぐ主な産業はサービス業、製造業、農林水産業であり、この中でも、サービス業は外貨獲得量大きいという特徴がございました。また、このサービス業に含まれる医療・福祉部門の外貨獲得量は、サービス業の約46%を占め、平成17年における純移出額としては68億円、製造業が75億円でありますので、ほぼ同規模の外貨を稼いでいる分野であります。また、雇用の面から見ても、平成18年、事業所・企業統計調査では、医療・福祉関係の従業員数は2,640人、製造業が2,180人であり、就労人口についても、ほぼ同規模であることがうかがえます。

このようなことから、医療・福祉分野は、外貨収入額及び雇用者数の観点からも、本市の主要な産業としてとらえることができ、今後、経済振興の柱として検討していく部門ということが認識されました。

次に、みなまた環境まちづくり研究会の答申はいつ出るのか、また市民によるまちづくりの議論と合意づくりはどのように進めるのかについてお答えします。

まず、みなまた環境まちづくり研究会の答申でございますが、去る3月2日に全体研究会を開催し、3つの分科会で検討した結果を踏まえ、本年度じゅうに報告書としてまとめることとしております。

本研究会で御提案いただいた事業等については、今後、市民の皆様の御意見等をいただいております。また、まちづくりを行っていくための意見聴取や議論、合意形成の場の設定についてはどのような方法が効果的なのか、今後検討してまいりたいと思います。

合意形成後は、毎年ローリングする第5次水俣市総合計画の中に盛り込み、財源や効率性等を十分考慮し、実現可能なものから実施していこうと考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

市長がおっしゃった、どういう哲学を持って、これからの市政運営に当たるかというところについては、私もそのように思います。水俣の特徴を生かしながら、どう、これから将来展望を描くのかということが大切だろうと思います。そこについては賛同をするということを前提に具体的な質問に入っていきますけれども、まちづくり研究会のことについてであります。3月2日に第2回目の研究会の全体会が開かれまして、そこで各分科会から報告がございました。ずっと聞いておりまして、生活・観光分野の報告については参考になる資料が出されたなというふうに思っておりますけれども、一方、エネルギー・産業分野、教育・研究分野の分科会報告については、これくらいの資料は水俣市役所の中にも蓄積されていて、何もこの先生たちがまとめられなくても、水俣市を中心とするところで十分まとめ切れたのではないかと、そのような印象を持ちました。

全面否定するつもりはありませんけれども、この研究会の参考にするところは参考にして進めるというふうにおっしゃったんですけれども、私は全体の印象として、最後に御答弁された、市民の意見を聞いて議論と合意形成についてはこれから研究するとおっしゃいましたけれども、ここの深い検討というのが本当に必要なのではないかとこのように思っているところです。

それで、この分科会の報告等を伺っておりまして、あら探しをするつもりではありませんけれども、この研究会というのは、そもそも、どれくらい深い議論ができるのかということ、ずっと問題提起してきました。そういう視点から幾つか申し上げますと、第1点目なんですけれども、例えば水俣市に産業団地のところで、エネルギー・産業分科会の委員である先生がこういう発言をされたんです。時間がなかった。新産業団地が必要という議論はしていないのに、なぜ、きょうの座長の報告の中にこれが入ってるのか。大規模太陽光発電等の設置場所として、八幡プールの活用など、これらについては、当日配られた資料の中へも入ってたんですけれども、分科会委員の同じ分科会の委員の人からこういう発言が出ましてね、分科会で報告書がパワーポイントになったところまで合意になって出されたのか、コンサルタントとか環境省でまとめたものがそのまま出されて、委員は最終的なものについては確認しないままで出されたのではないかと、このようにちょっと思えました。本当に委員の人たちがそうだとこのように議論されて出され

たのかどうか疑問に思いましたので、これについてはどういうふうに把握されてるかが第1点であります。

第2点目、また別のある先生は、水俣市民はどうしようと考えているんだろうかということも発言されました。まさに水俣市民はどのようにしようかとわからない中で、二、三回の分科会を開いて体裁つくったとしか私には思えませんでした。この研究会の本質とかかわると思うんですけども、水俣を知らない人たちでいいから、しかも短時間でもいいから、実現するかどうかは別として、3月までに振興策を研究したことを示そうという環境省の意図が私には見え隠れいたしました。私はそのように思うんですけども、どのように考えられるでしょうか。

3点目であります。また別の委員の方は、議論はコンサルタントがまとめてくれた。またある座長は、質問が出て、これに窮しますと、ここはコンサルタントから答えますというふうに発言されました。まとめたのもコンサルタントで、資料の作成も座長もよくわからないということで、僕は正直におっしゃったのではないかなと思うんですけども、少なくとも座長だったら、報告の中身まですべて承知してて外に出すのが常識ではないかと私は思います。こんな発言が出る研究会というのは何なんだろうかと改めて思いました。

4点目です。配付された資料がございます。まちづくり研究会、第2回目に配付された資料、手元にありますけれども、この資料5のところ、水俣環境まちづくり研究会報告書骨子（案）2011年3月水俣市と書いてありますから、多分、水俣市でまとめられたんだろうと思うんですけども、この中にこういうくだりがあるんですよ。水俣病問題の最終解決を図るために住民が実感できる取り組みが必要であるということで、この資料5の中に書かれております。まちづくりを進める意義というところで書かれてるんですね。そもそも、このまちづくり研究会は何でスタートしたかという、本旨がどこかで飛んでるんじゃないかと思いました。

第1回目のまちづくり研究会をつくるときに配られた資料の目的のところなんですけれど、低炭素地域づくりを通じた地域活性化策の具体的構想を描く。内外ほか、地域の模範となる大胆な将来像を描くこととし、今後の水俣の環境まちづくり構想を目指すというのが第1回目のときに配られた目的だったはずなんです。ところが2回目の報告書では全く違うものに、この意義のところ、書かれてるという、こういう研究会というのは、そもそも何なんだろうかと、そういうふうに私は疑問を持ちました。こういうふうな中身で報告書がつけられるとしたら、これに対して大変私は疑問を持ちます。私は被害者救済と環境復元と地域の再生は同時進行でなければならないというふうに思いますので、最終解決するために何かまちづくり研究会で何かを出して、それをやることで、最終的な水俣病問題が終わりをつけるんだという、こういう発想そのものが私は間違ってるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

以上4点。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず第1点でございますけれども、水俣市の新産業団地の件でございますけれども、最終合意がないままに、コンサルタントと環境省が勝手にまとめたものではないかということでございますけれども、御案内のとおり、この研究会では、限られた時間の中ではございますけれども、本市における総合計画を初めとした各種の計画や報告というのは、委員さん方には事前に提供しております。委員さん方は、十分そのことは読んでいただいて、この会に臨んでおられると、そのように理解をしております。事前にも会議資料の提供にも努めてまいってきているところでございますが、そういった面につきましても、各委員の皆さん方の御意見を取りまとめて、踏まえて事務局が取りまとめて、再度、委員の皆さん方に紹介をして確定をしております。最終合意がないままに勝手にまとめたというわけではありませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。

なお、新産業団地につきましては、分科会では、新たな企業誘致のための土地が不足していると、客観的な事実を踏まえての議論が進めておられまして、用地確保の検討が必要と、検討という言葉を入れて結論としております。今後、そのことを課題として検討し、整理をするということになっておりますので、用地確保が必要であるという結論までには、この場合至っておりません。そういう意味で、先ほど言われました、ある先生の発言ということとは、矛盾しているのではないのではないか、そのように思っております。

それから第2の質問でございますが、この研究会が環境省などの意図といたしますか、考えが見え隠れするように思うということでございますけれども、昨年の10月から、これは短期間でありまして、大西座長を初めとして、委員の方にはいろいろ研究会あるいは分科会のほかに何度も水俣まで足を運んでいただいておりますし、私、個人的にも大西座長とは東京のほうでも2回、水俣のほうでも2回ほど会わせていただきながら、いろんな御意見もちょうだいしたところでございます。また、事務局といたしましても、さまざまな市民団体の方々あるいは企業の方々とも意見交換を含めた情報の収集には今努めているところでございます。

研究会の資料には、最も今水俣で人が集まる総合医療センターに本市の産品でありますとか、そういったものを販売する市といたしますか、そういったものの開催とか、あるいは各企業の連携、住民の連携など、市民との意見交換で得られた取り組みというのが、この中には多数含まれております。また、委員の方々には、市職員と長時間に意見交換をいたしております。環境省の、あるいはコンサルタントも毎週のように水俣に来ております。そして、いろんな形で議論を闘わせていただいたところでございます。私は、環境省も、このコンサルタントの方々も、水俣を何とかしようという高い志を持って参加していただいたと思っておりますし、水俣のことを本当に真

剣に考えてもらっているのではないかなと、そういう様子を見ながら受けとめさせていただいたところでございます。

私は実現に向けた第一歩であるという多数の個別プロジェクトを取りまとめていただいております。ぜひ、この提案の中から、何か一つでも今後の水俣のまちづくりに生かされるものがあればなど、そんな期待もしているところでございます。

それから、座長だったら、報告書の中身まですべて承知して外に出すべきじゃないかと、非常に無責任な研究会ではないかというようなことでもございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、各委員、特に分科会の会長とも何度となく打ち合わせを行っております。座長による事実関係の確認事項につきましては、事務局で回答することは珍しいことではないのではないかと考えているところでございます。

それから、報告書の骨子案の中で、水俣病問題の最終解決を図るため、住民が実感できる取り組みが必要であると述べているが、これはどういうことかと、どんな意味かというような御質問でございます。もう何度も申し上げておりますし、私もしっかり受けとめているところですが、この水俣病問題の解決のためには、被害者救済と地域振興が両輪であるということは、もう当然のことでもございまして、救済措置につきましても、当然、国・県と協力して着実に進めていく必要があるということは、もうこれまでと何ら変わりはありません。

この研究会の報告書でございますが、地域振興に真剣に向き合うための参考書としてとらえております。この参考書を活用して、今後、市民の皆様方としっかり議論を交わしながら取り組んでいかなければならないと、そのように思っているところでございます。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 質問の1番目、2番目、3番目のところは、市長の責任というか、水俣市の責任じゃなくて、研究会のほうでまとめた、あるいは研究会で発表されたときがそうだったということですので、あえていろいろ言うことはないと思うんですけど、ただ、最後に紹介しましたまちづくり研究会の目的のところですよ、ここはもしそのままこれでいかれるのであれば、本来、つくったときと出口が違ってますよということで、案になってますから、今後、どの市民が見ても、そうだというような、思われるような中身を報告書を水俣市の責任でつくっていかなければいけないと、私は思っております。その上で3回目の質問をいたします。

この研究会が環境省主導でやられたというのは、もう私も承知しているところですが、私は、どのようなこれからの水俣を描くのかということについては、この間、断片的ですが、いろんな提案もしてきました。それで、基本はまちづくりを議論しようと思えば、市民が中心になって、かんかんがくがくの議論を尽くして、自分たちで考えた、自分たちでまちづくりを進めるんだという市民の力、あるいは行政と議会と市民が覚悟を決めた取り組みというの

が必要になってくるんじゃないかなと思っています。

それで、1回目の答弁の中で市長は、これからどのように進めるのかということをお答えされました。12月議会では、具体的計画を市民と議論して進めていきたいというふうに言われて、1回目のところでは、どういうふうに進めるかはまだ決まってないと、これから検討するという答弁だったと思うんですけども、私は、この研究会の問題点も、きょう幾つか指摘しました。その上で改めて市民レベルの議論をどういうふうにするのかということをお答えをちょっと聞きたいと思っております。

2点目、これ提案なんですけれども、就業者人口の変化については、先ほど詳しく御答弁いただいたとおりですけれども、産業別の就業者人口で、サービス業及び製造業、特にサービス業の中でも医療福祉関係の就業者数が製造業の2,180人を超して2,640人になってる。これは平成17年の国勢調査の資料なんだろうと思うんですけども、この研究会の資料の中で出てきた数字を見ますと、製造業関係については、平成20年はもっと減ってましたよね、1,750人程度というのがこの中の資料出てきました。一方、医療関係を中心とする産業はもっと人口がふえてるというのは国勢調査の資料出ておりませんので、正確にはわかりませんが、ふえてると思います。それで、この分野をこれからどう伸ばしていくのかというのが水俣のまちづくりの私は基軸の一つになっていくというふうに思っています。

水俣は医療センターを中心に病院もあります。診療所群もあります。福祉施設もあります。就労施設についても多くと、北薩方面の受け皿が実は医療センターを中心とする水俣市になってるということもある、県南地区も含めてですけれども、そう考えると、ここを環境と同時に医療・福祉・介護分野を基軸に据えながら、水俣の10年後、20年後のまちづくりを描くという方法も、私は将来展望としてあると思います。

今、介護施設47人分増設されておりますよね、グループホームが2カ所、小規模特別養護老人ホームが2カ所、これ市長判断でつくるというふうにされたわけですけれども、これ47人収容するのに、就業者人口60人いるというのが以前答弁あったと思います。この分野は、労働力を吸収する、そういう産業分野でありますので、これはこれから使えてくるというふうに思います。それを進める上で、クリアしなきゃいけないことが僕はあると思います。熊本水俣病では、被害者の人たちが持つて医療に関する手帳は医療保険だけが適用になってまして、介護保険は適用になっておりません。介護についても、原則1割の在宅あるいは施設入所があるわけですけれども、この部分についても、国と県の負担でその分を補助するというような制度に拡充すべきじゃないかなと私は思っています。

新潟県はどうしてるかといいますと、新潟県庁連絡しまして聞いてみました。新潟県は独自施策として、新潟水俣病福祉手当というのを出しています。この福祉手当が出る条件は、公立病院で

もいい、民間病院でもいいと、その診断書のどちらかで疫学的条件と水俣病に見られる症状が確認されれば、月額7,000円を県の費用として出しましょうというふうになっています。

もう一つ、新潟では、昭和電工が特措法対象者に介護保険の要介護者に5,000円、要支援者に2,000円を出すというふうになってまして、介護保険料、介護が必要になってくる人たちが弱者、被害者、弱者ですから、早くなるというふうに言われてて、ここを出すようになっています。なお、行政認定になった人たちには、患者団体とチッソとの補償協定の中でどうなってるかといいますと、介護手当が出ておりまして、金額は2万数千円だったと思いますけれども、認定患者さんには介護手当というのが出ております。こういうのを整備していく中で、被害を受けた人たちが、介護についても、お金の心配なく、これを供給を受けられるという制度ができるんじゃないかなというふうに思ってます。

こういうのも展望しながら、今、熊本県は胎児性患者さんと障害者自立支援法を結びつけて特区構想というのを考えてますけれども、この特区構想の中に、被害を受けた地域、水俣だけじゃなくて、こういう制度を導入するというのも考えていいんじゃないかなと私は思っています。そういうふうにご検討しておりますけれども、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点目でございますけれども、今、議員から御指摘・御意見をいただきました、そういった質問も聞いて、改めて今後どのように進めていくのかというような御質問でございます。先ほどの答弁でも申し上げていましたけれども、市民の皆さんの御意見をいただきながら、今後もやってまいりたいと思っております。

今回の報告書は、外部の有識者の先生の御意見をいただきながら、市、それから環境省、コンサルタントが協議を重ねてまとめたものでございます。うちからはよく見えるかもしれませんが、外部から見た目もまた必要であろうということで、わからない、我々が気づかなかったところに気づいていただけるという利点もあって、取り組んできたところでございます。

あくまでも、先ほどから申し上げておりますけれども、この報告書というのは、もう水俣に対するアドバイスのものだと考えております。したがって、このことをそのまま、出てきたのをそのまま実施するというものではございません。あくまでも、これは市民のための事業であって、今後は市民の皆さん方が修正をしていただいたり工夫をしていただいたり削除していただいたり、あるいは追加をしていただきながら、水俣市民の事業としてやっていきたいという、そういう思いには変わりはありません。

次は、医療・福祉・介護など水俣が強い分野でこれを伸ばしていく、そういう水俣を描いたらどうかということと、そういった中で、水俣病関係の手帳は介護保険制度を使えるように、そういった制度も考えていったらどうかというような御質問でございます。議員がおっしゃるとおり

で、医療・福祉・介護などの分野を伸ばして、まちづくりに取り組むということは、さきの答弁でもしておりますけれども、今後のまちづくりの取り組みの中で、経済振興を考えていく柱として検討していかなければならないと思っております。非常に重要な分野であると、そのように受けとめております。この件につきましては、テーマごとに検討してまいりたいと思っております。

また、水俣病関係の手帳の介護保険制度への適用でございますが、訪問看護など一部のサービスにつきましては介護保険を利用できますけれども、すべてのサービスの実現はかなり厳しいのではないかと思っております。今後、要望等も含めまして検討してまいりたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、今回のこのまちづくり研究会は、非常にいろんな関係で時間的な制約も受けまして、議員御指摘のように、非常に議論も不足して、いろんな思いを抱かせたのではないかなと、そんなふうと思っております。先ほどから申し上げておりますけれども、外から水俣を見ていただく視点、それが一つのまちづくりのきっかけになる、その中で提言をいただければと思っておりますし、そのことに市の考えもあわせて行ければいいなということを考えて取り組んだところでございます。このことがすべて動いていくものではありませんし、今後、検討を重ねていかなければと思っております。さらには、こういう取り組みをすることによって、いろんな方々との人材も非常に活用できますし、これからもいろんなお手伝いもしていける、そういうつながりも生まれてくるのではないかと思いますし、これを通しまして、本市の職員も非常にまちづくりに対する手法といいますか、あるいはそういった思いも育ってきたと、そういう利点もあるのではないかなと思っております。いずれにいたしましても、今後も市民の皆さん方の御意見をしっかりお聞きしながら進めていって、先ほどから申し上げましたように、何か一つでも形として残していきたいと、そういう思いでおります。

したがいまして、そういう思いで議員と同じように、本当に水俣の将来のことを考えながら、真摯な気持ちで取り組んでいるということをお理解いただければありがたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病特措法について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、水俣病特措法についての御質問にお答えします。

まず、4月からチッソの子会社JNCが事業を引き継ぐが、設備投資のことは聞こえてくるが、将来のJNCや関連会社の従業員数の計画については聞いているかとの御質問にお答えします。

チッソは、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく事業再編計画が環境大臣に認可されており、その中に平成22年度から26年度までの5年間の設備投資計画や従業員数について具体的な数字が記載されています。従業員数については、グループ従業員の計画数が、平成22年度が4,030名、平成23年度が4,040名、平成24年度から26年度までが4,060名と

なっており、そのうちの水俣地区従業員数は、平成22年度は1,220名、平成23年度は1,240名、平成24年度は1,260名、平成25年度と26年度は1,270名となっています。計画としましては、平成22年度から27年度までに従業員50名増員となっています。将来のJNCや関連会社の従業員数について、チッソから具体的な計画は聞いておりませんが、この計画を計画どおりに実現していただくようお願いをしていきたいと考えております。

次に、水俣病特措法では、昭和44年12月以降の生まれの人は救済対象から除外している。しかし、除外された人たちの中に臍帯水銀値が高い人たちがいる。この線引きは誤りとは思わないかとの御質問にお答えします。

昨年5月にスタートしました水俣病被害者救済特別措置法に基づく水俣病被害者の救済策では、1つ目が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性がある方、つまりメチル水銀を体内に取り入れた可能性がある方、2つ目が、一定の症候要件を満たす方が救済の対象者となっています。ここで、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性がある方とは次のいずれかに該当する方となっており、具体的には、1つ目が昭和43年12月31日以前に対象地域に相当期間居住していたため、水俣湾、またはその周辺水域の魚介類を多食したと認められる方、2つ目が昭和43年12月31日以前に対象地域に相当の期間居住していなかった方であっても、水俣湾、またはその周辺水域の魚介類を多食したと認められるのに相当な理由がある方、これには母体を經由してメチル水銀の暴露を受けた可能性がある場合を含むとなっています。

昭和44年11月30日までに生まれた方については、胎児期の暴露の可能性を考慮して一時金等の対象となる地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断することになっていますし、また、昭和44年12月1日以降に生まれた方であっても、臍帯、胎毛筆、つまり赤ちゃん筆の毛、または妊娠中の母親の毛髪における高濃度のメチル水銀の暴露の可能性を示すデータなど科学的なデータのある方については、どこでメチル水銀の暴露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、救済措置の対象となる地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断することになっています。したがって、昭和44年12月以降に生まれた人についても、水俣病の救済対象として検討されることとなります。

熊本県に対して、昭和44年12月以降に生まれた方の救済申請への対応状況について問い合わせたところ、そのような方についても申請の受け付けを行い、それらの申請者の科学的根拠となる臍帯等の分析を行うなど、審査を行っている最中であるとのことでした。

そこで、昭和44年12月以降に生まれた方を初め、水俣病の症状を呈する方あるいは水俣病に関して御心配の方は、救済申請をしていただくか、白浜町の水俣病救済相談窓口にお気軽に相談していただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

JNCのこれからの雇用者数については、事業再編計画関係集に出された資料の中に、今おっしゃったことは入っております。ただですね、これを括弧づきでなってます、このとおり、答弁されたとおり、従業員を引き続き確保されていくということであればいいんですけども、この間の流れは、雇用者人員をどんどん減らしてきてるという流れだと思うんです、チッソにおいてはですね。それで、1月18日付の西日本新聞があるんですけども、岡田社長、インタビューに答えてこういうふうにおっしゃってます。水俣のインフラは最低限で活用する。経済合理性の考えを最優先に、水俣でつくるべきものについては投資していく。投資計画は、経済最優先のものであるんだけど、この文面の中から、雇用者数をどうするかというのは一言も出てこないんですよ。だから私は質問入れたんです。

だから、具体的計画で今後ともJNCになっても地域経済に貢献するというようなことをしっかり把握されていかないと、当初から言われてました分社化すると、結局水俣の製造所縮小するんじゃないか、地域経済の貢献度がさらに落ちていくんじゃないか、これは県債発行時、昭和53年に県債が発行されたときの条件は、患者補償と地域経済に影響を与えないようにするというのが県債発行時の条件だったはずなんです。ただ、これ以降もどんどん減り続けてるわけですから、それで改めて危惧して、こういう質問をしたんです。ですから、言います。詳しく、今後とも把握をされるということを私は求めたいと思いますけれども、どう、考えられますか。

2点目です。44年12月以降生まれの方たちのことについてですが、今おっしゃったとおり、答弁あったとおりで、熊本県のほうでは、今審査中で、まだ結論がだれも出してないと思います。それで、もう御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、水俣協立病院の名誉医院長の藤野先生が最近論文をまとめました。100人近く、44年以前に生まれた方と44年の後に生まれた方たちを、症状と臍帯水銀、できるだけわかる範囲で比較してあるんです。臨床症状については、ほとんど差がない。44年以降の生まれの人で17名の方の臍帯を集めて国立水俣病総合研究センターで分析してもらったと、平均が非汚染地区の人たちの平均が0.122ppmだったんですけども、17名のうち、これを超えるのが10名いた、59%です。最高値は1977年、昭和52年生まれの人です。0.362ppm、ですから、非汚染地区の人たちの3倍のへそ緒の水銀値があるという結果なんですね。同じことを原田正純先生が違うところでもはかってまして、そういう数字が出ております。

もう一つ、私が最近、水俣市内にお住まいをされてる方、これは兄弟でいらっしゃる、3人の方なんですけど、41年生まれの方は0.524、43年生まれの方は0.384、45年11月生まれの方は0.371ppm、いずれもppmでした。45年11月生まれの方は、44年12月以降からすると、1年後ですよね。こういう人たちでも、非汚染地区の平均値の0.122からすると、3倍近いのがあって、しかも働き盛りなんですけれども、いろんな障害がある。長続きしないとか、細かな作業ができ

ないとか、こういう人たちが救済されるかどうかはわからないんです。現時点ではわからないんです。総合判断するとなってるんですけども、これもわからないというのが今の実情なんです。

だから、こういう事実を踏まえて、この総合判断というのは非常にあいまいで、こういう人たち、臍帯水銀があれば、こういうふうに言えるんですけど、ない人で症状がある人もいますよ。こういう人たちをどう救うのかということがないと、私は、これからの大きな火種の一つになってくるといふふうに考えております。

以上、こういう方たちもきちんと救うように、私は水俣市は主張すべきじゃないかなと思えますけれども、いかがでしょうか。以上2点。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 野中議員の第2の御質問に、先ほども従業員数について詳しく聞いたかどうかというようなことで、先ほども答弁申し上げましたけれども、やはりこの計画を計画どおり実現していただくためには、さらに詳しく作業計画など聞いていきたいなど、そういうふうに思っております。

それと2番目の臍帯の水銀値の高い方のどのように考えるかというようなことでしたけれども、やはりそういった、先ほども答弁に言いましたけれども、臍帯の水銀値が高い、そういう科学的な根拠のある人については、どこで暴露を受けたのかとか、地域要件、症候要件など総合的に判断をされるということでしたので、市としましては、そのような症状があられる方、また地域要件、症候要件を満たされる方については、そういうような救済の申請を行っていただきたいなど、そういうふうに思っております。

○野中重男君 救済の申請をしてるんですけども、救われない人がいるから、これをどうするのかということなんです。

○福祉環境部長（中田和哉君） 済みません。それと、熊本県のほうにも、その辺のほうは、こういう御意見があったということはお伝えしていきたい、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 もう一つ、以前から言っておりますけれども、私は、44年12月以降の人たちと同時に、地域についても線引きがされてるんですよ。最近、私は熊本中央裁判所で幾つか判決あつてますけれども、その判決文を読み返してみました。猫の内蔵の水銀値が牛深でも非常に高かった。熊本県の資料なんです、これは。猫と人間、同じもの食べとったんですよ、人間が食べて、その残りを猫に食べさせてるわけですから、こういう資料があるにもかかわらず、天草の下島だとか上島のある地域を除いて、みんな線引きしてる。私は事実に基づかない、こういう線引きは、結局水俣は終わらせないんだ。事実に基づかないものは、結局覆されるんだというふうに思っています。こういう線引きについても、県に対してはちゃんと物を言われたらいいと私は思っています。

けれども、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 先ほども申し上げましたけど、そういう総合的に判断されるところにつきましては、そういう御意見があったということを伝えていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（松本和幸君） 次に、ダイオキシン類の処理について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、ダイオキシン類の処理についてお答えをいたします。

まず、チッソ水俣製造所内に保管されていた高濃度のダイオキシン類は、どこで、どのような方法で処理されたのかとの御質問にお答えします。

チッソ水俣製造所内に保管されていた高濃度のダイオキシン類につきましては、昨年11月から無害化処理を開始し、本年1月に完了しております。この間、市としましては、昨年11月と12月の二度、職員が現場に立ち入り、作業の進捗状況を確認するとともに、担当者から詳しく説明を受けています。また、無害化処理の完了後の本年2月2日には、私を含め職員4名で処理現場に立ち入り、処理が完了していることを確認するとともに、処理先や処理方法についても担当者から説明を受けました。

その説明では、汚染されたコンクワートくず、瓦れき類、れんが、金属くず及び廃プラは、高圧水による洗浄を行った後、県内に所在する、県から産業廃棄物処分業の許可を受けている産廃業者が所有する管理型埋立処分場に埋め立て処分されたということです。また、洗浄に使われた水は繰り返し洗浄に使用され、最終的に汚染された土壌とともに宮崎県内の産廃処理施設において焼却処分されたということです。この宮崎県内の産廃処理業者は、宮崎県から特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けており、1,350度以上の温度で廃棄物を処理できる熔融炉を所有しており、高温によりダイオキシン類は分解され無害化されたということです。

次に、敷地内には残余のダイオキシン類はなく、再び流れ出ないと確認されたかとの御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、去る2月2日にチッソ製造所内の処理現場を確認しましたところ、ダイオキシン類に汚染された可能性のある土壌や瓦れき類等の廃棄物はすべて処理されており、敷地内には残っていませんでした。また、製造所内の他の場所にはダイオキシン類は残存せず、このため再び流れ出る可能性もないことをチッソの担当者に確認をとっています。

次に、先日梅戸に埋められたダイオキシン類処分場の立会検査が熊本県主催で行われた。その中で、水質検査期間は3年で終わりとの報告があり、これに対し住民から約束違反と批判が出た。

3年でいいと水俣市は考えているかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のダイオキシン類処分場の立会検査につきましては、本年2月24日に、熊本県が梅戸町の水俣港ダイオキシン類処分場において、地元住民や市職員等の立ち会いのもと、目視点検を実施しました。その際に県職員から、水質検査は3年で終了する旨の説明があり、住民から従来の説明と異なるとの指摘があったところです。熊本県の作成した水俣港ダイオキシン類処分場管理マニュアルにおきましては、継続的モニタリングとして、ダイオキシン類の流出の有無を確認するため、目視により処分場を点検する目視点検及び処分場に設置した観測孔内の水質が水質ダイオキシン類の環境基準を超えないことを確認する水質調査の2つを行うことが定められています。目視点検につきましては毎年行うこととされ、水質調査につきましては異常がないことを3年間連続して確認することとされています。

この水質調査における3年という期間は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令並びに土壤汚染対策法施行規則において、水質検査により2年以上継続して異常がないことを確認することとされているものを、安全性を考慮してさらに1年間延長して設定されたものだということです。これに対し、処理開始前に県が地元住民を対象に実施しました説明会におきましては、県の担当者から、処分終了後の維持管理について地元住民の皆様の協力を得ながら毎年点検し、維持管理を行う旨説明があったとのことでした。

市としましては、水質調査の3年という期間について、法令上は問題ないと考えますが、住民からは継続して調査を実施するよう要望されておりますので、県に検討をお願いしてまいりたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

残余のものはもうないということで確認されたということですから、そうあってほしいと本当に思います。健康に関することですので、くれぐれもこれは再び漏れ出ないように、人体・環境への影響がないようにしたいと思います。

それで、水路などについては、これからも猛毒類、何があるのかわかりません。今わかっているのは水銀だとかダイオキシン類ですけれども、江添川は水俣市の管轄だと思いますので、ここについては、1年に1回だとか、必要な検査をすとか、それで水質基準をクリアしてるといったことがわかるような形で継続的なそういう検査を続けていただきたいというのが1点目であります。

2点目は、今御答弁いただきましたので、もう重複になると思いますけれども、質問ではなくて、ビニールシートは毎年劣化すると言われてます。実は、通常、管理型処分場を議論するとき、シートの耐用年数は40年とか45年とか50年だとか、メーカーによって違うというのが随分議論になりましたけれども、ここについても同じなんです。劣化します。ですから、劣化すると同

時に危険度を増していくわけですから、シートの耐用年数についても、県は後で返事しますということで、その場で答弁されなかったんです。答えが返ってこなかったんです。だから、きちんと明確な返事を住民団体に返すと、参加した十数人、この日は行っておりますけれども、その行った人たちには返事するというふうに言ってますので、耐用年数についても返すということで、市からも意見を上げていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上2点です。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が江添川の検査、江添川のほうは、市であるのか県のほうであるのか、ちょっと判断、わかりません。もし県であるのであれば県のほうにお願いをしていきたい。市のほうでしたらば、どうにかやれる方向で検討したいなというふうに思っております。

それと、ビニールシートの劣化の件ですけれども、市としましては、そういう県が返事をしたということであれば、県のほうに返事をしていただくようお願いをしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、乗合タクシーの路線整備と延長について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、乗合タクシーの路線整備と延長について順次お答えします。

初めに、昨年10月からの実証実験の結果についてお答えします。

午前中の泌尿議員の御質問でもお答えしましたが、市では、バス等が運行していない交通空白地区へ新たに公共交通を導入するため、国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、昨年10月から6路線で乗合タクシーの実証運行を実施しております。昨年10月からことし1月末までの各路線での1便当たりの乗車人数は、山木場から岩井口、本井木を經由し葛彩館まで運行する山木場線が1.5人、寺床から寒川、愛林館を經由し葛彩館まで運行する寺床・寒川線が0.2人、鬼岳から桜野上場、薄原を經由し葛彩館まで運行する鬼岳線が1.9人、合畑入り口から石神、小野川内を經由し水俣駅前まで運行する小津奈木線が4.8人、無田から石飛、石坂川を經由し葛彩館まで運行する石坂川線が4.5人、一本木から日当野、愛林館を經由し葛彩館まで運行する日当野線が1.5人となっております。

市としましては、さらに利用していただけるよう利用促進に努めるとともに、特に利用の少ない路線につきましては、問題点等を把握し、今後の本格運行に向けて改善してまいりたいと考えております。

次に、公共交通機関がない地域に対して、新年度にどのように整備し、どの地域まで延長する

のかについてお答えします。

昨年10月から6路線で乗合タクシーの実証運行を開始しておりますが、招川内、木臼野など、まだ山間地で公共交通機関を導入していない地域に対して公共交通を確保する予定であります。そこで、来年度も引き続き、国土交通省の補助事業を活用し、効率性、採算性及び利便性を考慮した上で、ことし10月をめどに市内公共交通体系全体を再構築するよう計画しております。内容としましては、今年度から実証運行しております乗合タクシー6路線の運行内容を見直し、新たな地域への乗合タクシー実証運行の実施、みなくるバスの運行内容見直し、スクールバスの活用等を検討しております。なお、招川内、木臼野地区につきましては、地域の実情に応じた公共交通手段により、今年10月から実証運行ができるよう取り組んでおります。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

みなくるバスの運行や今回の乗合タクシーは、高齢者や交通弱者の皆さんから大変歓迎されると思っています。今、路線の利用者の数を言われましたけれども、本当に助かったという声が私のところにも届いております。一方、最近のことなんですけれども、公共交通機関がないところの高齢者からこういう話を聞きました。私は90歳、うちには来ないのか、私たちも長時間歩いてバスに乗る場まで行って病院へ行ってると、こういうふうな形でしかられた連絡が入りました。しかし、これらの声は今回の延長だとか、あるいは全体的な整備で一步一步進んでいくものだというふうに思います。

ところで、このみなくるバスや乗合タクシーには、まだまだたくさんの要望があります。これはむしろ市民から要望があって、行政がそれにこたえようという相互で連絡とり合って政策進めようという話ですから、歓迎すべきことなんだと私は思ってます。先ほどの答弁あったんですけど、みなくるバスについては、土曜日や日曜日でも走らせてほしいとか、あるいは車いすが乗れるバスを運行してほしいとか、こういうのもありました。また、産交バスとか南国バスの路線権があって、そこはみなくるバスが通れない。路線権の関係があって通れないと、そこを何とかならないのかというのもありましたし、あるいは市内の中心部のところでも、バスは通らないけども、乗合タクシーは来るんじゃないかというようなところも要望としてはありました。

路線権の関係では、南国とか産交バスさんがもう譲ると、みなくるバスに譲るというふうに言っただけであれば、それでいいんですけれども、そうでない路線もあるかと思えます。ですから、行政と2つの民間路線権を持つ会社との間で、例えば独立した法人をつくるか、協議で済めばいいんですけれども、そういうこともやりながら、市民の利便性をさらに向上させていくという、そういう取り組みが今後必要になってくるのではないかなというふうに思っています。今後、そういうところもぜひ研究して、市民の声をすくい上げてほしいというふうに思っています。

おりますけれども、どのように考えられますか。

以上です。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） みなくるバスの最初の運行から8年が経過しておりますけれども、この件については、沿線地域からも運行内容の見直しであるとか、さまざまな御要望をいただいております。そこで、ことし10月を目標に、みなくるバスについては、今ありましたように、土・日の運行であるとか路線の延伸、それから運行時刻の変更等について見直しを実施すると、そういうことで予定をいたしております。

また、先ほど、車いすが乗れるようなバスはということでございましたが、現在運行しているみなくるバスの6台のうち、車いすを利用される方がバスに乗車する場合、4台が介助者と運転手により車いすを抱え上げる必要があります。現状では、バス車内の構造から、車いすを利用される方がみなくるバスを利用するのは困難かなど、そういうような状況にあると思います。ただ、バリアフリー対応のバス車両に切りかえていくことは、早急には難しい状況ではございますが、車いすを御利用の方が安心して公共交通を利用できるよう、今後、市としましても、福祉関係各課と協議の上、検討してまいりたいと、そのように考えております。

それから、バス事業者に路線権があり、みなくるバスが運行できない地域への対応についてでございますけれども、確かに路線バスが運行している路線については、コミュニティバス等が運行することは、事業者の同意が得られない限りはできないと、そういった状況でございます。この件につきましても、御提案の内容を含めまして、今後研究してまいりたいと、そのように考えております。

さらに、バスでは通ることができない市内部地域にも乗合タクシーを運行してほしいと、そういった要望でございますけれども、市では、まず山間地域から乗合タクシーの実証運行を開始しております。議員が御指摘のとおり、市内部におきましても、公共交通が運行しておらず、御不便をおかけしている地域もございますので、今後、順次乗合タクシーの実証運行等を計画してまいりたいと考えております。

○野中重男君 終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

日程第2 休会について

○議長（松本和幸君） 日程第2、休会についてを議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、3月10日は休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって3月10日は休会とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明9日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時40分 散会

平成23年3月9日

平成23年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一般質問・質疑

平成23年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成23年3月9日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時24分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 西田弘志君 | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | |
|--------------|--------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（松永伸二君） |
| 総務係 長（岡本広志君） | 議事係 長（深水初代君） |
| 書 記（渕上大輔君） | |

（説明のため出席した者） 14人

| | |
|----------------------|------------------|
| 市 長（宮本勝彬君） | 副 市 長（森 近君） |
| 総務企画部長（吉本哲裕君） | 福祉環境部長（中田和哉君） |
| 産業建設部長（田上和俊君） | 総務企画部次長（浦清志君） |
| 福祉環境部次長（本山祐二君） | 産業建設部次長（上村彰君） |
| 総合医療センター事務部次長（田畑孝次君） | 水道局長（本山浩二君） |
| 教 育 長（葦浦博行君） | 教 育 次 長（浦下治君） |
| 総務企画部総務課長（松本幹雄君） | 総務企画部財政課長（渕上茂樹君） |

○議事日程 第3号

平成23年3月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|----------|---|---------------------------|
| 1 | 川上 紗智子 君 | 1 | 国民健康保険税の引き下げについて |
| | | 2 | 住宅リフォーム助成制度について |
| | | 3 | 子育て支援について |
| | | 4 | T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について |
| 2 | 真野 頼 隆 君 | 1 | 全国豊かな海づくり大会について |
| | | 2 | 指定管理者制度について |
| | | 3 | 農業問題について |
| | | 4 | さくらマラソンの復活について |
| 3 | 牧下 恭之君 | 1 | 空き家対策について |
| | | 2 | 民生委員・児童委員について |
| | | 3 | 市道牧ノ内・大迫線及び市道桜ヶ丘・大戸口線について |

(付託委員会)

- | | | | |
|-----|-------|----------------------------------------------|--------|
| 第2 | 議第2号 | 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について | (総務文教) |
| 第3 | 議第3号 | 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第4 | 議第4号 | 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第5 | 議第5号 | 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第6 | 議第6号 | 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第7 | 議第7号 | 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生) |
| 第8 | 議第8号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | (産業建設) |
| 第9 | 議第9号 | 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第10 | 議第11号 | 平成23年度水俣市一般会計予算 | (各委) |
| 第11 | 議第12号 | 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | (厚生) |
| 第12 | 議第13号 | 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | (厚生) |
| 第13 | 議第14号 | 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算 | (厚生) |
| 第14 | 議第15号 | 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 | (産業建設) |
| 第15 | 議第16号 | 平成23年度水俣市病院事業会計予算 | (厚生) |

- 第16 議第17号 平成23年度水俣市水道事業会計予算 (産業建設)
- 第17 議第26号 財産の減額貸付けについて (総務文教)
- 第18 議第27号 指定管理者の指定について (水俣市ふれあいセンター) (総務文教)
- 第19 議第28号 指定管理者の指定について (水俣市高齢者福祉センター) (厚生)
- 第20 議第29号 指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ) (厚生)
- 第21 議第30号 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター) (産業建設)
- 第22 議第31号 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター) (産業建設)
- 第23 議第32号 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり) (産業建設)
- 第24 議第33号 指定管理者の指定について (水俣市立総合体育館本館等) (総務文教)
- 第25 議第34号 指定管理者の指定について (エコパーク野球場) (総務文教)
- 第26 議第35号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について (総務文教)
- 第27 議第36号 平成22年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) (総務文教、厚生)

平成23年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表

| 受理番号 | 件名 | 代表者の住所及び氏名 | 紹介議員 | 付託委員会 |
|------|------------------------------------|-------------------------------|------|-------|
| 陳第1号 | TPP参加反対、建設業と地域社会を守る意見書提出を求める陳情について | 韋北郡津奈木町岩城 2123-40 坂口 正人 | | 産業建設 |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、産業建設委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成23年1月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、おはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

4年前、久木野のある家に行きましたら、おばあちゃんがいらっしゃいました。病院に行くのが大変なんだ。いや、そこまでみなくなるバスが走るようになるじゃないですかというふうに私は言いました。そのバス停に行くまでが行けないんだ、息子が仕事休んでくれないと、家から車に乗せてもらわないといけないんだというふうに言われました。タクシーみたいなのが来るといいですねという話をしたのをよく覚えています。やっと乗合タクシーというのが実証運行されるようになりました。そのときは4年後にそういうタクシーが走るようになるとは、はっきり言って考えていなかったんですけれども、走るようになって本当によかったと思います。

ただ、私が話を聞いたおばあちゃんの願いはまだかなっていません。玄関口まで来るようなものにはなっていないからです。いろんな方がいらっしゃいます。いろんな方が足の不自由を覚えていらっしゃいます。そんな方々一人一人にできるだけ要望に合うような足の確保をしていけるよう、ぜひこれからも力を尽くして行っていただきたい、私も力を尽くしたいというふうに思っています。住民の皆さん方の声に心を寄せながら、その実現のために頑張っていく。その立場で、きょうは質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険税の引き下げについてです。

これは昨年の9月議会でも私は取り上げました。そのときも申し上げましたが、私たち日本共産党市議会議員団が市民の皆さんに御協力をいただきましたアンケートの中で7割を超える人たちが、負担が重い、引き下げてほしいという声があったからです。その中で、年配の方はこんなふうにおっしゃっていました。負担が重いので引き下げてほしい。特に国民健康保険、固定資産税などを加味して算出されているが、安い年金ですべて補うことは限度に近くなっている、水俣を離れたいと思うようになってきた。また、少し若い方だと思いますが、ほかの保険料に比べて、比率が高過ぎる、収入に対しての比率が高過ぎるという声がありました。そういう皆さんの願いにぜひともこたえたい。こたえてほしいという思いで、以下質問をさせていただきます。

①、市長は、国民健康保険税は負担が重いという市民の声をどう受けとめているか。

②、国民健康保険会計の現状についてどう考えているか。

③、法定外の一般会計からの繰り入れについてどう考えるか。

④、「平成22年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について（通知）」（平成21年12月25日付厚生労働省保険局国民健康保険課長）についてどう受けとめているか。

⑤、厚生労働省の国保広域化方針について、中止を求めるべきだと思うがいかが。

2、住宅リフォーム助成制度について

①、市が、来年度新規事業として計画しているエコ住宅建設促進総合支援事業の内容はどういうものか。

②、最近、全国的に大きな反響を呼んでいる住宅リフォーム助成制度について把握をしているか。また、どんな感想を持っているか。

③、岩手県宮古市など先進地の事例もよく調査して、水俣市でもぜひ実施すべきだと思うがどうか。

3、総合的な子育て支援について

①、総合的な子育て支援の重要性について、どう認識しているか。

②、ファミリーサポートセンターの事業内容はどのようなものか。

③、子どもの医療費の無料化を、当面、中学校卒業まで拡充していただきたいがどうか。

4、TPP（環太平洋連携協定）について

①、TPPについて市長はどう認識しているか。

②、TPPに日本が参加した場合、市の財政、市の経済などにどんな影響が生じると考えているか試算をしてみたか。

③、国に対して反対の意思を伝えるべきだと思うがどうか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険税の引き下げについては私から、住宅リフォーム助成制度については副市長から、子育て支援については福祉環境部長から、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず初めに、国民健康保険の引き下げについて順次お答えします。

国民健康保険税の負担が重いという市民の声をどう受けとめているかについてお答えします。

国民健康保険税が高いといった声は、担当課に月に2、3件ほど寄せられております。また納付が滞っている被保険者もおられることから、世帯によっては重い負担となっているところもあ

と感じております。御承知のとおり、本市の国保税は県下で最も低い水準であり、平成20年度では1人当たり保険税額は県内43位、1世帯当たりでは46位となっております。また、国保税は国民健康保険事業の主たる財源であります。増加する医療費に反して国保税は景気の低迷による所得の減少、倒産や解雇などにより非自発的に失業された方の増加などから、所得割の減少、軽減世帯の増加などにより減少が見込まれるところです。

その国保税の軽減については、均等割・平等割を所得に応じて7割または5割または2割軽減する措置や、非自発的失業者は所得を3割分として税を計算する措置などのほか、生活が著しく困難となった場合などには減免措置もあります。納税が難しい被保険者におかれましては、担当課に御相談いただき、減免措置の適用や分納などにより納税に御協力をお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険会計の現状についてどう考えているかについてお答えします。

近年の国民健康保険事業特別会計の収支状況につきましては、実質収支では黒字が続いておりますが、単年度収支においては平成15年度から4年間赤字が続き、繰越金で赤字を補てんしてきました。平成19年度からは黒字となりましたが、平成21年度の黒字は約1,300万円となっております。この間、保険給付費の支出は増加傾向で、1人当たり医療費は県内でも非常に高い状況が続いている一方、国保税の収入は減少を続けております。

今後、高齢者医療制度改革により後期高齢者が国保の被保険者となられると、さらなる医療費の増加が予想され、このような状況が続くと財源不足に陥ることが心配されるところです。

次に、法定外の一般会計からの繰り入れについてどう考えるかについてお答えをいたします。

一般会計からの繰り入れについては、一般的に法定繰入金と言われるもので、国民健康保険法に規定された保険基盤安定繰り入れのほか、事務費に係る繰り入れ、出産育児一時金に係る繰り入れ、国保財政安定化支援事業に係る繰り入れを行っており、これらの繰入金に対しては、一般会計において地方財政措置が講じられております。これら以外の繰り入れを行うことは、一般会計において財源が必要となります。その財源には、一般財源として被保険者だけでなく被保険者以外の市民の皆様が納めていただいた市税の一部も充てられることとなります。国保財政に赤字が生じていない状況で、また国保税の水準が他市町村と比較しても低い状況で法定外の繰り入れを行い、広く市民に負担を求めることは避けるべきであると考えております。

次に、平成22年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について（通知）どう受けとめているかについてお答えをいたします。

当該通知において、基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、平成12年の厚生省国民健康保険課長通知に基づき行うこととされています。平成12年の通知においては、基金を過去3カ年の保険給付費の平均25%以上保有し、直近の3カ年の単年度収支が黒字で安定した財政運営をしている保険者が、保健事業や

保険税率引き上げの緩和などを目的に取り崩すことは国保財政に影響は少ないとし、安易な保険税引き下げのために取り崩すことは適切でないとされています。これらの通知は法令の規定とは異なり、市町村を完全に拘束するものではありませんが、国保の財政運営において尊重すべきものと考えております。

現在の本市の基金保有額は約4億7,000万円、保険給付費の約16%程度で決して多い額とは言えません。基金の活用については慎重にすべきと思っております。

次に、厚生労働省の国保広域化方針について中止を求めるべきだと思うがどうかについてお答えします。

厚生労働省は昨年、国民健康保険法を改正して、都道府県が広域化支援方針を策定できるとしました。また、高齢者医療制度改革会議において国保の都道府県単位の運営が議論され、最終取りまとめに都道府県単位化の道筋が示されています。これに対し全国知事会は、国保の構造的問題議論がなされていないとして本質的な検討を求め、国民健康保険に関する国と地方の協議を開催し、今後具体的な議論が進められることとなっています。

本市において、広域化による影響で最も懸念されることは保険税負担が高騰することです。現在、県下で一番低い水準の保険税となっているため、県下統一の保険税の算定方式となると負担増となることが予想されます。このことは、本市だけでなく多くの市町村に係るもので最も大きな問題と思われます。熊本県においては、広域化支援指針を今年度策定されましたが、このような問題点を考慮し、現在は積極的に広域化を進めることはしないようです。今後、国と地方の協議の状況を注視しつつ、本市被保険者の保険税負担が上がることをないように要望等行ってまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 まず、国民健康保険税の税額の問題ですけれども、今市長の答弁にありましたように、県内の市町村の中では低いほうです。私もそのことは認識をしております。9月の答弁でもそういう答弁でした。けれども考えました。額だけ見ているのは、本当に市民の皆様方の気持ちはわからないのではないかとということです。9月の質問の中でも申し上げましたけれども、水俣市民の収入・所得からいってどうなのかというところが一番、市としては考えなければならないところではないでしょうか。

2007年度と2008年度の資料を見まして調べましたけれども、2008年度、先ほど市長が答弁されましたように、保険税の額は県下で43番目ですね、2008年度の被保険者1人当たりの所得は県下で44番目です。ですから、普通に考えたら44番目の所得なんだから、国保税が43番目であっても何もおかしくないといえばおかしくないんですけれども、そういうことになっています。所得に対する国保税の割合ですが、22.9%を占めています。これは県内の47の市町村の中で12番目に割

合が高いものになっています。2007年度は、1年前はどうだったかといいますと、国保税は47市町村の中で25番目でした。被保険者1人当たりの所得は31番目、所得に対する国保税の割合は19.3%と、これも16番目ということで、国保税とか所得は低いのに所得に対する国保税の割合は47市町村のうちの上位のほうにっています。これを見ると、市民の所得水準からすると負担の割合は大きいというふうに言えるんじゃないでしょうか。私はこれを計算してみて、改めて負担が重いという声があるということがなるほどというふうに思いました。国保税の問題を考えると、その額もさることながら、市民の所得水準をしっかりと念頭に置かなければならないのではないかと思うんです。負担を減らすことが必要だという認識に立って、私は以下質問したいと思います。

市は負担を減らすために、これまで何か市として手だてを打ってきたのでしょうか。先ほど、法定繰り入れ、法定外繰り入れのお話、答弁していただきましたけれども、市の一般会計からの繰り入れは、答弁にもありましたように法律に決まっているものだけ繰り入れていますが、国が定めた基準によるものだけを繰り入れていて、今、全国的に国保税の負担が大きくなり過ぎて各地域の住民が悲鳴を上げているということで、市町村の中では法定外の繰り入れをして値上げを抑える、赤字を埋めるということをやっています。水俣の場合は法定外の繰り入れはありません。市独自で政策的に考えた繰り入れはありません。そして、国民健康保険の財政調整基金からの繰り入れもありません。

県内47市町村を見てみますと、法定外の一般会計の繰り入れをしているのは17自治体あります。でも、この17自治体は決して財政状態がよいわけではありません。厚労省の調査によると全国的には約7割の保険者が法定外の繰り入れを行い、その額は全国平均1人当たり1万円を超えたと報告しています。平成20年度の数値ですが、全国の傾向と比べて、水俣市は市独自のことをやっていないという点では、もう少しやれることがあるんじゃないかというふうに思います。また、国保会計の財政調整基金からの繰り入れ、県内47市町村のうち18自治体が基金からの繰り入れをしています。これも、全く基金がなければ繰り入れられませんけれども、基金が潤沢にあるというところがやっているわけではありません。そこで再質問をさせていただきます。

先ほど、財政調整基金の4億7,000万円は国が言う25%に届かない状態だということで答弁がありました。本当に4億7,000万円も必要なのでしょうか。15%近くの基金だということでしたけれども、平成12年より前は国も5%ぐらいでいいと言っていたのを平成12年度から25%というふうに言い始めたわけです。もともとはこの基金、市民の国保税の集まったものです。これだけ負担が重い、何とかしてほしいというときに、そこに心寄せてその基金を取り崩す、国の基準どおりに忠実に基金を積み立てていくのか、それとも市民が置かれている苦しみ、痛みを心寄せて施策を実施するかが問われていると思うんです。本当に4億7,000万円も必要なのでしょうか。2

番目の質問は、一般会計からの繰り入れや国保基金を活用するならば負担軽減できるのではないかと私は考えます。1世帯平均1万円の引き下げも、4,700万円あればできるのではないかと思うんです。この2つを再質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 川上議員の第2に質問にお答えをさせていただきます。

1点目が、基金のほうからの繰り入れができないのかというお尋ねだったと思いますけれども、基金を取り崩すというのは、やはり通知のとおりには保険事業、保険税率の引き上げの緩和とか、そういう部分でやるべきだなということで、そういう通知のほうを市町村としては尊重していくべきかなというふうに思っております。ただ、4億が多いのか少ないのかというお話もありましたけれども、やはりそういう医療費の急激な高騰とか、そういうのがあったときにはとても追いつかないような額ではないのかなというふうに思っております。

それと、他市町村で基金からの繰り入れがあっているというのは決算上どうなのかなという疑問があります。予算上は基金から繰り入れて、決算上はまたもとに戻すというようなことも可能なものですから、そこがどうなのかなというのを持っております。

それと、収入に対してちょっと多いんじゃないかというお話もありましたけれども、そういう減免と申しますか、そういうのも47市の中では相当高い10番目ぐらいの減免率になっているということで、収入に対して利率は高いけど、減免の率も高いという状況かなというふうに思っております。

それと、一般会計からの繰り入れということですが、先ほども申しましたけれども、やはり国保の被保険者以外からの市民負担もいただくということで、やはりそういうことは難しいかなというふうに思っておりますが、国に対してですね、やはり国庫分の負担を引き上げ、国保財政基盤を拡充・増加をしていただきたいということでですね、全国市長会を通じて要望をしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 とても残念です。どうして市民の皆さんの声よりも国の通知のほうに重要視されるのでしょうか。予算上か決算上かという話がありましたが、これは決算上の数値です。確かに今お答えにあったように、今、市町村の国民健康保険の財政状況が悪くなってしまったのは、市町村のせいでもない、被保険者のせいでもない、国が負担金をずっと減らしてきたからです。これはもとに戻さないと市町村の国保会計は成り立っていかない。広域化をしても国の負担が戻らない、引き上げられなければ、これは解決しない問題だと思います。ですから、ぜひ国に対しては負担金を引き上げるようにがんが言ってほしいと私は思います。けれども、今できることが

あるのにしようとしな、市民の要望にこたえることができるのにしようとしな、本当に残念です。私が今求めていることは、安易な保険税の引き下げなのでしょうか。市民の皆さん方の負担が重いという声にしっかり耳を傾けて、それにぜひともこたえていただきたいと私は思います。国保財政の問題としてだけでなく、人の命にかかわる問題として、被保険者の暮らしの実態もしっかりと見て検討していただきたい。ぜひ、引き下げを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 現在の状況は、国保の会計のほうが赤字であればすぐやっていかなければならないと思いますし、非常に困っていらっしゃる方に対しては軽減措置その他も考えてはいるところがございます。また、先ほど申し上げましたように、全国知事会あたりでもこのことにつきましては要望もしておりますし、がんがん言っていかなければならないことだと思っております。

いずれにいたしましても、今回、基本的にはこれまで私は10年間ずっと上げずに、この状況で来ているというのが、本市においてのスタンスでやってきております。今後もちろん、この保険税をとにかく上げないように精いっぱい努力をしていかなきゃならないと思っておりますし、そういった方々に、非常に困っていらっしゃる方々につきましては、ぜひ担当課のほうにも相談をしていただきながら、その中で十分困らないように、対応を今後も引き続き続けていきたいとそういうふうには思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、住宅リフォーム助成制度について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森 近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、住宅リフォーム助成制度についてお答えします。

まず、当市が来年度予算で計画しています水俣市エコ住宅建築促進推進総合支援事業についてお答えします。

昨日の田中議員の御質問にお答えしましたように、この事業は快適な暮らしや環境に配慮した住まい方をするため、昨年度実施しましたエコモデルハウス事業での取り組みをもとに実施したいと考えているものです。その要綱の内容としましては、その詳細な内容について検討しており、今後変更になる場合もありますが、現在のところの計画では、市内で行われる個人住宅の新築及び増改築について、1、地元産の木材の需要拡大。2、エコモデルハウスの技術の活用と環境への配慮。3、住まい方に関する提案について。それぞれ新築と増改築を行うものに補助をするといった予算案を計上しております。

現在、この補助の要綱の項目内容等につきまして、エコハウス普及促進地域協議会の事務局を

しております建築士会などに意見を求め、具体的な検討を行っているところであります。

次に、全国で実施されている住宅リフォーム助成制度を把握しているかとの御質問についてお答えします。

議員御指摘の住宅リフォーム助成制度につきましては、事業名や要件、補助額についての違いはありますが、多くの自治体で実施されていると聞いております。住宅リフォーム助成制度の目的としては、安心・安全で快適な住宅の確保や、地元事業者の経済的対策で実施され、バリアフリーへの改修や耐震化に対する改修などさまざまな工事について実施されていると把握しております。それぞれの自治体により、要件や補助額に差異があり、一概に比較することはできませんが、経済対策として一定の効果があると考えております。

次に、岩手県宮古市などの事例調査についてお答えします。

岩手県宮古市の担当者にお話を伺ったところ、広く住宅のリフォーム、増改築の促進を目的としているとのことでありました。また、設備の購入や設置を目的としたもの及び冷暖房、給湯器の買い換えなどの住宅本体以外の工事以外は補助対象ということであります。先に述べましたように、当市におきましては水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業を来年度から実施予定であります。この事業はエコ住宅の普及促進が主たる目的であり、住宅リフォームとは趣旨が異なるものであると感じております。まずは、環境モデル都市の推進の意味からアクションプランにも記載しておりますようにエコ住宅の建築促進を進めていきたいと考えておりますので、議員御提案の住宅リフォームに関する助成については、今後どのような形で実施できるか、さまざまな方々に御意見を伺いながら調査検討していきたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 エコ住宅建設促進総合支援事業が始まるということは、とてもいいことだというふうに思っています。同時に住宅リフォーム助成制度について私がお尋ねしたのは、この仕事がないとか景気が低迷している、水俣市は元気がない、いろいろ市民の中では声が上がっています。そんな中で、この住宅リフォーム助成制度が全国的に経済的な効果を発揮しているということで、ぜひ水俣でもエコ住宅建設促進総合支援事業というものをやりつつも、住宅リフォーム助成制度についても積極的に早期に手をつけるべきではないかという立場で再質問をさせていただきます。

これは多良木町の話ですが、多良木町では昨年からはまりました。目的は生活環境の向上、地球温暖化防止、並びに定住促進などでございますが、それによって町内産業の活性化及び雇用の創出を図るためと、今、水俣がやろうとしていることとは目的が違うということでございますが、ぜひ、この市内の産業の活性化と雇用の創出を図るために水俣市でも取り組んだらどうかという思いでございます。

多良木町では、町民が自分の居住する住宅など、町内の資材販売店並びに施工業者を利用して、

修繕補修・改築及び増築の工事などを行う場合に、その経費の一部を補助するということになっておりますが、住宅の修繕補修・改築・増築から壁紙の張りかえや屋根外壁の塗りかえなどの工事、また太陽光発電などのCO₂削減につながる工事などが対象となっております。助成金額は補助対象工事費の20%以内で、20万円を上限に補助するということになっております。昨年の7月からスタートをし、ことしの1月17日までの申し込み件数は59件、1,000万円の予算のうち900万円が補助金として交付をされております。そして、その工事の請負高は約8,000万円のリフォーム工事となっており、町内の施工業者へ発注されておりました、仕事がふえて助かったということになっております。

宮古市でも同じような状況で、経済の波及効果は大きいということになっております。宮古市の交付金の申請の内訳です、その中にはCO₂の削減とか生活への支障改善、水洗化、災害対策、住宅の長寿命化などあるわけですが、一番多かったのは住宅の長寿命化という件数が一番多くありました。ぜひ、小さい工事でも市民が少しでも住宅を改築しようとするときに活用できる、小規模でも活用できる、しかもわかりやすい、そういう住宅リフォーム助成制度を水俣市でもやっていただき、市民にとっても喜ばれ、業者にとっても仕事になり雇用がふえる、そういう取り組みをぜひとも前向きにやっていただきたい、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） リフォーム助成制度を早期に立ち上げられないかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ことしエコ改修のほうを始めます。この中でも地元の業者さんを使ってということと、今回のリフォームの対象にもなっております太陽光とかいろんなCO₂削減につきましては、もう一昨年から助成制度も設けておりますし、地元業者を使うことで、そういったものに対する優遇措置も対応しております。確かに、私たちもいろいろ調べてみまして、この制度自体は今の地域の経済状況を考えると活性化につながっていく施策であるのかなという気がしております。ただ、もう当初予算、今編成しましてスタートしようとしておりますので、今後そういった中で、ことしにつきましては地域振興券を出したり、そういったエコ改修の部分の助成制度を設けたいと、また小さな改修等につきましては、市営住宅とかいろんな部分も地元の業者さんに発注をする制度を設けたり、いろんな形で取り組みはしておりますけれども、確かにこういった形の部分が、即決がある事業にもなると思いますので、今後またいろんな財政的なものも含めながら、今年度できるかどうか検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 建設業者の小さい業者の皆さん方は、本当に仕事がないということで悲鳴を上げていらっしゃいます。同時に高齢化が進む中で、少し手直しをしたいけれど、お金が足りないから

できないという高齢者の方も多いかと思います。ぜひとも前向きに、今答弁があったように早期に実現をしていただくよう要望して終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、子育て支援について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、子育て支援についてお答えをいたします。

まず、総合的な子育て支援の重要性について、どう認識しているかとの御質問にお答えいたします。

現在の子どもたちを取り巻く環境につきましては、少子化問題を初め、核家族化や共働き、一人親世帯の増加等の家庭環境の変化、いじめやひきこもり、児童虐待など複雑多岐にわたる問題を抱えております。本市におきましても、これらの問題は深刻であり、各種の子育て支援施策の重要性については十分認識しているところであります。このため、本市では安心して子どもを育てられるまちづくりを目指し、平成17年3月に水俣市次世代育成支援行動計画を策定し、さまざまな事業の展開を図っていますが、事業実施につきましては、関係機関はもとより、市民の皆様の御協力を得ながら取り組むことが必要であると考えております。そのために、母子保健分野としては、妊婦健康診査事業や母子健康教育事業、乳幼児健康診査事業や、こんにちは赤ちゃん事業、また児童福祉分野としては、保育園における延長保育などの共働き保護者に対する各事業への助成や婦人保護事業、一人親への支援、さらに学童保育などを実施しております。なお、新年度におきましてはファミリーサポートセンターの設置及び各種予防接種の無料化を実施いたします。さらに子どもたちは、将来の水俣を担う大切な宝であり、子どもたちが水俣を誇りに思い、水俣に住み続けられる環境づくりを行っていくことが重要と再認識し、今後とも安心して子育てができる子育て支援を進めてまいりたいと考えています。

次に、ファミリーサポートセンターの事業内容はどういうものかとの御質問についてお答えします。

ファミリーサポートセンター事業は、地域において子どもの預かりなどの援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、一時的な育児の援助について有償で互いに助け合う会員組織です。援助を受けたい人は、会員登録を行い、事前にセンターに配置される相互援助活動の調整等の事務を行うアドバイザーを介して、援助を行いたい会員と打ち合わせを行い、その後、実際に援助を行うこととなります。具体的には、仕事の都合などで保育所や幼稚園の閉園までに迎えに行けないとき、あるいは学校の放課後や学童クラブ終了後等、送迎を含めて援助を行い、会員の自宅でしばらく預かってもらうなどの利用を想定しています。

今後は、この事業をきっかけとし、子育て支援の輪が地域に広まり、子育て支援の環境整備の

一助となるよう利用を呼びかけてまいります。

次に、子どもの医療費無料化を当面中学校卒業まで拡充できないかとの御質問にお答えします。

昨年の10月から小学6年生までに助成対象を拡大したところですが、従来の就学前までと比較して、年間2,500万円程度の市負担額の増となっております。これを中学3年生までに助成を拡大した場合、さらに年間1,500万円程度の予算増となる見込みです。現時点では、熊本県の補助対象年齢は4歳未満のままですので、財源の確保が大きな課題となります。

また、平成23年度当初予算において、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の新規の予防接種助成費用及び従来からの定期予防接種の個人負担金を無料とするための費用を含め、予防接種だけで合計3,887万円を新たに予算計上しており、子育て世帯にとりましては、子どもの健康増進や健全な育成が図られるとともに、大きな負担軽減につながるものと考えております。

本市の厳しい財政状況のもと、安心して子どもを育てやすいまちづくりを進めるには、医療費助成だけでなく、総合的に優先順位を見きわめながら取り組む必要があると考えております。したがって、子ども医療費助成対象年齢のさらなる引き上げにつきましては、今年度実施した小学6年生までの拡充結果等を当面は見守ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 総合的な子育て支援策についてですけれども、子どもたちの健やかな成長を補償する上でなくてはならないものだと思いますけれども、同時に、市として総合的な子育て支援というのは市の人口減に歯どめをかける、または人口が転入する人がふえてくるということを考えても、位置づけができるのではないかなというふうに思います。

兵庫県の相生市というところがありますが、この市長さんは人口減が進むもとの、市の活力を維持していくためには一定の人口規模は必要だ。子育て、教育が市の重要課題という認識をしていらっしゃるようで、思い切った施策を実施するとして、来年度の予算には市立の幼稚園の保育料の無料化とか、幼稚園・小・中学校の給食費の無料化、中学校卒業までの子どもの医療費の無料化など、子育て支援を大きく前進させる施策を盛り込んだ予算案を提案していらっしゃいます。攻めの子育て支援という感じがすごいですけれども、水俣でも、これまでさまざまな努力をされてきているというのは重々承知しておりますけれども、さらにもっと攻めの姿勢で子育て支援をやっていくということが必要ではないかと思っております。

ちなみに一般会計の財政調整基金というのは今どれくらいあるのでしょうか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 財調につきましては、約14億だったかと思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 先ほど御紹介しました兵庫県の相生市の財政調整基金は25億円なので、ちょっと違いますけれども、そこではその財政調整基金を、25億円のうち3億6,000万円を取り崩して、この財源を捻出するとしています。結構思い切ってやっていたらしゃるかなと思うんですけども、水俣でもせめて中学校卒業までの医療費の無料化を早期に実現するということが求められているんじゃないでしょうか。ちなみに隣の出水・芦北は中学校卒業まで医療費の無料化を実施しています。県内の13市町村では、中学校卒業までの医療費の無料化を実施しています。ぜひ水俣でも、せめて中学校卒業までの医療費の無料化、手をつけるということはしていただけないでしょうか。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 中学3年生までにできないかというお話でしたけれども、先ほどもお話ししましたけれども、今年度、もう予防接種等で相当の予算をしていることでもありますので、あわせてですね、国に対してもやはりそういう制度の創設、さらには県に対してもそういう助成が引き上げができないのかということも考えながら今後検討をしていきたい、そういうふうを考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について答弁を求めます。
田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、順次お答えします。

初めに、TPPについてどのような認識を持っているかとの御質問にお答えします。

平成22年12月定例会市議会でも農業の観点から御答弁させていただいたところではありますが、安心・安全な食料確保、農業振興という観点から考えますと、多大な影響を受けるのは確実であると考えています。ただ、TPPにつきましても、政財界・経済界も含めて賛否両論、さまざまな意見が出されており、難しい問題であるとも認識しております。

そのような中、国におきましては、本年6月ごろに交渉参加の是非を判断すると言われておりますが、拙速な判断をされるのではなく、慎重な検討・審議を行った上で判断されることを望むところでもあります。

次に、TPPに参加した場合、市の財政や経済などにどのような影響が生じるか試算をしてみましたかという御質問についてお答えいたします。

まず、経済における影響及び試算について、農業におきましては、国及び県の試算方法をもとに試算してみましたところ、農業産出額の約21%、約5億3,000万円が減少する可能性があり、また熊本県の影響及び試算におきましては最大1,147億円、県農業産出額の37%の生産額が減少する

可能性があるとしておりますので、先ほども申し上げましたとおり、農業に与える影響は多大なものであると認識しております。

次に、企業など工業等におきましての本市における影響額につきましては試算できておりませんが、熊本県において不参加に伴う影響額としましては、GDP換算で約1,000億円の損失、約9,300人の雇用創出を逃すとの試算をされており、工業等においても、不参加における影響が少なからずともあると想定されております。

このようなことを勘案しますと、繰り返すことにはなりますが、この問題につきましては難しいものがあると認識しているところでございます。

次に、市の財政に与える大きなものとしましては、税収が当たると考えておりますが、農業、工業、それに含め商業・観光等の与える影響が現状では不明確であり、国の対策等によっても変化が生じることから、現段階での試算は非常に難しいと考えております。

次に、国に対して反対の意思を伝えるべきとの御質問についてお答えします。

これにつきましては、国民に対して具体的な提案等もなく、拙速な判断をされるのは賛成しかねるものであり、国民の意見を取り入れ、慎重な検討・審議を行った上で、農業振興等に影響を及ぼさないよう最善の策となる判断をされることを望むところであります。

なお、要望につきましては、熊本県市長会におきましても今後の状況を踏まえ、当問題に対応していく方向で検討しているところでもありますので、熊本県内他市と協力・連携しながら国への要望・意見等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 このTPPというのは、答弁でもありましたように農業だけの問題ではありません。農業にかかわる流通、その他の農業にかかわる産業、そしてそこで働く人たちにも影響を与えますし、このTPPが農産物を含めてすべての物品の関税撤廃を原則にしているということを考えますと、これ大変なことになるんじゃないかなというふうに思います。物の貿易以外でも金融や保険、公共事業への参入、医療の規制緩和、労働者の自由化など多くの分野を対象にしていますので、考えていきますと、市民の暮らしのあちこちで影響が出てくるのではないかと思います。

長野県の中川村というところでは、人口5,000人の村ですが、400人以上の村民が集まり、村民の暮らしを壊すTPP参加するなというデモ行進と集会が行われたという報道がありました。これは村長が呼びかけて、建設業界から農協、それから商工会、婦人団体、さまざまな団体が集まって呼びかけて行われたものだと報道されております。その中で村長は、中川村のような山間地では地域に共同体そのものが破壊され、限界集落化に拍車がかかることは間違いない。いろいろな立場の人がTPP反対で一致をした。中川村から全国に発信しようということであいさつをさ

れています。農協の方は、TPPに参加すれば、田んぼを手入れする人がいなくなってしまう。建設業界の人は売国的TPPを阻止しないと日本はアメリカの51番目の州になってしまうなど、それぞれの立場から発言をされ、集会が行われています。確かに賛否両論あるのはあると思います。けれども、この問題は食料の安定供給を危険にさらすことはもちろんですが、医療・労働条件など国のあり方まで変えるものだと思います。ぜひ、今後も深く検討していただき、このTPPに参加をしないよう要望をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今、川上議員がおっしゃったようにですね、TPP参加というのは非常に農業に対する影響は深刻だということで今考えておりまして、実は熊本県市長会のほうで臨時総会を開いて、早目に結論を出そうという動きがあったんですけども、春季の市長会のほうが4月25日に今予定されていますけれども、基本的には14市の中で方向的には反対の方向で多分論議されると思いますけれども、そういう形で市長会まとまった形で国のほうに要望していくという形で今進められております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひ、積極的な発言で参加をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で、川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 おはようございます。

稲穂会の真野頼隆です。

2011年は日本にとっても、そしてまた世界にとっても大変な年になるでしょう。それは、まず初めにチュニジアに端を発した反政府デモがエジプト、バーレーン、リビアなど中近東、いわゆる産油国で発生しています。これは長期独裁政権に対する反発、また国民による民主化運動の機運の高まりが要因ではないでしょうか。しかし、このことは政情不安による原油高騰にもつながり、日本経済に多大な影響を及ぼすこととなります。

また、ことし6月までに参加をするかしないかの結論を出すと言われているTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）問題、これは日本の今後を占う上での重要な決断になるでしょう。そして、ニュージーランドのクライストチャーチで発生した大地震で160名を超える人が亡くなり、今なお日本人27名の方が行方不明になっています。クライストチャーチには約3,000人の日本人が在住していると聞き、数の多さにびっくりしたところでもあります。日本を離れて、世界で暮らす日本人は相当いると思いますが、資源のない日本が生き延びるためには世界を視野に入れた技術立国しかないのかもしれないかもしれません。

私たちは世界で起きている出来事が遠い国のことで直接自分たちには関係ないことのように思われますが、決してそうではありません。すべての出来事には因果関係があり、対岸の火事だと思っていると思わぬ災難に巻き込まれるおそれがあります。政治に携わる者は転ばぬ先のつえ、あるいは備えあれば憂いなしで、常に世界の出来事に關心を持ちながら、政策の遂行に努めなければなりません。

それでは、さきの通告に従い、提言を交えて質問をしますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いします。

1、全国豊かな海づくり大会について。

昨年9月議会でも質問しましたが、その後、県議会でもこの話題が出ていると聞いています。また、蒲島知事も誘致に前向きな発言をされています。そうであれば、他の自治体よりも先に開催候補地に名乗りを上げるべきだと思うがどうか、質問します。

2、指定管理者制度について。

水俣市の公の施設への指定管理者制度が導入されて5年になるが、各施設の運営はうまくいっているのか。また課題点などはないのか、質問します。

3、農業問題について。

この問題は一部、先ほどの川上議員と重なる部分もありますが、私なりの視点で質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

①、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）へ日本が参加した場合、日本の農業は壊滅的打撃を受けると思うが、水俣の農業への影響をどのように考えるか。

②、農業従事者の高齢化、農業担い手の減少の中、個人経営よりも農事組合法人などによる経営のほう主流になってくると思うがどうか。また、行政としてどんな支援をしていくのか。

以上、2点について質問します。

4、さくらマラソンの復活について。

全国的なマラソンブームの中、また観光振興の意味からも、さくらマラソンの復活に向けて真剣に検討する考えはないか、質問します。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、全国豊かな海づくり大会については私から、指定管理者制度については総務企画部長から、農業問題について及びさくらマラソンの復活については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、全国豊かな海づくり大会について、他の自治体よりも先に開催候補地に名乗りを上げるべきと思うがどうかとの質問にお答えいたします。

本件につきましては、9月定例市議会において真野議員から御質問をいただいた折、熊本県から、大会の水俣への招致については、地域一体となって水俣の新たなスタートを全国に発信できる大会となることを期待でき、熊本県としても意義深いものと考えたとの回答をいただいているとお答えしたところです。また、さきの12月定例熊本県議会において、吉永県議会議員より、天皇皇后両陛下が御臨席される全国豊かな海づくり大会について、これまでの水俣再生の努力による成果を全国に発信し、水俣市のイメージ向上のため、水俣市の親水護岸をメイン会場とした大会の開催の要望がなされたとお聞きしております。

蒲島県知事は御答弁の中で、全国に向かって有明海・八代海・天草灘で営まれている特色のある水産業や、復活した水俣の海や漁業をアピールすることができる機会として、開催地が未定の平成25年度以降、熊本県での早期の開催を検討されるとの方針を明らかにされております。

ほかの開催地との調整や、式典の規模、熊本県及び開催地地元負担等の課題もございますが、よみがえった水俣を全国へ発信する非常に有効なイベントであると考えております。水俣市をメイン会場とした開催について、県へは水俣市としても前向きに取り組みたいとお伝えしておりますので、今後も熊本県と協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 2次質問をしますけれども、今、市長のほうから前向きに取り組みたいと、ということは水俣でぜひ開催をしてもらいたいという、やっぱりそういうメイン会場としてエコ・パークを使って、この全国豊かな海づくり大会を開くんだという、やはりその意思表示を明確に蒲島知事に直接伝えることが、私はこの一大イベントを水俣市で開催するポイントであろうとそういうふうに思っています。私も絶対これ水俣で開きたいという気持ちは物すごくあります。今、この閉塞感のある、まあどこでもそうでしょうけれども、水俣もやはりそういう状況の中で、今までやはり二律背反といいますか、何かそういうお互いに対立構図の中にあつたこの水俣が一つに

まとまる、そういう大きなチャンスじゃないかな、こんな大きな国民的なイベントというのはなかなかその開催のチャンスはないと、このチャンスを逃がしたら、もう二度とないだろうと、そのくらいの気持ちでやはりこれは市長、本当、そういう気持ちを持って蒲島知事にですね、水俣でぜひやりたいんだと、その思いをやっぱりじかに私は伝えていただきたいと思います。

それで、そのおつもりがあられるのかということも2次質問にしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この件につきましては、今議員がおっしゃるような非常に効果が高いのではないかというそういう思いは私も全く同じでございますし、単なる経済効果とかいうことではなくて、よみがえった水俣を全国に発信していく。そういう意味においても非常に大切なものだとそういう受けとめ方はいたしております。地区懇談会でも今回何回か回らせていただきましたけれども、その中でもやはりまだ風評被害であるとか、あるいは水俣病の病名を変えてほしいとか、そういった地域の方からも意見もいただいたりしております。とにかくそういった厳しい状況乗り越えて水俣が頑張っている様子を、真野議員おっしゃるようには発信していく非常に絶好の機会であろうと思っております。ぜひ、知事ともそういった話につきましては、具体的な話をさせていただきたい。そのように思っております。

ただ、私は考えておりますのが、単発で終わったら意味がないというような思いもしておりますし、これを機会に持続的な効果がどうなのかということも含めて考えながら、そういったところもあわせながら知事としっかり話をさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。資金面とか非常にお金がかかることは重々承知いたしております。しかし、そういうお金がかかることでも水俣には、水俣・芦北地域振興基金というのがあります。これは水俣・芦北の地域振興のために使っているというそういうお金ですから、やはりこういうお金を今使わなければ、私は将来的に、今熊本県のほうでも第5次の水俣・芦北地域振興計画というのが平成24年度からスタートしますけれども、それがまだいつまで続くかという保証はないわけですね。今度がもしかすると最後になるかもしれないという、そういう状況の中で、やはり今あるお金を有効に使うという意味においても、この大会に向けて、そのお金をしっかり使っていくって、水俣で開催できるように、そういうふうにするべきだろうと思っております。

また、せっかくですから、水俣のいいところを本当にいっぱい日本全国の人に見てもらいたいという、水俣の海はもちろん、水俣の山も、そしてまたエコ・パークのああいいう整備されたすばらしい公園、バラ園、水俣のいいところすべて全国の人に訴える、もう本当に願ってもないチャンス、NHKで45分も全国放送がされるということは、これは水俣を本当に売り込むためには、

多くの人に水俣に来てもらうためにはそういう観光振興の意味もいろんな意味があるんですね、これは。ですから、私は経済効果というのは、投資効果というのはもう本当にはかり知れないものが、効果があるのではないかと思いますので、そのところを本当にもう腹を据えてですよ、市長、本当、そういう気持ちでやはりこの思いを蒲島知事に訴えていただきたいということで、この問題は終わりにします。

○議長（松本和幸君） 次に、指定管理者制度について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、指定管理者制度について各施設の運営はうまくいっているのか、また問題点などはないかとの御質問にお答えします。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関して多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力やノウハウ等を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

市の財政面におきましては、指定管理者制度を導入したことにより、経費の削減が図られており、例えば体育施設や高齢者福祉センターでは、市が直接管理運営していたものを指定管理者に委託したことで、それぞれ1,200万円、2,500万円ほどの経費を削減することができました。また、湯の児フィッシングパークにおいては、指定管理者が釣りや漁業についての知識や技術を生かし、施設の特性に応じたサービスの提供ができております。東部センターや久木野ふるさとセンターにおいては、関係住民が指定管理者となることで、地域のレクリエーション、コミュニティー活動等の地域住民の拠点施設となっており、地域活性化につながっています。また、ほかの施設におきましても、施設の利用促進のために、各種事業の企画・実施などにも意欲的に取り組んでいただいております。一定の効果はあったものと評価しております。

次に、課題点についてですが、現在のところ施設の運営に大きな支障は出てきておりません。ただ、指定管理者の選定は期間を定めて行っていますので、長期的・継続的な運営計画を立てにくく、正規職員の雇用が難しいこと等も考えられますので、今後も受け手となる民間事業者等が名乗りを上げてくれるかが懸念されます。また、指定管理者がかわった場合は、事務の引き継ぎ、一定の技術レベルの維持確保が課題となってきます。現在は、各指定管理者が意欲的にその業務に取り組んでいただいております。所管課に対する提案・要望等も多々あるようです。よりよい施設であるためにお互い連携し、また今後も施設の利用状況や市民サービスが十分に達成されているか、効率的な事業運営がなされているか等の確認・評価等を定期的に行い、必要に応じて是正を図っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をしたいと思いますが、この総合体育館内には指定管理者の職員と市の職員が同室といますか、同居といますか、同じ部屋の中で仕事あるいは職務をとられているわけですね。まあそういう状況の中で、市の職員としては守秘義務とかそういうものがあると思いますが、果たして、そういった同室の中でそういう守秘義務というのが守られるのかどうか、この点についていかがお考えかということをもまず1点お尋ねをしたいと思います。

それと2点目なんですけれども、指定管理者に応募する側、例えば水俣市振興公社なんかも指定管理者に応募をしている、そしてまたそういう委託業務を直接行っているわけなんですけれども、その水俣市振興公社の理事長は副市長ということになっていますよね。そういった中で、今度は指定管理者を選考する側、そちらは市の部課長ということですね。そういった中で、果たして公平な選考というのできるのでしょうかということ、これをどういうふうに考えていらっしゃるんですか。私は、選考委員にはやはり外部からの登用というのを考えるべきではないかと、どちらか市側の職員というか、そういう中でお互いに応募・選考という形はちょっと何か、余り公正ではないように思えるんですね。その点についてどういう考えをお持ちなのかということをも2点目に尋ねたいと思います。

あと3点目なんですけれども、阿蘇市の地域振興公社が事務局長の人事異動に伴いまして、その事務引き継ぎがうまくいかなかったということで大変問題になったということで、市の広報紙で、その問題について実はこうなんですよというような感じで市民に知らされたわけなんですけれども、その中で終わりにという形で結ばれている言葉の中に、市が直接正職員を配置して行った場合と比較すると、やはりこの指定管理者、振興公社あたりでしたほうが年間約1億5,000万円程度の経費削減が図られたということで、これはある一定のやはり効果を上げているというような説明が市民に対してなされたわけなんです。それで私が思うのは、そこで市の財政も厳しい、そしてまた民間も仕事がなく困っていると、そういう状況であれば、これは、そういう民間に指定管理者の仕事というのを広く門戸を開放するような、そういうことも考えていくべきではないかと思いますが、その点についていかがお考えなのか。

以上、この3点について2次質問をしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 指定管理についてですけれども、総合体育館については、確かに今スポーツ振興室と、それから指定管理されているところが同室であるというぐあいにはありますけれども、市の職員についてはですね、守秘義務というか、これは厳密に求められておりますので、その辺は十分に注意を払いながら職務に当たっていると思いますけれども、ただ、やっぱり同室であることに若干の不都合があれば、その辺は見直しを行うとかそういうことも必要かと思っておりますけれども、今のところは良好な関係というか、管理を受託されているところも管理をお願い

いしているところも良好な関係にあるというぐあいに判断をいたしておりますので、ただ、先ほども言いましたように、同室であることで不都合な点があれば改善の必要も出てくるんじゃないかなというぐあいに考えます。

それから、指定管理の選考についてですけれども、振興公社、特に振興公社の理事長は市の副市長でございますけれども、振興公社を指定管理ということでお願いするケースもございますが、それぞれの選考を行った施設についてはですね、選定委員会を設けまして、厳密に書類審査をあるいは事業の計画等について個別に提案を求めまして、その内容を厳密に審査し採点を行っているところでございますけれども、そういった意味では、公平さはまず保たれているというようなことで理解をいたしておりますが、御提案のありましたように外部からの登用というか、そういったことも十分に必要になるのかなというぐあいに考えております。

例えば体育施設の選考については、教育委員会の生涯学習課あるいは教育総務課のほうで当たっておりますけれども、そのほかにも体育協会であるとか体育指導員協議会であるとか、あるいは武道連盟の方々とかですね、そういった関係の皆さんからも選考に参加いただいておりますし、そういった意味では、外部登用を十分に考えて図られているんじゃないかなというぐあいに考えております。

ただ、施設については、施設の性格上、設置目的に照らしてそういった指定管理を代行するものを特定することが必要な施設について、管理運営をゆだねるにふさわしい団体というのを特に公募をせずに選定をいたしているところもございます。今後、その外部からの登用ということも含めて、公平性を図られるような形で選考には当たってまいりたいというぐあいに考えております。

それから、阿蘇市の事例を出していただいて、経費削減効果が非常に大きかったということがございます。確かに最初申し述べましたように、高齢者福祉センターであるとか体育施設については相当の経費の削減というのも図られておりますし、そういった意味では民間の能力といいますか、そういったものを活用していくことは大変いいことじゃないかなと思いますが、一方でやっぱりサービスといいますか、市民へのサービスの低下を招かないということも大きな要件でございますので、その辺のことも勘案しながらですね、できれば民間のほうで十分能力があるということであれば、そういう方向に持ってまいりたいとそういうように考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 最初の1点目の答弁なんですけれども、今部長は何らそういう、同室であっても問題はないように守秘義務はちゃんと守られているように思っているというような答弁でしたが、いろんな資料とかデータとかあれば、ちょっとこう見ようと思えば私は見れるんじゃないかな、机の上にちょっと置き忘れてたとか、こういうデータがあったなというの、それをだから見れな

いようにするというのは非常に難しいのか。だから同室の場合は非常にやっぱり、そういうふう
に思っている、たまにちょっとした過ちといいますか、ちょっとしたことがあれば、それは本
当に問題だと思うんですよ。今までだからそういう問題が起きてこなかったから、そのまま来
たのかもしれませんが、私はできればですね、やはり別で指定管理者の人はやるというような、
そういう形でやってもらいたいと思いますけれども、この点についてももう1回答弁を願いたい。

それとですね、この民間と振興公社の役割というのか、やっぱり振興公社の役割というのは、
市の職員とするよりは振興公社で業務委託を受けてしたほうが経費削減になるということは私も
重々わかっております。それよりもさらにまた民間ですと今の民間のレベルの給与体系からい
くと、そっちのほうがよりまだ経費削減が図れるんじゃないかなということも、これはもう明ら
かではないかなというふうにも思っております。そういった中で、この振興公社が指定管理をす
る部分と民間が受ける部分というののすみ分けというのをこれは考える時に来てるのではないか
と思っておりますが、その点についていかがかということなんです。

それともう1点、図書館と公民館がありますよね。今、図書館に市の職員が5名、これで約
3,800万円の給与が支払われております。それと公民館には4名、約2,300万円の給与が支払われ
ております。合計すると6,100万円、あの公民館と図書館に市の職員が9名、本庁から派遣とい
いますか、出向して仕事をしているわけなんですね。私はこの図書館あるいは公民館の管理運営と
いうことも、一つ指定管理者という制度の導入というのも考えてもいいんじゃないか、という
時期に来てるんじゃないか。市の職員は、もっと高度なレベルでの仕事をするのが市の職員の役
割であるだろうし、それだけの給与ももらっているわけですから、市長はいつも言われています
ように日本一の読書のまちづくりと、そういったものは図書館の中ではなくて市の教育委員会
の中にも仕事はできるわけですから、そういう統括をするという意味においては、市の職員が
直接かかわりを持つべきところではあると思っておりますが、それ以外の管理運営には、私は指定管理
者制度の導入をしてもいいんじゃないかと思っておりますが、どうか、この3点について3回目の質問
をします。

○議長（松本和幸君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 体育館の指定管理の件でございますけれども、当然先ほど言いま
したように、市の職員についてはそういう重い責任がありますし、かつまた指定管理を受けた側
においても契約の中です、そういった守秘といいますか、データを目にしたといたしまし
ても、それを外部に漏らさないとか、そういった厳密な約束事になっておりますし、その辺は守ら
れていくのかなというぐあいに考えております。ただ、安易にその辺が行われるようであると、
これも一つには問題であるのかなということで考えますので、配慮を促していきたいと思いま
すし、改善すべき点があれば検討していきたいというぐあいに考えております。

それから、振興公社で、できれば外部にいろいろ出せるものがあつたら出してということだったかと思えますけれども、振興公社は、もともと市が設置する公の施設の管理を目的として第一に設置された法人であるということをございます。振興公社設立の目的がそういうことをございますので、振興公社のそういった目的にかなうような形で十分対応していかなければいけないのかなというぐあいに考えております。ただ、中には先ほども言いましたように、外部に管理を委託できるものがあれば、その辺は見きわめてまいるべきではないかなというぐあいに考えております。

また、指定管理者の導入により、市民サービスの向上とかあるいは経費の節減というのが図れるか十分に検討して、図書館、公民館は今後指定管理にというお話もございましたけれども、この指定管理制度の導入することが適当であるのか、あるいは直営で管理するほうが適当であるのか、その辺は十分に判断をしていきたいと考えております。

そういうことで、図書館あるいは公民館においても直営で管理するのがいいのか、あるいは当該制度に乗っけてというか、外部に委託したほうがより住民サービスが向上するのか、その辺は十分に判断した上で、今後検討を進めてまいりたいとそのように考えます。

○議長（松本和幸君） ただいまの答弁の中で指定管理者の件で、いわゆる振興公社の中身に関する答弁もありますので、その付近は精査して整理をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

次に、農業問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、農業問題について順次お答えします。

はじめに、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）へ日本が参加した場合、日本の農業は壊滅的打撃を受けると思うが、水俣の農業への影響をどのように考えているかについてお答えいたします。

まず、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）については貿易自由化を目指す枠組みとして、関税をほぼ例外なく撤廃する取り決めのことで、参加の是非が日本国内各地で議論されております。議員御指摘のとおり、これまで輸入農産物に課せられていた関税が撤廃されることになれば、競合品が海外から安い農産物に置きかわるなど影響を受け、熊本県によると、さきの川上議員の御質問にお答えしましたとおり、県内農業産出額の約37.6%、約1,147億円が減少する可能性があると試算されております。水俣の農業への影響につきましては、国・県の試算方法をもとに試算しましたところ、米、牛肉、豚肉、かんきつ類やお茶でその影響を受け、農業産出額の約21%、約5億3,000万円が減少する可能性があり、農業におきましては多大な影響を受けるのは確実であ

ると考えております。

次に、農業従事者の高齢化、農業担い手の減少の中、個人経営よりも農事組合法人による経営のほう主流になってくると思うがどうか。また、行政としてどんな支援をしていくかとの御質問にお答えします。

農事組合法人などの組織的営農は、農機購入の農家経営に占める割合、高齢者による人手不足を考えますと、地域農業を維持していくために重要な取り組みであると認識しております。本市では、水田農業が主となる久木野地域において、平成20年に越小場に農事組合法人本井木生産組合が設立されておりますが、今年度新たに久木野丸ごと農場が組織化され、現在その核となる乾燥調製施設が整備されているところです。市といたしましては、集落営農組織の立ち上げから体制整備まで地域の方々と協議を重ね、熊本県の補助制度を活用し、財政的助成についても行ってきたところでございます。集落的営農につきましては、国・県においても推奨されているところであり、本市としても今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 2回目の質問をしたいと思います。TPPに参加した場合と参加しなかった場合の影響額、先ほどの川上議員の答弁でもありましたように、参加しなかった場合は9,300人の人の雇用が奪われる失われると、参加した場合には農業への影響額が1,147億円と、これは県、水俣市は5億3,000万ぐらいだろうということですよ。水俣市の農業生産額は、たしか年間25億ぐらいだったかなというふうに把握をしてるんですが、約5分の1に影響を与えるということかなというふうに今の答弁では思いました。

このTPP問題ですけれども、世界的な流れの中でやはり環太平洋、太平洋を丸く囲んだ諸国がこの参加を今予定をしているんですが、約9カ国の国が参加を前向きに検討している、あるいはもう参加を予定していると。このTPPの前にこのEPAというのが経済連携協定というのがございますね、EPA。これは、EPAの場合は2国間でのそういう経済連携であるということですね。日本の場合もシンガポールとかメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、インド、ペルーと、こういったところとは既にそのEPAの連携協定で、2国間でいろんな経済連携協定を結んでいるんですが、今回やはりTPPの参加となると、全品目ということで、農業に限らずいろんな分野での影響というのは確かに物すごいものがあるだろうなというふうには私たちも思っております。

しかしその反面、このTPPに参加をしなかった場合、日本というのは貿易で成り立っている国かな、技術で成り立っている国かなというふうに私は思っております。いろんな原料を輸入して、それを加工して、それをまた製品として輸出をすると、そういう経済で日本は成り立っているのかなと思う場合、このTPPに参加をしない場合、その原料の供給というのできるのかな

と。例えばオーストラリアとかカナダあたりとか、あるいは中国、アメリカあたりからそういう鉄鉱石とか、あるいは中国からのレアアースの輸入とか、ああいうのがもしストップしたら、これは日本の本当に産業界というのは、経済界はどうなるものかという、一方では、だからそういう不安が物すごくあります。

いずれにしても、これを決定するのは今現在の民主党政権、菅政権がどういった形で結論を出すかということなんですけれども、これはどういった形になっても、やはり我々地方で暮らす人間は其中で、自分たちの地域経済の中で生活をしていかなければいけないんですね。そうなった場合に、やはりこの転ばぬ先のつえではありませんが、何か、これはよそごとじゃなくて、自分たちのその地域が生き延びるかどうかというそういう瀬戸際に私は立たされているのではないかなというふうに思っております。ですから水俣市でも、農業問題だけではなくて、すべてのことを視野に入れたTPP対策特別委員会というものをぜひつくっていただきたいと思いますが、どうかということをまず1点、お尋ねをしたいと思います。

それと2点目なんですけれども、1月の13日と14日に、私とそして新政同友クラブの福田議員、塩崎議員、それと自民党の大川議員と4人で宮崎県の高原町とえびの市へ行政視察へ行ってきました。高原町は今、新燃岳の火山噴火で非常に大変な時期かなと思っているんですが、そこで高原町で何を見たかという、農事組合法人を視察に行ったわけなんですけれども、非常に私はここは成功しているいい例だというふうに感じて帰ってまいりました。その花堂地区という、戸数が125戸しかないそういう地区なんですけれども、そのうち105戸が組合に加入をされていて、そういう担い手不足の解消や耕作放棄地の解消と、そして集落全体で田植えとか稲刈り、圃場整備あるいは大型機械は共有で持つということで経費を削減されていると。そして農産物の加工から販売まで、そういうふうに取り組むことによって、物すごくいい成果を上げられているなということを感じて帰ってまいりました。

その中で、どうやってやってらっしゃるかという、今いろんな補助金を本当、もうあらゆる補助金を100%利用して、活用してですね、組合では一切自分たちの手出しというのはやってないと、活用できる補助金をすべて活用して、その資金の中で運営をしていこうと、これは私はすばらしいことだなと思いました。

そしてまた物産館も持っておられるんですね。今、米の価格というのは非常に安くなっておりますね、今10キロで多分3,000円前後かなと、3,000円を割ってきているような状況かなと、安売りの米は。しかしそこは1キロ500円、2キロ1,000円の米が飛ぶように売れていると。どこからお客様が来ているかという、熊本、八代、人吉、熊本県から高速道路を利用して、そういうところまでドライブがてら、やっぱりいい米を買いにいくと、この米の特徴は小清水米といういい品種の米なんですけれども、冷めてもおいしいと、冷たくなってもまだつやがあっておいしいと

いう、そういういい米をやはりつくられていると。そしていろんな小麦なんかも栽培をされているんですが、つくるときに既に売り先を決めていると、この小麦はピザ用ですよ、この小麦はうどん用ですよ、この小麦はパン用ですよというような感じで、そういうふうにもうつくる段階で販売先までちゃんと視野に入れたそういう経営をされている。そのことが非常に成功に私は導いているんじゃないかなというふうに思っております。

ここの代表の理事長は黒木さんという方で、この方は農業技術の指導員、JAの関係の仕事をしている方で、やはりそういういろんなところに顔がきく、そしてまた宮崎県に対しても、いろんなえびの市地域近隣の市町村に対しても非常に顔がきくと、トップが一生懸命動けば、やはりその法人というのはうまくいくんだなという例のモデルになっているんじゃないかなと思っております。

水俣市の場合には非常に個人経営のほうがほとんどなんですけれども、農業経営対数というのは、水俣市の場合530余りかなと思っております。その中で、農業生産法人が、きのうもありましたようにMOAファームとフクダライズファームの2法人、それと農事組合法人が本井木生産組合、そして先ほど言われました、今度は久木野のほうでも、一応ことしからまた立ち上がるということなんですけれども、そしてまた企業参入をされている方も1法人ございますが、まだまだ法人の数が私は少ないんじゃないかなと、こうやってもっともっと農事組合法人あるいは農業生産法人というものが多くできてこない、この耕作放棄地の解消とか担い手不足の解消にはつながっていないんじゃないかなと思っておりますが、農事組合法人、そういったたぐいの法人ができにくいのは何でかということはどう思われるかということをも2点目に質問したいと思います。

それとですね、やはり後継者不足の解消、そして耕作放棄地の解消、そして自給率のアップということを考えれば、市としてそういう生産法人が農地を取得しやすいようなそういう何か手助けというものが、いろんな規制があります。その農地をなかなか取得できないというようなそういう難しいところがあるかもしれませんが、それを農業委員会とかが間に入って、農地を貸したい人と借りたい人の交渉役に入って、その辺を農地を取得しやすいように市として何か手助けをすべきだと思いますが、その点についていかがか、この3点についてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 真野議員の2回目の質問にお答えします。

水俣市で農業問題、特にTPP問題についての協議会とか発足しないのかという御質問でございますけれども、これ国の枠組みの中で今論議されているところでございまして、WTOの中で、先ほど真野議員がおっしゃいましたEPA（経済連携協定）、それと大きくFTAというのがございまして、これは自由貿易協定でございます。これが大体農業問題を主にやっていると認識しております。

TPPに参加しなかった場合ということでございますけれども、この枠組みは環太平洋ということでアメリカを中心にTPPが論議されているところでございますけれども、現在、先ほど言われました中国、韓国等々は入ってございませんので、その貿易については大きな影響を受けないだろうというふうに考えております。

それと、その原料について供給はできるのかということでございますけれども、先ほど申しましたところにつきましても、全世界の今の動きではないということで、原材料についてはある程度確保できるということと考えております。

それとアメリカの対日関税ですね、アメリカ側の関税としましては、非農業生産物では平均3.3%ということになっておりますので、もしそのTPP参加しなくても、その3%はいろんな努力で解消できるのではないかと考えております。ただ、農業問題につきましても、先ほどの大きな影響でございますので、一緒には厳しいかなというふうに考えておりました。ただ、経済産業省が日本の工業関係ですね、TPPに参加しなかった場合の影響額というのを出してございますけれども、これはGTPで10兆円の減少というふうに言われておりますけれども、実際算定に当たっては、例えば自動車とか機械とか電子とか、そういう3品目の中で論議されておりました。非常に水俣という生産の中では当てはまらないところで論議されてますので、逆に言うと、非常にこの問題を水俣でやるのは厳しいのかなというふうに思っております。

それと、農業法人ができにくいのは何でかということでございますけれども、先ほど申しました久木野の農事組合につきましては、国の補助金が2分の1であります。1,900万ぐらいの中で800万ぐらいが国の補助金で出ております。それと、市のほうが10%ということで補助しております。

ネックとしましては、やはり先ほど真野議員がおっしゃいましたように、地元負担が極力少ないほうがやはりこれはできやすいと思いますので、この辺をどう今後考えていくか。それと組合ですので、今回、久木野地区につきましては10人の方で組織されておりますけれども、これがやはり組合でございますので、どういう方々が連携というか協力というか、そういう形の組織が非常に今できにくくなっておりますので、それのできやすいような改善ができれば、組合のほうも次にできていくのではないかと考えております。今、考えているのが東部地区、薄原とか葛渡とかそういうところに農業法人ができないかということで、今こちらからも呼びかけております。

それと3番目ですけれども、農地を借りたい人、貸したい人ということで、そういう農地を借りやすくする方法を考えたらどうかということでございますけれども、市のほうでは農地バンクの推進ということで、そういう農地バンク制度を活用して借りやすい方法で検討できないかということで今勉強しているところでございます。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 このT P Pの問題なんですけれども、完全自由化という形になるためには、その前に国としてもやはり構造改革というのを先にやるのが私も大事なかなと思っております。そういう中で、2月23日の熊日新聞に、経済産業省が2月22日経済団体などが参加する農業産業化支援ワーキンググループの会合を開き、農業支援策の報告書をまとめた。農家が参加しやすく、農地集約が期待できる合同会社L L Cの活用推進や農業法人向けのファンドの設定・促進、農産物の輸出拡大策が柱と、こういうふうな記事が出ていたわけなんですけれども、私はやっぱり守ることも大事かもしれませんが、攻めること、農産物の輸出ということもやっぱり視野に入れて、今後考えるべきではないかなと思っております。

水俣にはかんきつ類、デコポンを初めとしたかんきつ類がありますね。やっぱりこういうデコポンというのは、私は高級品かなと思っております。それで、今度はこのデコポンを中国に売り込むべきじゃないかと。中国というのは、今1割の方が富裕層というふうに言われていますけれども、中国の人口を13億とした場合、1割でも1億3,000万ですから、日本の人口とそんなに変わらないぐらい、逆に多いぐらいのそういう富裕層がいるわけですね。今、中国は本当バブルでいろいろそういう富裕層が金を持っていて、日本にも大勢観光客でもいろいろ来ているわけなんですけれども、そういう今度は中国の富裕層に向けてデコポンとかを売り込む、そのためにはある程度の量の確保というのは私は必要だろうと思います。水俣・芦北だけでは、その量は確保というのは非常に厳しいのかな。そういった場合、やはり天草とか熊本県内のほかの地域あるいは鹿児島県のほうにも声をかけてですね、このJ Aグループである程度の量を確保できるような、そういう広域連合みたいな組織をつくって、それを売り込んでいくというのが農家の活性化にもつながっていくんだろうと思っています。

そうすると、結局そういう自由化にもしなつたとしても、T P Pが入ってきても、今度は逆に売り込んでいくということで収益を上げることが可能になってくるのではないかな、そういうふうに思いますので、ぜひ、これは水俣・芦北地域からいろんなほかの地域と一緒にあって、こういうデコポンならデコポン、そしてまたほかの地域は、阿蘇とかは米とかを中国あたりに売り込んだりとか、あるいは牛乳とかを香港に売り込んだりとか、そういう例もありますので、ぜひ水俣・芦北地域のデコポンを中国あるいは香港、韓国、海外向けへ輸出をできるような、そういう広域連合の呼びかけをしてもらいたいと思いますが、いかがか、お願いをしたいと思います。

それともう一つ、今、チッソがトマトなど果菜類の施設栽培で、土を使わずに必要な最小限の水と肥料を使って環境負荷を軽減するというそういう農業技術の研究をやっているという報道が、これも熊日新聞で出てましたけれども、この土を使わないため土壌由来の病害とか連作障害とかが非常に発生をしにくいと、そういう利便性が私はあるんじゃないかなというふうに思っております。そしてまた土を耕すわけでもないですから、そういう労力もそんなに必要としないと、

これは高齢者向けに非常に今後役に立つんじゃないかなと、そういう高齢化社会に対応できるチッソの技術を、あと2年後ぐらいにはその技術提供ができるんじゃないかというふうにチッソさんも言われてますので、そうなった場合、やはりこれをこの水俣市の個人農家、あるいはそういう農業生産法人とか農事組合法人あたりにどんどん利用をしてもらおうと、そのときにやっぱり設備投資に対する補助というのものもある程度、ただではできないわけですから、補助もやっぱり少し市のほうで考えるべきではないかと思いますが、いかがか、この2点について3回目の質問をします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 量を確保するために広域連合を呼びかけたらどうかという御質問でございますけれども、JAあしきたにつきましては、JAの水俣・芦北・津奈木管内の量を確保するところということで連携を呼びかけております。ただ、また広域的ということだと天草とか、そういう形ということであれば、JAのほうにそれは御相談申し上げたいと思います。

それと、今ありましたチッソの水を使った農産物の生産につきましてははですね、現に今度深川小学校に予定されておりますスクールファームがまさにそういう形で生産されると思いますけれども、これにつきましても市としても助成する形をとっておりますので、今後、そのチッソの技術を生かした生産法人等を水俣市につくるということであれば、それに対しても市としても雇用も含めたところの推進ができますので、助成についても検討をしてみたい必要があると考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、さくらマラソン復活について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、さくらマラソンの復活について、全国的なマラソンブームの中、また観光振興の意味からも、さくらマラソンの復活に向けて真剣に検討する考えはないのかとの御質問についてお答えします。

議員がおっしゃるとおり、健康志向の高まりや女性ランナーの増加、ウェアのファッション化など全国的にマラソンブームが高まっていると考えております。象徴的な大会としましては、ことし2月27日に開催されました東京マラソンは、定員3万2,000人に約10倍の申し込みがあるなど年々人気上昇中であり、いぶすき菜の花マラソンも年々参加者が増加傾向にあり、経済効果や地域イメージアップにつながっていると感じております。このようなブームに乗って全国的にマラソン大会もふえる傾向にあるものの、出水ツルマラソンなど参加者数が伸び悩んでいる大会もあります。

このような中、さくらマラソンとして復活するには、各地で多数実施されているマラソン大会の中での独自性や特色を打ち出し、常に大会の運営等改善を図り、リピーター率を引き上げてい

く努力が非常に大事になっていくものと考えておりますし、市民全体でのおもてなしが必要になってくると思います。

また、観光振興といってもハードなスポーツ競技であり、陸上競技等に精通したところが実施主体とならないと運営は不可能と考えております。大会を実施するには、観光業関係者だけではなく、市民の熱い思いが大事であり、民間主導で実施するほうが、市民の皆さんも自分たちでやっているという意識が芽生え、心からのおもてなしができるのではないかとともに思います。

このようなことも踏まえ、スポーツ関係団体や住民組織、観光関係団体などと実現の可能性について検討・協議をしてみたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 このさくらマラソンについては、私はもう何回となく質問してるんですが、やりたいんですよ。やりたい。なぜかという、やはり水俣のやっぱり湯の児、三笠屋の問題もありましたように、非常に疲弊をしております。やはり地域を盛り上げていくためには、何かそういうイベントごとをやらないと、人は集まってこないんですよ。先ほども答弁がありましたように、東京シティマラソンには、ことしは3万6,000人余りですか、参加したのは。もっともっと本当は、先ほども応募者はその10倍ぐらいあったということですよ。今度、熊本市も来年の春、新幹線全線開業と、そして政令指定都市に向けて、来年1万人規模のシティマラソンをやりたいと、熊日30キロロードレースというのが、あそこが、あれはだからアスリート部門でやるということで、そのほかにハーフマラソン、あるいは5キロ、10キロというような感じで1万人をやって、市内をそういうふうにする。そういうコースを新たにつくってやるということなんです。やはりこれはやらないよりはやったほうがいいんです。ですから、どうやったら、じゃあ、やるのかということ、まずは検討をやる方向で私は検討を進めるべきであろうというふうに思います。

熊本市の場合のその呼びかけというのが、県のレクリエーション協会とか熊本走ろう会が中心になり働きかけをして、そしてJR九州や商店街など約30団体による準備委員会を発足させて、機運を盛り上げてきたと、その働きかけが来年の3月の開催に結びついたんだということなんです。ですから、市としてどこかが音頭をとらなくちゃいけない。先ほど部長は、民間が音頭をとったほうがより盛り上がるんじゃないかというふうに言われたんですが、私は前からも言うように、商工観光課が中心となって呼びかけをしてくださいということ言ってるわけなんです。

というのはですよ、やっぱり観光振興にもつながるわけですよ。人が集まってくるから、それは湯の児・湯の鶴の観光振興につながるじゃないですか、なぜそれをしないのかということ物をすごくもう疑問でならないんです。ですから、各種段階への呼びかけをしてほしいと思いますが、いかがということをお尋ねしたいと思います。

それで2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 真野議員、私が知ってるだけで3回御質問なされましたので、その熱意は非常にありがたいと思っております。やるほうで方向で検討したらどうかというのがありますし、商工観光課が呼びかけて、それすべきじゃないかということで言われましたけれども、私たちが議員団の前の質問を受けまして、各団体にもいろいろ協議をさせていただいたところでございますけれども、なかなか非常に、スポーツ振興課の中で取りやめられた経緯が非常に残っておりまして、実は、なかなか観光事業者ですね、これがなかなか参加できない。例えば、そのときには宿泊がふえていって応援のかせできないという事情もありまして、なかなか問題もございますし、終わった後のおふろ、これも非常に、ランナーが走ってきて後でおふろ入ることがある、ほとんどおふろ入るんですけども、そこで、ほかのお客さんとの関連で非常に厳しいとか、そういうのをお聞きしておりますし、警察のところで、道路事情もございます。ただ、真野議員おっしゃったように、これは参加する方向で、大会を開く方向で呼びかけたらどうかという御意見もございましたので、これについて、もう一度市のほうでも考えまして、どうしたら参加できるのかという方法も含めまして協議、呼びかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 隣の津奈木町は、つなぎブロンズマラソンというのをやっていますね。ここの参加者が、毎年600人前後だそうですよ。広告、あと宣伝費用を60万円ぐらい集めて、町の補助というのが150万だと、一緒に物産展も行ってあります。それと文化祭も行ってあります。やはり一つの行事だけじゃなくて、いろんな行事を結びつけた中での、こういうイベントのあり方というのを私は市としても考えていくべきじゃないかなと、単なるスポーツ行事にとらえてはいけないと思うんです。それをやはり考えて、やり方を変えていかないと、そういう独自性のあるやり方というのが広く皆さんから支持をされてリピーターもある大会になるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

そういう意味においても、これはもう少し、本当に深く、やっぱりこういう庁舎内で検討委員会を結成してでも、どうしたらいいのか、どうしたら人を呼び込めるのかということも含めて検討する時期に来てるんじゃないかなと、その辺は思います。もし、市がやらないということであれば、私個人でもやりたいなという気持ちがあったんです。それじゃなければ、ここにいる、やはり超党派の議員でそういうスポーツ議員連盟というのをつくってでも、やはり水俣市の活性化のためにやらなくちゃいけないんじゃないかなという、そういう思いがあります。

我々は今回、議会基本条例というものをつくりました。広く地域にやはり自分たちで出張って

いって、今、水俣市の現状、そういうことも報告をしながら、どうやっていけばいいのかということ、市民の方と、ひざとひざを突き合わせながら、そういういろんな意見を交換しながら、やっぱり市の活性化を図っていこうという、そういう思いがあって、この議会基本条例というのをつくったわけですから、もし、市の執行部側でやれないのであれば、議員側で、議会側でやっぱりそういったものを立ち上げて、本当に検討して、いろんな各種団体を巻き込んだ中でやっていくということも私は一つの方法ではないかなというふうに思っております。

そういうこともございますので、もう一度、執行部として、このさくらマラソンに対する考えをお聞きして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） ありがとうございます。議員さんのほうで、そういう発言をしていただくのが非常に盛り上がりになると思います。今、いろんなイベントの中で、大きいイベントとしては、5月に開催されます海恋コンサートですね、未来コンサートをやっております、これが5月に開催なんですけども、3月、4月、5月、ずっと担当のほうでやっておりますので、非常に担当課としてもハードなスケジュールになっていくのが1つあります。ここの調整が一番大きいのかなと思いますので、さくらマラソンとするのか、もみじマラソンとするのか、そういう時期の問題もありますので、時期を検討することが非常に、本当に実施につながるのだと思いますので、それも含めて、庁内でも早速検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

今期最後の質問者となりました。

市民の皆様の安心・安全のために、通告に従い、順次、質問を行います。

初めに、空き家・廃屋対策についてお尋ねいたします。

市内でも住宅密集地域を歩くと、明らかに空き家であると思われる家や、雑草が生い茂り、天井が抜けて窓ガラスが割れ、崩壊寸前の住宅などを見かけます。このような空き家や廃屋は、核

家族化と高齢化、また県外へ出た子どもが帰ってこないなどの理由で、本市においても増加傾向にあるのではないかと思います。こうした空き家や廃屋の中には、長年放置されたことによって、地域でさまざまな問題を引き起こしています。こういった空き家・廃屋の問題としては、まず、放火による火災や自然倒壊の危険、台風や強風時の木片やかわらの飛散によるけがなどの災害、ごみの不法投棄、不審者や非行少年のたまり場になりやすい防犯上の問題、飼い主のいない犬、猫のねぐら、またシロアリの繁殖地になるなどの衛生上の問題、周辺地域の景観上の悪影響などが挙げられます。しかし、土地建物が個人の所有している財産であるがゆえに、地域から苦情があっても行政の打つ手が限られているのが実態であります。

そこでお尋ねいたします。水俣市内には、どのくらい、倒壊のおそれがある危険な家屋があるのか。一定の基準に基づいて市内全域の実態調査が必要と思いますが、いかがか、お尋ねいたします。

建築基準法第10条には、保安上危険な建築物等に対する措置として、著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める建築物に対しては、除去等を含めた改善指導を行うことができることがあります。しかしながら、一般住宅においても、市民に危害が及びそうな極めて危険な建物に対しては、この条文でうたわれております改善指導よりも一步踏み込んだ対応が必要だと思えます。

そこで本市における空き家の適正管理に関する条例を制定し、所有者の行政指導の強化を図るべきだと思いますが、いかがか、お尋ねいたします。

危険な家屋を解体したくてもお金がないという人もおります。また、お金をかけて解体して更地にした後は、今度は固定資産税が高くなります。こうした要因が危険な家屋の解体の大きな障害となっています。その結果、行政から重なる指導をしても、前に進まないのが現状だと思います。国土交通省には、新たに創設された社会資本整備総合交付金事業という支援制度があります。これは地域における住宅施策を自主性と創意工夫を生かしながら、総合的かつ計画的に推進することを目的とした制度であり、空き家となっている住宅などの活用や解体撤去などの費用についても国から支援が可能になるというものであります。

このような国の支援制度の活用も視野に入れ、本市独自の助成制度の創設に向け、行政として所有者の背中を後押しできるような制度の創設ができないか、お尋ねいたします。

本市では、更地の寄贈については一定の条件さえ整えば可能であると思いますが、仮に空き家や廃屋について寄贈の申し出があった場合、市が譲り受けて公費で解体撤去し、緊急車両も通れないような細い路地が多い地域での避難場所や防災用具の置き場、公園など、公共的な用途に利用ができないか、お尋ねいたします。

次に、民生委員・児童委員について。

日本の社会は大きく変化してきています。血縁でいえば単身者がふえ、地縁でいえば一つの土地で暮らし続ける人が少なくなる。企業の終身雇用も崩れ、職縁も薄くなってきています。いわゆるきずなが急激になくなりつつあり、そして看過できないのは、縁をつくることができない人とできる人との格差が絶望的なまでに広がっているという現実です。

昨年の夏、大きな社会問題となった地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせることができる仕組みづくりは、地域福祉の新しい要請であります。高齢者ばかりではありません。失業や収入が不安定になる中で、離婚や児童虐待がふえ、子育てに悩む母親や、DV、うつ病など弱い立場の人たちを孤立させてはならないと思います。また、派遣切りや就職難がニートやひきこもりなどの問題を抱える若者の増加をもたらしています。一人一人の安全のために、高齢者や弱い立場の人を孤立させない、支え合う地域社会を構築し、市民が支え合って、輝き、支え合う社会を願っております。

そこで、民生委員の方々がますます重要な立場になってきます。民生委員の2010年12月の改選で熊本など35の都道府県で定数に届かず欠員がふえたと聞きましたが、水俣市の状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

民生委員の活動は多岐にわたり、ボランティアといえども心労が多いと聞きます。水俣市では年間実費弁償が2万7,000円となっておりますが、他市町村との格差があると思いますが、現状はどうなのか、またさらなる支援策がとれないか、お尋ねいたします。

次に、市道牧ノ内・大迫線の進捗状況と今後の計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。市道桜ヶ丘・大戸口線の桜ヶ丘入り口の交差点改良工事はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、空き家対策については私から、民生委員、児童委員については福祉環境部長から、市道牧ノ内・大迫線及び市道桜ヶ丘・大戸口線については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、空き家対策について順次お答えします

まず、水俣市内にはどのくらい倒壊のおそれがある危険な家屋があるのか、市内全域の実態調査が必要と思いますがとの御質問にお答えいたします。

本市におきまして、平成22年8月から10月にかけて、主に市街地の空き家調査を実施しました

結果、空き家件数493戸で、建物の崩れやかわらの落下等、危険空き家が24戸となっています。これから、ますます少子高齢化や人口の流出が進み、地域でのコミュニケーションが希薄になる中、また、先日実施いたしました地域懇談会でも、空き家問題についての意見をいただき、空き家対策は、今後どうすべきか検討していく重要な課題であると認識しております。

次に、空き家の適正管理に関する条例を制定し、行政指導の強化を図るべきだと思いがとの質問にお答えします。

他市の状況を調べましたところ、埼玉県所沢市が、所沢市空き家等の適正管理に関する条例を制定しております。この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

その条例の中には、助言、指導及び勧告、命令、公表等があり、最終的には、命令に従わない場合は、所有者等の住所、氏名等を公表することとなっております。また、警察その他の関係機関との連携として、市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができるものとなっております。

そのほかにも、ふじみ野市におきましても、ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例の制定を予定しているようです。敷地内の草木の著しい繁茂、ごみの不法投棄など環境衛生上、周辺地域の景観上の問題、老朽化が著しい空き家につきましては、自然倒壊、台風や強風時等の建築材等の飛散等の防災上の問題、不法侵入による火災及び非行少年のたまり場等、犯罪を誘発するおそれのある防犯上の問題等が考えられます。

しかしながら、土地・建物が個人の所有財産であり、市民や地域から相談や苦情があっても、市としてできることは限られており、持ち主に連絡をすることしかできない状況です。行政が行うことには限界があり、解決できないまま、日に日に危険度が増していくという実態でありますので、先進的に条例を策定し実施している自治体の実施状況等を調査しながら、関係部署の連携を図り、条例の制定に向けて考えてまいりたいと思います。

次に、国の支援制度の活用も視野に入れ、本市独自の助成制度の創設に向け、行政として所有者の背中を後押しできるような制度の創設ができないかとの御質問にお答えします。

国の支援制度としては国土交通省の空き家再生等推進事業があり、不良住宅、または空き家住宅の除却を行う者に対する経費補助、空き家住宅、または空き建築物の活用等、空き家となっている住宅などの活用や解体撤去などの費用について国から支援が可能になるというものです。このような国からの支援制度の活用を視野に入れた本市独自の助成制度の創設につきましては、研究してまいりたいと思います。

次に、空き家や廃屋について、寄贈の申し出があった場合、市が譲り受けて公費で解体撤去し、緊急車両も通れないような細い路地が多い地域での避難場所や防災用具の置き場、公園など、公

共的な用途に利用ができないかとの御質問にお答えします。

市に空き家や廃屋の寄贈の申し出があった場合、セットとして土地も寄贈されるということが条件となってくるのではないかと思います。活用できる土地であれば、市としても寄贈いただき、地域の活性化に役立てていきたいと思っています。

いずれにしても、空き家問題は、市民からの切実な相談だと感じております。今後、市民や地域から、空き家等の相談があった場合、市役所のどこに相談すればいいのかわからないといったことがないように、関係する課で協議し、総合窓口となる担当部署を設けたいと考えております

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 この空き家対策については、昨年の12月議会で中村議員が質問をされました。その中で、平成20年住宅土地統計調査のデータから空き家が1,900件で、830件に住宅に損壊があるとの答弁がありました。また、1,900件の空き家のうちで1,300件の持ち主と連絡が簡単にとれないというふうに答弁がありました。先ほどの答弁では、主に市街地のみの調査で空き家が493件で、危険家屋が24件ということでありましたが、水俣市に、あと1,400件の空き家があります。正確な実態把握ができなれば、計画も予算も出てこないと思います。ことしは特に台風が多いというふうに聞いておりますので、全市民の安全・安心を走る意味からも、緊急雇用創出事業交付金を活用して、市内全域の調査をするべきだと思いますが、いかがか、お尋ねをいたします。

空き家の適正管理条例については、考えてみたいというふうなことでありましたが、先ほど言われました所沢市においては、昨年10月1日に制定をしました。市防犯対策室は対策が講じやすくなったというふうに言っておりまして、昨日はスピーディーな対応ということが何回も言われておりましたが、今ほどスピードが大事だと思いますので、いつまでに条例制定をする考えがあるのか、お尋ねをいたします。

助成制度については研究するとのことでありましたが、国土交通省の除却事業タイプでは、国費が3分の1、地方公共団体が3分の1、民間団体が3分の1というふうになっております。民間分をどこまでカバーできるかを検討するのかどうか、お尋ねをいたします。ちなみに、この補助制度は平成25年度までとなっております。先ほども言いましたが、スピードが大事です。どう取り組むのか、お尋ねをいたします。

空き家対策総合窓口のことを言われました。この空き家対策総合窓口をどこにいつまでに設置をする考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っています。

まず第1点でございますけれども、市街地の空き家調査をしたようであるけれども、市内全域の調査をする必要があるのではないかとというようなことだと思います。今回は、丸島、それから

陣内等の主に市街地の調査をさせていただいておりますけれども、議員もおっしゃっておりますように、空き家対策は、先ほど申し上げましたように、大変重要な課題であると今回認識しております。市内全域の調査にも早速取りかかっていたいと、そのように思います。

それから、空き家等の適正管理に関する条例を制定する考えはないかということでございます。御紹介いただきましたように、他市の条例とか、あるいは実際行われた先進事例等そういった実施状況等を調査させていただきながら、今、スピード化とおっしゃいましたので、できるだけスピード化をもって検討してまいりたいと、そのように思います。

またあわせて、空き家等の適正管理となりますと、関連して空き地についても、それが課題となって出てくると思いますので、そういったものを含めながら検討を進めさせていただければと思います。

それから、市の助成制度について、市としてどこまでできるのかというような御質問でございます。本市独自の助成制度となりますと、要綱等というのが必要になってくるとは思いますけれども、まず、この空き家の調査等を行いながら、市の助成が必要な部分がどのくらいあるのかとか、あるいはまた助成額はどの程度必要なのか、予算的にどんなものなのかとか、そういった調査を検討する必要があると思いますので、そういうものをできるだけ早く検討してまいりたいと思っております。

それから、総合窓口となる担当部署を設けたいとのことで、どこにいつまでと考えているかということでございます。担当部署となりますと、今回関連する部署がまず多岐にわたるといったことが予想されます。できるだけ早目に総合窓口となる担当部署を設置したいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 できるだけ早目にとということですので、それに期待しておりますので、よろしくお願い致します。

長崎市では、2006年から昨年度までの4年間で約1億円の予算で危険な空き家の解体に取り組んでおります。条件としては、土地・建物を市に寄贈することだそうではありますが、それでも208件の申し込みがあり、市は既に28棟を解体したということでもあります。解体後の土地は貴重な公共のスペースとなり、公共的な用途に有効活用されていると聞いております。本市でもこういった制度を創設してはどうかと思いますが、いかがか、お尋ねをいたします。

長野県の本曾町では、建物に関する意向調査でアンケートをとっております。これは町内の空き家の中で貸し出し可能な物件がどの程度あるかを調査するものでありますが、本曾町ホームページには「お薦め空き家情報」が掲載され、活用をされております。空き家対策総合窓口を早く設置をして、空き家調査を実行され、その上で空き家対策を進めてもらいたい。また、アンケー

ト調査で売却の意向か、貸し出す意向があるのか、市に寄附する意向の考えがないか等々がわかれば、国の補助制度を活用して後押しができると思います。市民の安全・安心を築くために、最善の方法で実行が求められています。ことは台風が多いと聞く中で、被害を最小限にとどめるためにも決断を下して取り組んでいただきたいと思います。いかがか、お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 長崎市では、予算を組んで、そして市に土地や建物を寄贈した場合、危険な空き家等の解体に取り組んでいるというような今紹介がございました。水俣市でも予算をそういった組んで活用制度を設けたらどうかということでございますけれども、本市でも、寄附等された土地が地域住民とか、あるいは自治会等により適切に維持管理ができることを、ごめんなさい。長崎ではですね、寄附等された土地とか、あるいは地域住民や自治会等により適切に維持管理することができるということを条件に撤去する事業というのをやっているとのことでございます。

この制度を実施していくためには、本当にいろんな条件をクリアしなくてはならないと思います。そういうこともあるようですので、十分研究をさせていただき、研究をしながら、その必要性も感じておりますので、進めさせていただければなと思っております。研究をまずさせていただきたいと、そのように思います。

それから、長野県の本曾町のお話でございました。空き家の活用のための建物に関するアンケートを実施していると、水俣市もアンケートをとったらどうかということでございます。まずは、早急に空き家対策の総合窓口となる担当部署を設置させていただき、その後、必要に応じてその方向で進めさせていただければと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、民生委員・児童委員について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、民生委員・児童委員について。まず、民生委員の2010年12月の改選で、熊本など35の都道府県で定数に届かず欠員がふえたと聞いたが、水俣市の状況はどうかとの御質問についてお答えいたします。

民生委員・児童委員は任期が3年で、昨年12月に一斉改選が行われました。水俣市は、地区担当73名と主任児童委員3名の76名が改選となり、昨年7月から改選作業に入り、自治会長を通してそれぞれの地域からご推薦をいただいた方々を水俣市民生委員推薦会にお諮りし、熊本県へ進達いたしました。その後、国の決定があり、12月1日全員の方に厚生労働大臣と熊本県知事の委嘱状を交付いたしました。

幸いにも本市の場合、自治会長を初めとする地域の皆様の御尽力により全員の改選ができました。

たが、高齢化や民生委員・児童委員の業務の多忙等に加え、今回は、32名の方がかわられましたので、新しく民生委員になっていただく方を探すのに大変苦労されたところもあったと聞いております。自治会長を初め地域の皆様に感謝をいたしております。

次に、民生委員の活動は多岐にわたり、ボランティアといえども心労が多いと聞くが、年間実費弁償が2万7,000円です。他市町村との格差があると思うが、現状はどうなのか。また、さらなる支援策がとれないかとの御質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり、民生委員・児童委員は、地域福祉において中心的な役割を担い、高齢者や障がい者、生活困窮者等からの相談対応、助言等を行っており、業務は多岐にわたります。また、地域社会のつながりが薄れ、個人主義的傾向が強まっている状況の中で、訪問活動を中心とする民生委員・児童委員の活動が以前に比べて難しくなっている現状もあり、心労も多く、御苦労されている面もあります。

こうした民生委員・児童委員については、民生委員法第10条の規定により給与は支給されませんが、活動を行う費用の実費分として、国から年間1人当たり5万8,200円の活動費が支給されているところであります。また、本市としましても、地域の福祉向上のため活動している民生委員・児童委員の活動を補助するため、民生委員協議会への活動補助金として330万円を計上し、財政的な支援を行っているところであります。この中には、本市独自の活動費補助として同委員1人当たり年間2万7,000円を、また、会議等を開く際の交通費等の費用弁償も支給し、活動に便宜を図っているところであります。なお、他市の活動費助成の状況としましては、活動費を助成していない市もありますが、水俣市より高い助成を行っている市など、市によってさまざまな対応となっております。

さらなる支援策がとれないかということですが、高齢化社会の進展に伴い、地域福祉を担う民生委員の活動の重要性は認識しておりますので、今後、どういう支援ができるか検討していきたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 民生委員の仕事は、高齢化率が上がり、厳しくなる社会情勢の中で、ますます民生委員の仕事は多くなっております。その中で、旅費については、他団体等の支給状況等を調査し、速やかに見直しが必要であると思います。また、民生委員の方は会費を4,900円、旅行積立金1万円、互助会費1,000円を年度末に納入をされております。活動は多岐にわたり、心労がふえる中で、使命感とボランティア精神で頑張っておられます。さらなる民生委員への支援ができないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） さらなる支援ができないかというお尋ねですけれども、まず、民

生委員・児童委員の皆さんには、市の業務、各種相談業務を初め、社協など多岐にわたる活動をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。他市の活動手当につきましては、多いところでは、山鹿市が4万3,000円、八代市が4万2,000円、低いところでは荒尾市が1万2,000円、上天草市1万5,000円となっており、この水俣市より高いところ、低いところ、さまざまな状況ですけれども、旅費や研修等さまざまな観点から、運営費の内容を他市町村と比較し、今後、市としましては、通常業務以外にお願いする活動がある場合には、そういった助成のほうも検討していきたい、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、市道牧ノ内・大迫線及び市道桜ヶ丘・大戸口線について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、市道牧ノ内・大迫線及び市道桜ヶ丘・大戸口線について順次お答えします。

まず、牧ノ内・大迫線の進捗状況と今後の計画はどうなっているかについてお答えします。

牧ノ内・大迫線は、もやい館横の交差点を起点とし、牧ノ内から大迫地区を経由して大迫の選果場横の県道水俣田浦線との交差点に至る延長約3,400メートルの1級市道でございます。平成21年9月に牧ノ内・大迫線のバイパス的な道路である市道桜ヶ丘・大戸口線が開通しましたので、引き続き、牧ノ内・大迫線のうち大迫地区の未改良区間1,100メートルについて改良計画を進めております。

本路線は、平成21年度から国の交付金事業で進めており、平成21年度で測量設計業務、用地測量業務を行い、大迫地区の関係者を対象に事業説明会を2回開催いたしました。平成22年度は地質調査業務、構造設計業務を行っております。平成23年度から用地取得とあわせて改良工事に着手していく予定でございます。本路線は、南九州西回り自動車道と交差する箇所もありますので、自動車道の進捗に合わせた国土交通省等の関係機関との協議も重要になってきます。最終的な完成は、平成27年度か平成28年度くらいになると考えております。

次に、桜ヶ丘入り口の交差点改良はどうなっているかについてお答えします。

この交差点は、市道桜ヶ丘・大戸口線と県道水俣田浦線の交差点で、桜ヶ丘・大戸口線の全線開通に合わせて、暫定形状で交差点改良を行いました。メインとなる道路は県道であります。この県道も未改良区間となっておりますので、将来的にはそれぞれの道路管理者で改良を行う必要があると考えております。また、この交差点のすぐ近くには、通称日当交差点があり、交差点間の距離が短いため、双方の交差点は一体となって整備していく必要があると考えております。

このようなことから、市としましては、県に対し、日当交差点の改良を要望しており、本市の

要望に対し、県としては、観光地湯の児温泉の玄関口に位置し、一部、歩道の未整備区間もあり、通学の児童や歩行者に支障を来していると認識しておくことから、今後、交通量の状況を見きわめながら、水俣市と協議していきたいとの回答を得ております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市道桜ヶ丘・大戸口線が開通しました。非常に通勤者もふえたし、交通量もふえてまいりました。大迫では離合箇所も少なく、非常に危険な状況と今なっておりますので、完成まであと5、6年かかるとは思いますけれども、早期に完成できるように頑張ってもらいたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それと、日当交差点の改良を県に強く要望していただきたい。桜ヶ丘入り口の交差点改良を進めてもらいたいと思いますが、いかがか、これをお尋ねいたします。特に桜ヶ丘出口においては、湯の児方面からの右側が全く見えず、いつ事故があってもおかしくない状況であります。早急にカーブミラーを設置するか、改善策をとるか、何か対策をしていただきたいと思いますが、いかがか、お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 日当交差点の件でございますけれども、きょう、ちょうど給食の試食会がありましたけれども、あそこで今、県で何か交通量調査をかけてるところを確認しておりますけれども、ただ、あそこの交差点の改良となりますと、非常に経費も多額になることがありますので、県には毎年いろんな状況説明とか要望のときには、毎回あそこのほうはさせていただきたいと思っております。

それと、カーブミラーの設置の要望でございますけれども、先日、担当の者と確認に行きましたけれども、一つは、警察と協議の中でカーブミラーの設置の検討も入っていたところなんですけれども、一部、設置場所に商店がございまして、どうしてもその商店のすぐ前に建てるという形になりますので、その商業というか、商業活動に支障を来すんじゃないかという一つ懸念がございまして。それと、一つは、あそこの設置場所が歩道になっておりまして、その歩道に当然設置するわけですが、そこにちょうど側溝が入っておりまして、カーブミラーというのは非常に不安定な状況なんで、まず基礎を設置して延長を延ばしていくんですけれども、その側溝を挟む形になるものですから、なかなか設置することで安定が悪いということで、非常に危険だということで、県にも何回も要望しましたけれども、あそこにカーブミラーを設置することは非常に困難だという形で今、回答を得てます。

ということで、できれば、全体の改良として、暫定改良ですので、市・県であそこの日当交差点も含めたところで全面的な改良というのを要望したほうがいいのではないかと、今のところ考えております。よろしくをお願いします。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 14 分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第 2 号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 2、議第 2 号水俣市知の地域づくり基金条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 3 議第 3 号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 3、議第 3 号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 4 議第 4 号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 4、議第 4 号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 5 議第 5 号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第 5、議第 5 号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第6号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第6、議第6号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第7、議第7号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第8、議第8号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第9号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第11号 平成23年度水俣市一般会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第11号平成23年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書43ページから45ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

45ページから72ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

72ページから86ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

86ページから104ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

104ページから116ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

116ページから123ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

123ページから136ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

136ページから139ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

140ページから166ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

166ページから168ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

11ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

22ページから30ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

30ページから42ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

これで平成23年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第11 議第12号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第12号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第13号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第12、議第13号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第14号 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第13、議第14号平成23年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第15号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第14、議第15号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第16号 平成23年度水俣市病院事業会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第15、議第16号平成23年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第17号 平成23年度水俣市水道事業会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第16、議第17号平成23年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第26号 財産の減額貸付けについて

○議長(松本和幸君) 日程第17、議第26号財産の減額貸付けについてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第27号 指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター)

日程第19 議第28号 指定管理者の指定について(水俣市高齢者福祉センター)

日程第20 議第29号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

日程第21 議第30号 指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)

日程第22 議第31号 指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)

日程第23 議第32号 指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まっぼっくり)

日程第24 議第33号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館本館等)

日程第25 議第34号 指定管理者の指定について(エコパーク野球場)

○議長(松本和幸君) 日程第18、議第27号指定管理者の指定についてから、日程第25、議第34号指定管理者の指定についてまで、8件を一括して議題とします。

本8件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第26 議第35号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長(松本和幸君) 日程第26、議第35号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第27 議第36号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

○議長（松本和幸君） 日程第27、議第36号平成22年度水俣市一般会計補正予算第9号を議題とします。

議第36号

平成22年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,797千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,636,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|--------|------------|-------|------------|
| 19. 繰越金 | | 113,905 | 4,797 | 118,702 |
| | 1. 繰越金 | 113,905 | 4,797 | 118,702 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 14,518,031 | | 14,518,031 |
| 歳入合計 | | 14,631,936 | 4,797 | 14,636,733 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|----------|------------|-------|------------|
| 4. 衛生費 | | 1,706,393 | 4,797 | 1,711,190 |
| | 4. 環境対策費 | 225,993 | 4,797 | 230,790 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 12,925,543 | | 12,925,543 |
| 歳出合計 | | 14,631,936 | 4,797 | 14,636,733 |

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

議第36号平成22年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ479万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億3,673万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費に環境モデル都市省エネ庁舎改修事業を計上しております。

なお、その財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第36号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかにご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 2 時22分 休憩

午後 2 時23分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第36号平成22年度水俣市一般会計補正予算第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号から議第36号まで議案26件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時24分 散会

平成23年 3 月16日

平成23年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録
(第 4 号)

表 決

平成23年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成23年3月16日（水曜日）

午前11時11分 開議

午後1時3分 閉会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 西田弘志君 | 中村幸治君 |
| 谷口眞次君 | 牧下恭之君 | 渕上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 平松辰弘君 | 田中功君 |
| 岩阪雅文君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | |
|--------------|--------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（松永伸二君） |
| 総務係 長（岡本広志君） | 議事係 長（深水初代君） |
| 書 記（渕上大輔君） | |

（説明のため出席した者） 13人

| | |
|------------------|---------------------|
| 市 長（宮本勝彬君） | 総務企画部長（吉本哲裕君） |
| 福祉環境部長（中田和哉君） | 産業建設部長（田上和俊君） |
| 総務企画部次長（浦清志君） | 福祉環境部次長（本山祐二君） |
| 産業建設部次長（上村彰君） | 総合医療センター事務次長（田畑孝次君） |
| 水道局長（本山浩二君） | 教 育 長（葦浦博行君） |
| 教 育 次 長（浦下治君） | 総務企画部総務課長（松本幹雄君） |
| 総務企画部財政課長（渕上茂樹君） | |

○議事日程 第4号

平成23年3月16日 午前10時開議

- 第1 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について
- 第2 議第3号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第4号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第5号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第6号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第7号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第8号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第9号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第11号 平成23年度水俣市一般会計予算
- 第10 議第12号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第11 議第13号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第12 議第14号 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第13 議第15号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第14 議第16号 平成23年度水俣市病院事業会計予算
- 第15 議第17号 平成23年度水俣市水道事業会計予算
- 第16 議第26号 財産の減額貸付けについて
- 第17 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第18 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第19 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第20 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第21 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第22 議第32号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第23 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 第24 議第34号 指定管理者の指定について（エコパーク野球場）
- 第25 議第35号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 第26 議第36号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第27 陳第1号 T P P 参加反対、建設業と地域社会を守る意見書提出を求める陳情について
- 第28 陳第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情

について（平成22年8月）

- 第29 陳第11号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について（平成22年11月）
- 第30 陳第12号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）
- 第31 陳第13号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）
- 第32 陳第14号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）
- 第33 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務文教委員会
- 1 陳第15号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について
- 厚生委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について
- 産業建設委員会
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第34 議会改革特別委員長の報告について
- 第35 議第37号 副市長の選任について
- 第36 議第38号 水俣市議会基本条例の制定について
- 第37 議第39号 水俣市政治倫理条例の制定について
- 第38 議第40号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 意見第1号 T P P参加反対、建設業と地域社会を守る意見書について
- 第40 意見第2号 拡大生産者責任（E P R）とデポジット制度の法制化を求める意見書について
- 第41 意見第3号 森林・林業活性化施策を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

岩阪雅文君の「東日本大震災に対する水俣市の具体的対応について」の緊急質問

午前11時11分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、人事案1件、議会改革特別委員会で発議の条例案2件、議会運営委員会で発議の条例案1件、産業建設委員会で発議の意見書案1件、及び田中功議員外6人、高岡利治議員外6人からそれぞれ意見書案の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から、委員会審査・調査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 日程第1 議第2号 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について
- 日程第2 議第3号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第4号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第5号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第6号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第7号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第8号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第9号 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第11号 平成23年度水俣市一般会計予算
- 日程第10 議第12号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議第13号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議第14号 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議第15号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議第16号 平成23年度水俣市病院事業会計予算

- 日程第15 議第17号 平成23年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第16 議第26号 財産の減額貸付けについて
- 日程第17 議第27号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第18 議第28号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第19 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第20 議第30号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第21 議第31号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第22 議第32号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第23 議第33号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館本館等）
- 日程第24 議第34号 指定管理者の指定について（エコパーク野球場）
- 日程第25 議第35号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第26 議第36号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第27 陳第1号 T P P参加反対、建設業と地域社会を守る意見書提出を求める陳情について
- 日程第28 陳第10号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について（平成22年8月）
- 日程第29 陳第11号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について（平成22年11月）
- 日程第30 陳第12号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）
- 日程第31 陳第13号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）
- 日程第32 陳第14号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について（平成22年11月）

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第2号水俣市知の地域づくり基金条例の制定についてから、日程第32、陳第14号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情についてまで、32件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市知の地域づくり基金条例の制定について申し上げます。

本案は、知の地域づくりの推進を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、実施機関に議会を追加するため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新たに水俣市政治倫理審査委員会を設置することにより、非常勤の特別職としての報酬額に関して整備を図る必要があり、併せて水俣市情報公開等審査会委員のうち学識経験を有する者に対する報酬額を適正なものとするため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の財政健全化の推進を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県からの事務権限移譲により、火薬類の譲渡又は譲受の許可に関する事務及び愛がん用鳥獣の飼養登録に関する事務を実施するに当たり手数料を徴収するため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善のため、報酬及び費用弁償について制定しようとするもので、班長の報酬額を年額19,000円から25,000円に、一般団員の報酬額を年額15,000円から20,000円にし、火災や風水害等で出動した場合の費用弁償を出動1回につき1,100円から1,500円に改め

るものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、改定による影響額についてただしたのに対し、報酬で約220万円、出動手当で約110万円、合計で約330万円の増額になるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成23年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、電算システム管理運用経費、水俣芦北広域行政事務組合負担金、地方バス路線維持対策事業、地上デジタル放送対策関係経費、県議会議員・市議会議員選挙費、自治会活動の振興に係る経費、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、学校エコ改修と環境教育事業、小中学校への太陽光発電設備設置事業、スクールバス運行事業、県民体育祭水俣市・葦北郡実行委員会経費、各種文化・スポーツ振興事業費、読書のまちづくり関係経費、埋蔵文化財発掘事業などを計上し、これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、交通安全施設整備工事について進捗状況や要望に対してどれくらい消化できるのかただしたのに対し、毎年多くの要望がきているため積み残しもあるが、緊急性の高いところから順次行っていくとの答弁でありました。

また、再編に伴う中学校部活動ユニホーム補助金の内容についてただしたのに対し、保護者から要望もあり、家庭の負担を軽減するためであるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号財産の減額貸付けについて申し上げます。

本案は、センコー株式会社に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号、議第33号及び議第34号の指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンター、水俣市立総合体育館本館等、エコパーク野球場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、水俣市ふれあいセンターについては、絵本コーナーを利用したい子どもを持

つ保護者から、現在の開館時間や曜日では利用しにくいいため考慮してほしい旨の要望があり、今後検討されたいとの意見がありました。

次に、議第35号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、契約について特に支障がないのであれば、複数年契約でもいいのではないかととの意見がありました。

次に、議第36号平成22年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは歳入予算であります。本案は環境モデル都市省エネ庁舎改修事業の予算措置でありまして、その財源として、第19款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、継続となっております陳第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と賛同できる部分もあるが全体としては賛成しがたいという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第7号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、区域外就学児童の学童クラブ利用を可能とすることで、市内小学校に通う児童の健全育成を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成23年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、第3款民生費に、生活保護費、法人立保育所運営費負担金、自立支援給付費、地域生活支援事業、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に係る経費、子ども手当支給費、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣市北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、健康診査事業、予防接種事業、子ども医療費助成事業、市庁舎省エネ改修事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、水俣病資料館管理運営費などを計上している。これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金及び第15款県支出金等の歳入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自立支援給付費の内容についてただしたのに対し、障がい者の施設入所や各種の生活援助等に係る費用であり、対象者として障害福祉受給者証の交付を受けている人は現在235人前後で、それぞれのケースに応じて在宅での支援や施設入所等各種のサービスを利用しているとの答弁がありました。

また、浸出水対策設計業務委託料についてただしたのに対し、本件は岡山最終処分場において雨水があふれて浸出水に混じるのを未然に防ぐ対策のための調査と設計業務の委託料であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億9,729万2,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金、第5款老人保健拠出金、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、療養給付費の特定財源のうちのその他の財源についてただしたのに対し、前期高齢者交付金、現年度療養給付費等交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金が充てられているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,244万1,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款諸支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号平成23年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億253万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス給付費の増加の要因についてただしたのに対し、要介護認定者数は横ばい傾向であるが、重度化が進み、要介護度が低い層の割合が減っていること及び介護施設の増加が主な要因であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成23年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に65億3,571万5,000円、収益的支出に64億5,641万5,000円、資本的収入に5億5,132万円、資本的支出に9億1,643万4,000円を計上している。

収益的収入の主な内容は、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益などを計上している。

収益的支出の主な内容は、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光水熱費等の経費や企業債利息などを計上している。

資本的支出の主な内容は、古賀町医師住宅新築工事、耐震不足である西館の建て替えを行うための実施設計委託料等の建設工事費、高圧蒸気滅菌装置、検査システム、全自動生化学・免疫分析装置等の器械備品購入費、企業債償還金などを計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

また、債務負担行為として、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療センター西館の建て替えと施設整備等の構想についてただしたのに対し、国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金の使途の制約が大きく、当初考えていた西館への手術室移設は困難であるため、現在の場所で改装を行って機能充実を図りたい。また、多目的に使えるホールを設置し、予備の病室など柔軟な対応が行えるようにしたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号から議第29号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市高齢者福祉センター及び水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、シルバー人材センターの登録者数についてただしたのに対し、平成21年度の実績で363人、就業延べ人数は31,517人であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号平成22年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ479万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億3,673万3,000円とするものであります。

補正の内容は、第4款衛生費に環境モデル都市省エネ庁舎改修事業を計上しており、その財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっておりました陳第11号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、国庫負担割合を45%に戻すだけで問題が解決するのか疑問であり不採択とすべきという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、同じく継続審査となっておりました陳第12号高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、高齢者の生活実態の改善については考えていかなければならないが、財政的な観点から、年金単独ではなく消費税等を含めた議論が必要であり不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、同じく継続審査となっておりました陳第13号最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と先の陳第12号と同様、財政的な観点を含めた議論が必要であり不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、同じく継続審査となっております陳第14号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、運用面で問題のある制度ではあるが、国も改善を検討している。また、これまで予算を可決してきており、廃止への賛成は整合性の面から考えて問題ではないかと思われるため、不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第8号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、白浜団地5号棟計10戸の建設、竣工に伴い、供用開始をするため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成23年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第5款農林水産業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、戦略作物生産拡大関連基盤整備事業、中山間地域等直接支払事業、アグリサポート体制整備支援事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、水産振興対策事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工業資金貸付・出資事業、地場企業支援事業、観光おもてなし人材育成事業、観光振興団体等助成事業、水俣物産の販路拡大事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市内一円市道改良及び維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、市営牧ノ内団地及び白浜団地整備事業、都市再生整備計画関連事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって、充当している。

また、地方債に、過疎対策事業債外6件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、どんがばちよ号は船舶としての維持管理を行うため船舶検査料、船舶保険料など毎年多額の経費がかかるが、利用状況等費用対効果の観点から、漁礁とするなど見直す考えはないかとただしたのに対し、平成16年度に検討委員会において現在の形での存続を決定したが、その後期間も経過しており、平成23年度から24年度において、見直しを検討する必要があると考えているとの答弁がありました。

また、農業振興に多くの予算をあげ積極的な政策展開が期待されるが、総論的な政策の考え方についてただしたのに対し、今後生産者が高齢化していく中で、タマネギの耕作における生分解シートの導入など、省力化の取り組み、耕作面積の維持等に努めたい。また、給食センターなどにおける野菜等の地産地消の促進、小規模経営が多い本市の生産者の支援のため、集荷システムの検討や援農ボランティア等の施策、収益性のある新品種の導入などに取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

また、バラの花通りづくり事業の詳細、運営方法等についてただしたのに対し、バラの管理が難しいこともあり、プランター植えのものを春、秋の花の時期に専門家に設置、回収をお願いするもので、場所は、新水俣駅、前肥後銀行跡地、商店街各所を予定しているとの答弁がありました。

この事業については、委員から、商店街等とのコンセンサス、関わり方などを十分協議し、一過性のものでなく、継続性のあるものにしていただきたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,559万7,000円を計上している。

歳出の主なものは、公共下水道事業費、公債費等であり、公共下水道事業費の主なものとしては、浄化センター等運転管理業務委託料、汚水管整備及び浄化センター改築更新工事委託料等である。

これらの財源として、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第7款市債をもって充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外1件を計上している。

このほか、地方債として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成23年度の改築更新工事の詳細についてただしたのに対し、浄化センターの処理槽の機械設備及び付属する電気設備等を改築しようとするものであるとの説明を受けました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成23年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億7,543万8,000円、収益的支出に3億8,317万5,000円、資本的収入に137万9,000円、資本的支出に2億1,510万4,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人口、給水量が減少する中、5年後、10年後の将来の収支の予測についてただしたのに対し、中長期計画において、給水量の減少を見込み、収益的収支だけでなく、老朽施設の更新等に必要な資産維持費も考慮した財政計画をたてているところであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号から議第32号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター及びみなまた観光物産館まっぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

以上3件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第1号T P P参加反対、建設業と地域社会を守る陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年3月10日

総務文教常任委員長 平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 | 備 考 |
|-------|----------------------------------------------|-------|------|
| 議第2号 | 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第3号 | 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第4号 | 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第5号 | 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第6号 | 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第9号 | 水俣市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第11号 | 平成23年度水俣市一般会計予算付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第26号 | 財産の減額貸付けについて | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第27号 | 指定管理者の指定について(水俣市ふれあいセンター) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第33号 | 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館本館等) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第34号 | 指定管理者の指定について(エコパーク野球場) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第35号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第36号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |

| | | | |
|-------|------------------------------------------|-----|------|
| 陳第10号 | 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について | 不採択 | 賛成少数 |
|-------|------------------------------------------|-----|------|

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年3月10日

厚生常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 松本 和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|----------------------------------------------------|-------|------|
| 議第7号 | 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第11号 | 平成23年度水俣市一般会計予算付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第12号 | 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第13号 | 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第14号 | 平成23年度水俣市介護保険特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第16号 | 平成23年度水俣市病院事業会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第28号 | 指定管理者の指定について(水俣市高齢者福祉センター) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第29号 | 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第36号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第9号)付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 陳第11号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について | 不採択 | 賛成少数 |
| 陳第12号 | 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について | 不採択 | 賛成少数 |
| 陳第13号 | 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について | 不採択 | 賛成少数 |
| 陳第14号 | 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について | 不採択 | 賛成少数 |

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年3月10日

産業建設常任委員長 西田 弘志

水俣市議会議長 松本 和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|---------------------------------|-------|------|
| 議第8号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第11号 | 平成23年度水俣市一般会計予算付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第15号 | 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第17号 | 平成23年度水俣市水道事業会計予算 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第30号 | 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター) | 原案可決 | 全員賛成 |

| | | | |
|-------|------------------------------------------|------|------|
| 議第31号 | 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第32号 | 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 陳第1号 | T P P参加反対、建設業と地域社会を守る意見書提出を 求める陳情について | 採 択 | 全員賛成 |

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、調査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年2月25日

議会改革特別委員長 緒方誠也

水俣市議会議長 松本和幸様

1 特別委員会の設置

設置年月日 平成22年5月28日
 定 数 9人
 委員長 緒方誠也
 副委員長 大川末長
 委 員 高岡利治
 福田 齐
 西田弘志
 中村幸治
 真野頼隆
 岩阪雅文
 野中重男

2 調査内容

議員定数、議員報酬、政務調査費及び議会基本条例に関する事項について

3 調査の方法及び経過

委員会の開催状況

第1回 平成22年6月10日
 第2回 平成22年6月22日
 第3回 平成22年7月13日
 第4回 平成22年8月5日
 第5回 平成22年9月1日
 第6回 平成22年9月28日
 第7回 平成22年10月18日
 第8回 平成22年11月5日
 第9回 平成22年11月15日
 第10回 平成22年11月29日
 第11回 平成22年12月7日
 第12回 平成23年1月21日
 第13回 平成23年2月1日
 第14回 平成23年2月15日
 第15回 平成23年2月18日
 第16回 平成23年2月25日

詳細については委員会日誌に記録

4 調査の結果

委員長報告のとおり

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から陳第10号について、川上紗智子議員から陳第11号、陳第12号、陳第13号及び陳第14号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

陳第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

この陳情は、社会不安が増大し、格差と貧困が広がっている中で、公務労働の重要性を説き、国民のセーフティーネットを再構築するために、公務労働に必要な定員の確保を訴えております。

よってこの陳情は採択し、国に意見書をあげることが、一人一人の国民の命と地方都市にとっても重要なことだという観点から、採択すべきものと考えます。以上、討論終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子です。

まず、陳第11号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、本来、社会保障及び国民保険の向上を目的として、1961年に制度が確立されて以来、半世紀近くにわたって国民皆保険を保障する制度として重要な役割を果たしてきました。

今日、高齢化社会という社会変化と長期に及ぶ不況などによって、年金収入だけの高齢者など、失業者・不安定雇用の労働者など低所得者中心の医療保険と変わってきております。ですから、財政的基盤が一層弱くなっているのは明らかです。だからこそ、国の手厚い援助がなくては、国民健康保険制度が成り立たない状況になっているのです。

ところが国は、1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担だったものを38.5%に引き下げ、

さらに市町村国保の事務負担金の国庫補助を廃止し、助産費補助金も大幅後退をさせ、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合は現在は3割にまで減らされてしまってます。その結果、国保財政の赤字と保険税の引き上げが起こり、高すぎる保険税が払えない状況を生んでいます。

このような事態を改善するためには、国庫負担の増額は待ったなしの課題です。国民健康保険に対する国の責任を果たさせるために、市民を代表する議会として、国民健康保険に対する国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書を提出すべきだと考えます。

よって、この陳情を採択すべきだと思います。

次に、陳第12号高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める陳情について、賛成の立場から討論いたします。

今、皆さんの周りでも年金者の皆さんから本当に年金が少ない、少ない年金からどんどん天引きをされる、せめて年金が増えたらいいんだけどという声をたくさんお聞きになってるのではないのでしょうか。今の年金制度では、高齢者が毎日の生活を賄えないほど厳しい状況におかれています。

皆さん思い返してください。去年の国政選挙、おととしの国政選挙、衆議院や参議院選挙のときに各党・各会派が言っていたことを。みんな、今の年金制度ではまずい、改善しなければならない、最低保障年金の金額を月5万円だとか7万円だとか8万円だとかと主張をしていました。選挙のときにはみんなマニフェストで、公約でこのようなことを出していました。けれどもちっともそれが実現されていない。実現されていればこのような陳情は出てこないと思うんです。こういう陳情が出てくるのは、こういう意見を出さざるを得ない高齢者の現状があるということですよ。それをずっと放置してきているのは、誰の責任でしょうか。政治の責任だと思います。問題をどう解決するのか、というのもこれも政治の責任です。

議論の中では、消費税によらない財源というのはどうだろうか、財源をどうするのかという問題を考えないといけないんじゃないだろうか、こういう意見も出ました。けれども皆さん、その財源をどうするかというのは、国政の問題で言えば国会議員の責任、また、この市の問題で言えば市会議員、政治家に求められている課題ではないのでしょうか。

今、この陳情が言っているように、無年金者がどんどん増えていたり、年金の額が低すぎて暮らしていけないというような今の制度を、何とか見直してほしいという高齢者の皆さんが言っていることにしっかりこたえることが、何よりも今、大事なことだと思います。よってこの陳情を採択すべきだと思います。

次に、陳第13号最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論します。

この陳情については、陳第12号と同じ趣旨で採択すべきだと考えます。

最後に、陳第14号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について、賛成の立場で討論します。

民主党は、すべての高齢者を年齢により別制度に囲い込む、後期高齢者医療制度の廃止を公約して選挙に勝利し、政権交代を実現したのではなかったでしょうか。ところが、今、提案をされている新しい制度案というのは、形の上で大部分の高齢者を都道府県単位の国民健康保険に戻すものの、別勘定に囲い込み、保険料負担の仕組みはそのまま温存したものです。

陳情にあるように、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健制度を復活させ、将来の医療制度については、いつでも、誰でも、どこでも平等に受けられる持続可能な医療制度を改めて作り直すことが求められていると思います。よって、この陳情を採択すべきだと考えます。以上で、討論終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第2号水俣市知の地域づくり基金条例の制定についてから、議第36号平成22年度水俣市一般会計補正予算第9号まで、26件を一括して採決します。

本26件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本26件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本26件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第1号TPP参加反対、建設業と地域社会を守る意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第11号国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第12号高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第13号最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決しま

す。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第14号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第33 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第15号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について
(平成22年11月)

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第33、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年3月10日

総務文教常任委員長 平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|----------------------------------|----------------|
| 陳第15号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について | 慎重審査を要するため |
| | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
| | 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年3月10日

厚生常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|-------------------------------|----------------|
| | 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年3月10日

産業建設常任委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|------------------------------------|----------------|
| | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年3月9日

議会運営委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|---------------------|----------------|
| | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
| | 議会の情報公開に関する調査について | 実情を調査する必要があるため |

日程第34 議会改革特別委員長の報告について

○議長（松本和幸君） 日程第34、議会改革特別委員長の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長緒方誠也議員。

（議会改革特別委員長 緒方誠也君登壇）

○議会改革特別委員長（緒方誠也君） ただいま議題となりました議会改革特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、平成22年5月28日、議員定数、議員報酬、政務調査費及び議会基本条例に関する事項について調査を行うため設置されたものです。調査にあたっては、県下各市を初め人口3万人未満の類似市の議員定数、議員報酬及び政務調査費などの資料及び全国の先進事例等を参考にしながら16回にわたり議論を重ねてまいりました。その詳細については、委員会日誌に譲ります。

まず、議員定数並びに議員報酬については、委員会において多種多様の意見が述べられるとともに真剣な議論が行われた結果を踏まえ、昨年12月の第5回定例会で報告しました委員長報告の内容に至ったものであります。そしてこれらの結果を踏まえ、両件に関する条例改正案が議員提出議案として本会議に提出され可決されております。

次に、政務調査費については、その取り扱いについては、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、議員活動の充実を図るため極めて有効である、また申請主義である以上、会派又は議員が個別に判断すればいいのではないかとの意見が多く出された結果、交付については、現行どおり継続することに決定しました。しかしながら、条例で規定されてい

る使途基準については、不明確・不明瞭な箇所も散見されることから、現行よりさらに明確に、かつ厳しくした使途基準細則を作成することに決定しました。なお、この細則については、本年4月1日から適用することにいたしております。

次に、議会基本条例については、地方分権の進展により自己決定・自己責任によるまちづくりが求められる中、議会の持つ役割と責任が一層大きなものとなっていることから、今後、議会が議事機関としての役割を十分果たすとともに、市民に開かれたわかりやすい議会の推進を図っていくためには、条例の制定が必要であるとの認識で一致し、水俣市議会基本条例として取りまとめました。

最後に、政治倫理条例については、本委員会が昨年12月の第5回定例会で御報告しましたように、各種議論を重ねてきたにもかかわらず、委員会としては意見の統一に至りませんでした。県内14市で唯一本市だけが条例制定をしていない状況や議会基本条例制定との絡みから、再度、政治倫理条例案について協議を行うべきではないかとの意見があり、再び条例案について慎重に協議を重ねてまいりました。その結果、最終的に全会一致で制定についての結論を得ることになり、水俣市政治倫理条例として取りまとめました。

なお、議会基本条例並びに政治倫理条例については、委員会として、別途条例案を提出しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。

議員定数、議員報酬、政務調査費及び議会基本条例に関する事項の調査については、委員長報告のとおり、調査目的を達成しましたので、その報告を了承し、本日をもって調査を終了したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本調査は、本日をもって終了しました。

（産業建設部長 田上和俊君 退場）

日程第35 議第37号 副市長の選任について

日程第36 議第38号 水俣市議会基本条例の制定について

日程第37 議第39号 水俣市政治倫理条例の制定について

日程第38 議第40号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第39 意見第1号 TPP参加反対、建設業と地域社会を守る意見書について

日程第40 意見第2号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書について

日程第41 意見第3号 森林・林業活性化施策を求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第35、議第37号副市長の選任についてから、日程第41、意見第3号森林・林業活性化施策を求める意見書についてまで、以上7件を一括して議題とします。

議第37号

副市長の選任について

本市の副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年3月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市袋1403番地157

氏 名 田 上 和 俊

生年月日 昭和27年10月25日

（提案理由）

本市の副市長について、本案のように選任しようとするものである。

議第38号

水俣市議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月16日

提出者

議会改革特別委員会

委員長 緒方誠也

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

水俣市議会基本条例

水俣市は、世界に類例を見ない水俣病の教訓をもとに、環境に配慮したまちづくりを行ってきた。その結果、環境モデル都市に認定され、行政と議会が一体となって市民の福祉の向上のために努力を続けている。

そのような中、地方分権の時代を迎え、地方公共団体の自己責任と自己決定の範囲が拡大する中で、議員の合議体である議会は、二元代表制の一翼を担う意思決定機関、行政の監視機関としての役割と責任がますます重要なものとなっている。

このため、水俣市議会は、その持てる機能を十分に駆使し、常に市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等で緊張ある関係を維持しながら、市民の代表機関として、市長等が行う事務を評価及び監視するに当たり、その立案、決定、執行等における論点及び争点を明確にする必要がある。

また、市民の代表として選ばれた議員は、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、市民と協働のまちづくりを推進し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

したがって、水俣市議会は、公正で透明かつ開かれた議会を推進し、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべく、議会の最高規範として、ここに議会基本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の負託に応え、市民の福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (5) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
- (6) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
- (7) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討論を重んじること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映すること。
- (3) 自己の能力を高めるための研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(市民と議会の関係)

第4条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的知見又は政策的識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民から請願又は陳情が提出されたときは、これを市民の政策提案と受け止め、その審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、市民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすとともに、市民との意見交換の場を設け、市民参加の推進に努めるものとする。

(市長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と市長等との一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で論点・争点を明確にするため反問することができる。

(重要政策等の説明)

第6条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、審議に必要と思われる情報を積極的に提示するよう求めるものとする。

(議会の議決事件)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事件は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点から、水俣市総合計画における基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関するものとする。

(議員間の自由討論)

第8条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会において、議会の運営及び議案等の審議又は審査について、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。

(政務調査費)

第9条 議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 議員は、水俣市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）第5条に規定する政務調査費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に市民に対し使途の説明責任を負うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実を図るものとする。

2 議会の議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家等を活用した議員研修会を開催するものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、市民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な媒体を用いて、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(政治倫理)

第13条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(最高規範性)

第14条 この条例は、議会に関する最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃について、この条例との整合性を図るものとする。

(見直し手続)

第15条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、又は必要があると認めるときには、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適正な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託にこたえ、議会の役割と活動の指針を明確にするため、本案のように制定しようとするものである。

議第39号

水俣市政治倫理条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月16日

提出者

議会改革特別委員会

委員長 緒方誠也

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

水俣市政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであり、その受託者たる市議会議員（以下「議員」という。）並びに市長及び副市長（以下「市長等」という。）が市民全体の奉仕者であることを認識し、私的な利害関係によって公職の円滑な運営と公正公平な遂行を妨げられることがあってはならないこと、及びいやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、その人格と倫理の向上に努め、議員及び市長等が職務の遂行の公正性及び高潔性を実証するため必要な措置を定め、市民の市政に対する正しい認識と自覚のもとに清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市長等の責務)

第2条 議員及び市長等は、市政に携わる責務と市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員及び市長等に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 公共工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 市職員の採用に関して推薦又は紹介の依頼
- (3) その他社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為

(政治倫理基準)

第4条 議員及び市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。）が施行する公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定業者を推薦し、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員に対して、その権限又はその地位による影響力の不正な行使をしないこと。
- (5) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 議員は、市職員の昇格又は異動に関して、推薦又は紹介をしないこと。

2 議員及び市長等は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(公共工事等に関する遵守事項)

第5条 議員又は市長等の配偶者若しくは2親等以内の親族、議員又は市長等が役員をしている企業及び議員又は市長等が実質的に経営に携わる企業（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している株式会社を除く。）は、市民に疑惑の念を生じさせないため、市が行う公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならない。

2 議員及び市長等は、前項の規定により関係企業が自ら契約を辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。

3 辞退届は、議員及び市長等の任期開始の日から30日以内に、議員にあつては議長に、市長等にあつては市長に提出するものとする。

4 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 政治倫理に関する必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、水俣市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市民から調査請求があった場合は、当該議員及び市長等に対し事情聴取し、若しくは資料の提出並びに資産等報告書の作成要求又は関係人に対し必要な調査をすることができる。

3 審査会は、この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき調査、答申及び勧告をし、又は建議をすることができる。

4 審査会の委員は、5人とし、審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が委嘱する。

5 審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。

(守秘義務等)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(市民の調査請求権)

第8条 市民は、第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する公共工事等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員に係るものについては市議会議長（以下「議長」という。）に、市長等に係るものについては市長に調査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により送付を受けたとき、又は第1項の規定により市長等に対する調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

4 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から90日以内に、その調査結果を市長に文書で報告しなければならない。

5 議員に係る報告については、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。

6 市長及び議長は、第4項の規定による報告があった日から7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

7 市長及び議長は、調査結果の要旨を公表しなければならない。

(資産等報告書の提出義務等)

第9条 議員及び市長等は、審査会から資産等報告書の作成を求められたときは、当該年度1月1日現在の資産、地位、肩書並びに前年1年間の収入、贈与及び税等の納付状況について、第6条に定める資産等報告書を議員にあつては議長に、市長等にあつては市長に提出しなければならない。

2 前項の資産等報告書の提出には、提出義務者の配偶者に係る資産等報告書も併せて提出しなければならない。

- 3 資産等報告書には、別に定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。
- 4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された議員の資産等報告書を10日以内に市長に送付し、市長は、15日以内にこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定により提出された市長等の資産等報告書を15日以内に公表しなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第10条 市長は、第8条の規定に基づく審査会の調査結果に、資産等報告書の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を公表しなければならない。

(遵守事項違反に関する措置)

第11条 市長は、審査会において第8条の規定により調査した結果、第5条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、当該契約を解除しなければならない。この場合において、市長はその旨を公表しなければならない。

(贈収賄罪容疑による起訴後の説明会)

第12条 議員又は市長等が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで又は第198条に定める罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議員については議長が、市長等については市長が、市民に対する説明会を開くことができる。

- 2 議員又は市長等は、起訴された日から50日以内に前項の説明会の開催を、議員については議長に、市長等については市長に対して求めることができる。この場合において、議長又は市長は、説明会を開かなければならない。
- 3 前2項の説明会において、当該議員又は市長等は事件について釈明し、市民は当該議員又は市長等に質問することができる。

(贈収賄罪確定後の措置)

第13条 議員又は市長等が前条第1項に規定する罪により有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職した場合の除き、議会又は市長は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認められるときは、法第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に、現に議員及び市長等である者の第5条の規定の適用については、同条第3項中「議員及び市長等の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行日」とする。

(提案理由)

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、本案のように制定しようとするものである。

議第40条

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月16日

提出者

議会運営委員会

委員長 田 中 功

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| 名 称 | 定 数 | 所 管 事 項 |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教 | 6 | 1 総務企画部の所管事項 2 会計課の所管事項 3 教育委員会の所管事項 4 選挙管理委員会の所管事項 5 監査委員の所管事項 6 議会事務局の所管事項 7 その他、他の委員会の所管に属しない事項 |
| 厚 生 | 6 | 1 福祉環境部の所管事項 2 総合医療センター等の所管事項 |
| 産業建設 | 6 | 1 産業建設部の所管事項 2 農業委員会の所管事項 3 水道局の所管事項 |

を

「

| 名 称 | 定 数 | 所 管 事 項 |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務産業 | 8 | 1 総務企画部の所管事項 2 産業建設部の所管事項 3 会計課の所管事項 4 選挙管理委員会の所管事項 5 監査委員の所管事項 6 農業委員会の所管事項 7 水道局の所管事項 8 議会事務局の所管事項 9 その他、他の委員会の所管に属しない事項 |
| 厚生文教 | 8 | 1 福祉環境部の所管事項 2 教育委員会の所管事項 3 総合医療センター等の所管事項 |

に

改める。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市議会議員定数条例の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

意見第1号

ＴＰＰ参加反対、建設業と地域社会を守る意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月16日

提出者

産業建設常任委員会

委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸 様

(別紙)

T P P 参加反対、建設業と地域社会を守る意見書

農水省は、T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) に参加した場合の影響を発表し、主食のコメは生産量が90%減少、牛肉は79%、カロリーベースの食料自給率は、現在の40%から13%に激減すると予測しています。農産物の生産の減少は、過疎化問題を抱えながらも自然を守ってきた農山村の荒廃をさらに進行させることとなります。特に西日本一と言われる熊本県内の主な地域は、農業を通じてさまざまな業種が関連し合い地域経済をつくっています。その大もとの衰退は地域経済の崩壊へとつながります。また、農業を補助金で保護すればという声もありますが、1995年に外国産米の輸入をしたW T O (世界貿易機関) 協定受け入れでは6兆円以上の対策費を使いましたが、農業の生産基盤は逆に弱くなり、補助金では地域経済は守れないことは明らかです。

農水省の報告は国内総生産 (G D P) を約9兆円減少させ、雇用では完全失業者が現在の337万人から375万人へと40万人増えると予測し、地域経済力の衰退は、地域とつながって仕事をしてきた建設業者、労働者の仕事を激減させます。さらに、建設業者、労働者の賃金や単価へ大きく影響し、その引き下げが進行しかねません。この動きは公共工事積算賃金の引き下げへと利用され、今でも厳しい労働者の仕事とくらしを直撃することとなります。

したがって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記の事項を推進されるよう強く要望します。

記

- 1 国内経済が犠牲になるようなT P Pへの参加はしないこと。
- 2 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日

水 俣 市 議 会

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 内閣総理大臣 | 菅 | 直 | 人 | 様 | |
| 総務大臣 | 片 | 山 | 善 | 博 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 細 | 川 | 律 | 夫 | 様 |
| 農林水産大臣 | 鹿 | 野 | 道 | 彦 | 様 |
| 国土交通大臣 | 大 | 畠 | 章 | 宏 | 様 |
| 衆議院議長 | 横 | 路 | 孝 | 弘 | 様 |
| 参議院議長 | 西 | 岡 | 武 | 夫 | 様 |

意見第2号

拡大生産者責任 (E P R) とデポジット制度の法制化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年3月16日

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 提出者議員 | 田 | 中 | 功 | |
| 〃 | 高 | 岡 | 利 | 治 |
| 〃 | 福 | 田 | 齊 | |
| 〃 | 大 | 川 | 末 | 長 |
| 〃 | 平 | 松 | 辰 | 弘 |
| 〃 | 野 | 中 | 重 | 男 |
| 〃 | 緒 | 方 | 誠 | 也 |

水俣市議会議長 松本和幸様

(別紙)

拡大生産者責任 (E P R) とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、さらにはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、

ごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えません。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要です。そのためには、生産者が、生産過程でごみとなりにくいような製品をつくり、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要です。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対しきわめて有効な手段です。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げています。

よって、水俣市議会は、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月16日

水俣市議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
環境大臣 松 本 龍 様
経済産業大臣 海江田 万里 様
農林水産大臣 鹿 野 道 彦 様
厚生労働大臣 細 川 律 夫 様
財務大臣 野 田 佳 彦 様
消費者及び食品安全担当大臣
連 航 様
衆議院議長 横 路 孝 弘 様
参議院議長 西 岡 武 夫 様

意見第3号

森林・林業活性化施策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年3月16日

提出者議員 高岡利治
〃 田中功
〃 福田 斉
〃 大川末長
〃 平松辰弘
〃 野中重男
〃 緒方誠也

水俣市議会議長 松本和幸 様

(別紙)

森林・林業活性化施策を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心や期待はかつてなく高まっています。地球温暖化防止京都議定書で日本が約束した森林吸収源による二酸化炭素排出量の3.8%

(1,300万炭素トン)削減目標を達成するためにも、天然生林や種の多様性を生かした適切な除間伐により里山を活性化し、空気や水などの環境保全、再生可能な森林づくりと木材生産の増加が求められています。

しかし、2008年のリーマンショックを端緒とする世界的な経済不況によって、日本経済はかつてない深刻なデフレと長期不況から脱せないでいます。もともと経営基盤の脆弱な森林・林業を取り巻く環境はかつてない危機的な状況となっています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に促進し、森林が持つ多面的な機能を維持する森林管理・木材生産など森林経営の安定と山村の活性化を図っていくためには、森林・林業再生プランに基づいて50年先を見すえた国有林や民有林の長期展望をつくり、施業の集約化や森林路網の整備などで利用間伐を進めつつ、国産材の振興により林業・木材産業及び山村・中山間地域経済を活性化するとともに、公的森林整備体制を確立することが緊要であります。

したがって、次の施策の現実を強く求めます。

記

- 1、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、木材関連エコポイント制度の拡充、公共建築物木材利用促進法に基づく木材の利用拡大、さらに再生可能エネルギーの全量買い取り制度の実現などによる木質バイオマス利用促進対策の充実を図ること。
- 2、間伐等森林整備の促進、持続可能な森林経営の確立に向け、路網整備など経営基盤の整備、担い手の育成確保対策の強化を図り、林業を再生するとともに、所有者の負担軽減のため森林整備に要する経費の助成を充実すること。
- 3、水源林造成を計画的に推進するための実行体制の整備、施業放棄地など民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備を確保すること。また、国民共有の財産である国有林について、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、我が国の森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的かつ安定的な管理運営体制の確立を図ること。
- 4、関税撤廃を原則としている環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加について反対すること。また、国土の保全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本などによる森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備などの対策を強化すること。
- 5、森林整備法人（都道府県林業公社等）の円滑な森林整備を推進するための地方財政及び金融措置を含む支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月16日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
農林水産大臣 鹿 野 道 彦 様
衆議院議長 横 路 孝 弘 様
参議院議長 西 岡 武 夫 様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第37号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第37号副市長の選任について申し上げます。

本市の森近副市長が本年3月31日をもって辞任されますので、後任に田上和俊氏を選任したく

御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和55年4月1日に水俣市職員として採用後、産業建設部都市政策課長、総務企画部企画課長、総務課長を経て、産業建設部長として現在にいたっておられます。

これまでの行政実務経験の豊かさに加え、人格、識見ともにすぐれ、副市長として誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第37号について、提案理由の御説明を申しあげましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、議第38号及び議第39号について、議会改革特別委員長緒方誠也議員。

（議会改革特別委員長 緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 議第38号水俣市議会基本条例の制定について、提案理由と制定の経緯についてご説明いたします。

水俣市議会では、公正で透明かつ開かれた議会を推進するため、議会の最高規範となる議会基本条例の策定等を目的に、議会改革特別委員会を設置し、16回にわたる協議を行い、水俣市議会基本条例として取りまとめました。

条例素案の作成に当たっては、先進自治体の視察を行うとともに、全国各地の条例案を参考にしながら取り組んでまいりました。また、各委員がお互いの意見を尊重し合い、真剣な議論を行いながら、各委員が主体となって作業を進めてまいりました。

条例案文についてはお手元に配付のとおりでございますが、この条例は、議会が行政と一体となって水俣市民の福祉の向上のため努力を続け、市長等が行う事務の評価及び監視をするとともに開かれた議会を推進するための基本的事項について定めております。

条文の主なものについて申し上げますと、水俣市議会の崇高な理念と制定趣旨を述べた前文から始まり、第4条、市民と議会の関係において、市民に対する議会報告会を開催するとともに意見交換の場を設けること、第5条、市長等と議会及び議員の関係において、市長等は議員の質問に対し反問することができること、第7条、議会の議決事件として、新たに市総合計画における基本計画の策定等を位置づけたこと、第8条、議員間の自由討議において、本会議及び委員会における議員相互の自由討議を尊重・拡大すること及び第14条で、本条例を議会に関する最高規範とすることなどで、全15条の条文で構成してあります。

なお附則において、本条例の施行日を平成23年4月1日としております。

本条例の制定は、水俣市議会活性化のゴールではなく新たなスタートラインと考えております。水俣市議会がこれまで積み重ねてきた経験と実績を踏まえ、制定後は条例に基づいた活動を通して条例の中身を実現化させていくこと並びに民意が市政に本当に反映されているのかを常に考え行動していくことが重要となります。併せて条例の見直しも必要になってくることも予想されま

すので、議員各位のご協力をいただくとともに全会一致のご賛同をいただきますようお願いいたします。まして提案理由の説明にさせていただきます。

次に、議第39号水俣市政治倫理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、対象者に市議会議員及び市長、副市長とし、市民全体の奉仕者であることを認識し、人格と倫理の向上に努め、清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に制定するものであります。

条例素案の作成に当たっては、前回平成16年に設置された協議会で作成中であった条例案と全国各地の事例案を参考にしながら取り組んでまいりました。また、協議の中では、委員同士で逐条ごとに活発な議論を重ねてまいりました。

まず、条例案の主な点について申し上げます。1点目に市民の責務、2点目に政治倫理基準、3点目に公共工事等に関する遵守事項、4点目に政治倫理審査会の設置、5点目に市民の調査請求権でございます。以下、5点の条例案の主要条文の説明をいたします。

第3条、市民の責務では、市民自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持って、議員及び市長等に対し、公共工事等の指名又は選定の依頼等を行わないこととしています。

第4条、政治倫理基準として、不正疑惑行為の自粛、地位利用による金品授受の禁止、市が行う請負・委託その他の斡旋禁止、市職員への権限又は地位による影響力の不正な行使の禁止、市職員の採用における斡旋の禁止、議員は市職員の異動、昇任に関与しないこと、以上6つの遵守する義務規定と第2項に政治倫理に違反する疑惑を持たれたときには、自ら疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにすることといたしました。

第5条、公共工事等に関する遵守事項、いわゆる兼業禁止に関する事項は、適用範囲を議員及び市長等の配偶者、2親等以内の親族、議員及び市長等が役員をしている企業又は市長等が実質的に経営に携わる企業は、市が行う請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約について、辞退しなければならないとする禁止規定といたしました。なお、市長等が実質的に経営に携わる企業については、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している株式会社を除くとしています。

また、第2項で辞退届の提出規定を設け、議員及び市長等は、自ら公共工事等の契約を辞退するときは、関係企業等の辞退届を提出しなければならないとし、第3項に辞退届は議員及び市長等の任期開始の日から30日以内に提供とする期限を定めております。

第6条では、政治倫理審査会を設置し、審査会委員は5名をもって構成することとし、審査に関して専門的知識を有する者及び有権者のうちから市長が委嘱することとなっております。また、任期は2年としています。

第8条、市民の調査請求権は、議員及び市長等が第4条の政治倫理基準又は第5条の公共工事等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、それを証する資料を添えて、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に調査を請求することができるとしています。

なお、附則におきまして、本年4月1日より施行することといたしております。

議員各位におかれましては、当委員会で慎重審査のうえ策定しました条例につきまして、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、議第40号について、議会運営委員長田中功議員。

（議会運営委員長 田中功君登壇）

○田中 功君 議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、水俣市議会議員定数条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び定数を変更する必要があるため、本案のように制定するものであります。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第1号について、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○西田弘志君 案文を読み上げ、提案理由とくえさせていただきます。

T P P参加反対、建設業と地域社会を守る意見書

農水省は、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加した場合の影響を発表し、主食のコメは生産量が90%減少、牛肉は79%、カロリーベースの食料自給率は、現在の40%から13%に激減すると予測しています。農産物の生産の減少は、過疎化問題を抱えながらも自然を守ってきた農山村の荒廃をさらに進行させることとなります。特に西日本一と言われる熊本県内の主な地域は、農業を通じてさまざまな業種が関連し合い地域経済をつくっています。その大もとの衰退は地域経済の崩壊へとつながります。また、農業を補助金で保護すればという声もありますが、1995年に外国産米の輸入をしたW T O（世界貿易機関）協定受け入れでは6兆円以上の対策費を使いましたが、農業の生産基盤は逆に弱くなり、補助金では地域経済は守れないことは明らかです。

農水省の報告は国内総生産（G D P）を約9兆円減少させ、雇用では完全失業者が現在の337万人から375万人へと40万人増えると予測し、地域経済力の衰退は、地域とつながって仕事をしてきた建設業者、労働者の仕事を激減させます。さらに、建設業者、労働者の賃金や単価へ大きく影響し、その引き下げが進行しかねません。この動きは公共工事積算賃金の引き下げへと利用され、今でも厳しい労働者の仕事とくらしを直撃することとなります。

したがって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記の事項を推進されるよう強く要望します。

記

- 1 国内経済が犠牲になるようなT P Pへの参加はしないこと。
- 2 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第2号について、提出者代表田中功議員。

（田中功君登壇）

○田中 功君 意見第2号について、拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める意見について、案文を読み上げまして提案理由といたします。

ポイ捨てごみの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、さらにはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えません。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要です。そのためには、生産者が、生産過程でごみとなりにくいような製品をつくり、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（E P R）の導入が必要です。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対しきわめて有効な手段です。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（E P R）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げています。

よって、水俣市議会は、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、O E C Dが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日

全会一致の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第3号について、提出者代表高岡利治議員。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 意見第3号につきまして、案文をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

森林・林業活性化施策を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心や期待はかつてなく高まっています。地球温暖化防止京都議定書で日本が約束した森林吸収源による二酸化炭素排出量の3.8%（1,300万炭素トン）削減目標を達成するためにも、天然生林や種の多様性を生かした適切な除間伐により里山を活性化し、空気や水などの環境保全、再生可能な森林づくりと木材生産の増加が求められています。

しかし、2008年のリーマンショックを端緒とする世界的な経済不況によって、日本経済はかつてない深刻なデフレと長期不況から脱せないでいます。もともと経営基盤の脆弱な森林・林業を取り巻く環境はかつてない危機的な状況となっています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に促進し、森林が持つ多面的な機能を維持する森林管理・木材生産など森林経営の安定と山村の活性化を図っていくためには、森林・林業再生プランに基づいて50年先を見すえた国有林や民有林の長期展望をつくり、施業の集約化や森林路網の整備などで利用間伐を進めつつ、国産材の振興により林業・木材産業及び山村・中山間地域経済を活性化するとともに、公的森林整備体制を確立することが緊要であります。

したがって、次の施策の現実を強く求めます。

記

- 1 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、木材関連エコポイント制度の拡充、公共建築物木材利用促進法に基づく木材の利用拡大、さらに再生可能エネルギーの全量買い取り制度の実現などによる木質バイオマス利用促進対策の充実を図ること。
- 2 間伐等森林整備の促進、持続可能な森林経営の確立に向け、路網整備など経営基盤の整備、担い手の育成確保対策の強化を図り、林業を再生するとともに、所有者の負担軽減のため森林整備に要する経費の助成を充実すること。
- 3 水源林造成を計画的に推進するための実行体制の整備、施業放棄地など民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備を確保すること。また、国民共有の財産である国有林について、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、我が国の森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的かつ安定的な管理運営体制の確立を図ること。

4 関税撤廃を原則としている環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加について反対すること。また、国土の保全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本などによる森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備などの対策を強化すること。

5 森林整備法人（都道府県林業公社等）の円滑な森林整備を推進するための地方財政及び金融措置を含む支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月16日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ちょっと暫時休憩します。

午後0時27分 休憩

午後0時32分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま市長、産業建設委員長、議会運営委員長、議会改革特別委員長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本7件について質疑はありませんか。

（「なし」、「議長」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第37号副市長の選任について、質疑を行います。

1年前に森副市長が選任をされたわけなんですけれども、そのとき全会一致で我々は選任に同意をしたわけでありまして。そしてまた道半ばである中で、この時点でやめられると、その理由がどうも理解しがたいと。それがなぜなのかということをお尋ねしたいと。

それと、任命権者である市長として、このことを市民に対してどのように説明責任を果たされるのか、これが2点目。

それと3点目としまして、こういった時期だからやはり人材の選任というのには慎重をきする必要があると思います。そこで例えば、県とかあるいは国からの登用というのは考えられなかったのか。この3点について質疑をしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この時期になぜかということでございますけれども、確かに1年目ござ

いますけれども、副市長ご本人の意思を尊重させていただいたということでございます。

どのように市民に対して説明をする、そして説明責任はということでございますけれども、これも同じことの繰り返しになりますけれども、ご本人の意思を尊重したと、尊重させていただいたということでございます。

それから県・国あたりからの登用も考えられなかったのかということでございますけれども、今後の人事におきましてその辺のところも考えてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

高岡利治議員。

○高岡利治君 議第37号副市長の選任について、質疑をいたします。

私もこの件に関しまして、この副市長退任というのが唐突に出てきたものなのか、それともいつからこれはわかっていたものなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、先ほど真野議員からもありましたように、昨年、全会一致で議会としてもこの再任に関して賛成をしております。ということは、この1年でやめるということに対していかなる理由があるのかわかりませんが、少なくとも私は1年でやめられるということであれば賛成をしなかったかもしれません。ですから、これがいつ、そういうことの決断をされたのか。また市長はご理解されていたのかということをお聞きいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） いつからかということでございますけれども、年度当初から私とは一緒に仕事をしながら、副市長との中では十分気持ちは通じ合っていたのではないかなと思っております。したがって、副市長の気持ちは十分私も受けとめさせていただいていたところでございます。

いつ決断されたかということでございますが、2月の当初でございます。辞職願が出されたので、そのときに最終的な決断をさせていただきました。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 ということは、気持ちが通じ合っていたと、年度当初ということは、もう再任をされたときに、すでにそういうことが考えられたということですね。ということであれば、先ほども申し上げたんですが、私は議会としても、私は賛成した責任があります。市民に対しての説明責任もあります。そういう方を本当にあの時点で提案されてよかったのかどうかということ、今、市長はどうお考えなのか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私が、今、年度当初と申しましたのは、年度当初にそれを決めていたとい

うことではございません。1年間ずっと一緒に仕事をさせていただく中で、副市長の気持ちも自然と固まってこられたのではないかとそのように述べております。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

大川末長議員。

○大川末長君 議第37号について質疑いたします。

私のほうは昨年の暮れごろから、そういううわさをちらちら聞いておまして、まさかという思いでございましたけれども、現実になったということで、何かそこにあったのかということを実疑したいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） いろいろな憶測があっただろうと思いますけれども、繰り返しになります
が、副市長ご本人の意思を尊重させていただいたということがございます。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

田中功議員。

○田中 功君 休憩をお願いしたいんですが、暫時休憩。

○議長（松本和幸君） 誰か声ば一緒にあげんと休憩できんとですよ、私は。

今の賛同に対して、異議なしということば。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 暫時休憩します。

午後0時38分 休憩

午後0時44分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本7件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本7件について討論はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第37号副市長の選任について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど市長にも質疑をいたしました。私は森副市長がこの時点でやめられるということに対してのどうも理由が納得できません。一身上の都合とかそういう健康上の理由も何ら見当たらない。そして1年前に我々は全会一致で一応選任に同意をしたわけであって、そういうことは市民に対しての説明責任ということをどうやって議員として果たせばいいのか、そういうことも非常に苦慮しているわけでございます。

田上和俊氏がどうのこうのということは私は全然申しませんけれども、この時点で、今日の時点でこの副市長の新たな、またそういう提案ということに対してはどうも理解ができません。

できれば、今回は取り下げをいただいて、少し時間をおいて、次の6月議会あたりで提案をされるのであればまだ考えないわけでもありませんが、現時点での提案に対しては反対であります。

○議長(松本和幸君) ほかに討論はありませんか。

高岡利治議員。

○高岡利治君 議第37号について、反対の立場で討論いたします。

今回提案されました人物に対しまして、反対をするものではありません。

しかし、現在の行政機能を円滑に進めるとともに、今以上にその機能の厚みを増し、市民サービスの向上をさらに高めるためにも拙速に結論を出すのではなく、外部からの登用等を含め十分検討することが必要だと私は感じ、今回の議案に対しまして反対をいたします。

○議長(松本和幸君) ほかに討論はありませんか。

緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議第37号について、賛成の立場で討論いたします。

まず人事案件の副市長人事については、市長の専権事項であります。そして副市長の一身上の都合の理由というのは、触れられたくない理由というのが各人あるものでありまして、それは尊重してあげるべき問題だろうと思います。

そして、時期的な問題については、いろいろなことを考えたうえで、行政に空白間をおかないために即任命をするということをとらえた市長の姿勢というのは、私は認めてやるべきだろうと思います。

よそからの問題等もありますけれども、ここら付近についても十分配慮されたうえの決定だろうと思いますので、これについては人事案件でありますので、粛々と賛成していただきたい。わたしはそういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第37号副市長の選任についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） どうぞ座ってください。

起立少数であります。

したがって本件は、これに同意しないことに決定しました。

ちょっと休憩します。

（産業建設部長 田上和俊君 入場）

午後0時49分 休憩

午後0時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第38号水俣市議会基本条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 議第39号水俣市政治倫理条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 議第40号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 意見第1号T P P参加反対、建設業と地域社会を守る意見書についてから、意見第3号森林・林業活性化施策を求める意見書についてまで、3件を一括して採決します。

本3件は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件3件は、いずれも原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

午後0時51分 休憩

午後0時52分 開議

○議長(松本和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 緊急質問をしたいので、同意を求めます。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ただいま岩阪雅文議員から緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、本動議を議題といたします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって、岩阪雅文議員の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許されたいとの動議は可決されました。

岩阪雅文議員の「東日本大震災に対する水俣市の具体的対応について」の緊急質問(日程追加)

○議長(松本和幸君) 岩阪雅文議員の発言を許します。

○岩阪雅文君 先ほど議会でも黙祷がございましたように、今回の東日本大震災に対する水俣市の

具体的対応について質問します。

連日新聞等で報道されていますように、まさに日本の歴史上かつてない大惨事であります。加えて原子力発電の問題はさらに救助までも困難にし、孤立した人々を阻害するのではないかと、いふふうにより重大な懸念を抱いております。

きょうの新聞等を見ますと、この地震に対する自治体としての対応が報道をされております。本水俣市も平成15年の大水害をうけて、多くの国民の方々から支援を受けたわけですが、果たして水俣市としての対応がどうなのかということがなかなか見えないのが現状であります。

例えば予備費から物品等の提供をすとか、あるいは補正予算等を考えているとか、さまざまな対応があるのではないかと、いふふうに思います。何にしましても水俣市が緊急の事態に対して、早急の行動を起こすということが一番肝心なことではないかと思っています。

そこで質問ですが、この災害にあたって庁議は開催されたのか。

2番目に、本日の新聞で益城・鹿島町などは補正予算等を組んで対応したり、あるいは職員から義援金を募ったり、さまざまな運動を展開しております。そこで水俣市として補正予算等の対応は考えていないのか。

次に今後開催されるイベント等についての考え方、あるいはどういうふうに取り組まれるのか。そういったことについて、質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今回の市の状況の説明をさせていただきたいと思います。

3月14日の日に、緊急に庁議を開催をいたしまして、検討をしたところでございます。その時にももちろん県との連携を今やっているわけですが、県のほうのご意見もちょっとお聞きしたんですけれども、現地の受け入れ態勢等もあるからということで、県としては物資については大口の受付はやるんだけれども、個人的な受付はまだやっていない状況で、現地の受け入れ態勢も見ながらやっていかなければならないということで、当面はできれば義援金のほうをお願いしたいというような県からのお話もございました。

市といたしましては、現在の状況でございますが、そういうことから義援金をということで市役所の1階と医療センターに義援金箱の設置をさせていただいたところでございます。15日号の市報に間に合いませんでしたので、現在ホームページで呼びかけているような状況でございます。早急に、今後募金箱の設置を増加していくということ、まず考えております。

それから、本日、市職員あてには、それぞれ全員が協力をするというかたちでお話をさせてもらっております。

それから、近日中に自治会を開催する予定にしております。25日の予定にしておりますが、自治会を開催いたしまして、そこで市民の皆様がたにお願いをする予定ということでございます。そういうことを今、考えております。

それから、確か新聞によりますと、菊池市では5,000万円の市の財源からというような記事も出ておりました。この件につきましてははですね、今、現在で市単独でやるというようなことまでは詰めておりません。明日、また第2回目の緊急の庁議を開催する予定にしておりますので、その中で今後どういう支援ができるのかということも含めまして、できることはもう積極的にやっていきたい。そのように思っております。

なお、15年の話が出ましたけれども、15年の時には釜石市から義援金ということでいただいております。釜石市さんにはできるだけ早くですね、恩返しといたしますか、そういう気持ちをお伝えさせていただきたいとそのように思っております。

現状からいたしますと、今、義援金をいただいているのは、婦人会とか合唱団みなまた、それから本井木の生産組合あるいは公民館の市民教室、そういったところから義援金をいただいているところでございます。

なお、先日ですね、市のほうにも空き家関係の状況あたりもお尋ねにあっております。したがって、向こうからできればこちらのほうにというご希望があったのではないかと思います。そういうのも1件ございますので、住宅等も含めましてですね、その辺のところも検討していかなければならないと思っております。一応、もう1回、県あたりとも調整を取りながら、できるところは早急にやっていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 とにかく、水俣市としての対応を迅速にしていくのが一番肝心ではなかろうかと思っております。今議会に追加提案として出ていませんが、必要であれば臨時議会でもしてですね、議決事項が必要であれば臨時会の開催をして、早急に対応していただきたいとそういうふうに申し添えておきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で岩阪雅文議員の緊急質問は終わりました。

市長のあいさつ

○議長（松本和幸君） 次に、市長から発言を求められています。

この際、発言を許します。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 議員の皆様方に対しまして、一言お礼を兼ね、ごあいさつを申し上げます。

去る2月25日から開会をいたしました本議会におきまして、議員の皆様方には本会議並びに各委員会を通じて慎重審議を賜り、心から感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、本日をもって平成23年度予算案並びに関係案件をそれぞれ御可決いただき、厚くお礼申し上げます。

なお、本会議あるいは委員会を通じて種々賜りました皆様の御意見につきましては、今後予算の執行に当たり、また、新しい施策を講ずる際において、できる限り御要望に沿えるよう努力をしてみたいと思います。

さて、在任期間中、幾多の御功績を残されました議員の皆様方の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。

今、この4年間の市政の跡を振り返りますと、1番には、産業廃棄物最終処分場の建設阻止があるかと思います。議員の皆様方におかれましては、一貫して処分場建設に反対し、自らも要望活動を実施していただきました。これが、市民運動展開の大きなバックグラウンドとなり、市民、議会、行政が一致団結して産廃阻止運動に取り組むことができたのではないかと思います。

しかしながら、世界的な景気後退の影響から、本市においても景気が低迷し、雇用も厳しい状況の中でしたが、いろんな御指導をいただき、あるいはいろんな御支援をいただきました。また、成果を上げてこられた議員の皆様方の御功績に改めて今、感謝と敬意を表しているところでございます。

引き続き市議会議員選挙に立候補される方々におかれましては、御健闘をいただき、めでたく御当選になりまして、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げているところでございます。

なお、私、皆様方の温かい御理解と御支援のもとに何とかその責務を遂行してまいりましたが、生来の未熟のため、常に皆様方に対し御迷惑をおかけし、また、礼を失することも多かったと思います。この場をお借りしまして、年来の御厚情に対し心からお礼を申し上げますとともに、数々の失礼に対しましてもおわびを申し上げなければならないと思います。

最後に、くれぐれも健康に御留意いただきして、御健闘いただくようお願い申し上げます、お礼とごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成23年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午後1時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 塩崎信介

署名議員 岩阪雅文

平成23年3月第1回水俣市議会定例会（2月25日～3月16日）

〔議案〕

| 番 号 | 件 名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末 | 備 考 |
|-------|------------------------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 議第1号 | 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第7号） | 2月25日 | 各 委 | 2月25日 承 認 | |
| 議第2号 | 水俣市知の地域づくり基金条例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第3号 | 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第4号 | 水俣市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第5号 | 水俣市旅費支給条例の一部を改正する 条例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第6号 | 水俣市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第7号 | 水俣市学童クラブの設置等に関する条 例の一部を改正する条例の制定につい て | 2月25日 | 厚 生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第8号 | 水俣市市営住宅条例の一部を改正する 条例の制定について | 2月25日 | 産業建設 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第9号 | 水俣市消防団員の定員、任免、給与及 び服務等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第10号 | 水俣市公民館条例の一部を改正する条 例の制定について | 2月25日 | 総務文教 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第11号 | 平成23年度水俣市一般会計予算 | 2月25日 | 各 委 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第12号 | 平成23年度水俣市国民健康保険事業特 別会計予算 | 2月25日 | 厚 生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第13号 | 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別 会計予算 | 2月25日 | 厚 生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第14号 | 平成23年度水俣市介護保険特別会計予 算 | 2月25日 | 厚 生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第15号 | 平成23年度水俣市公共下水道事業特別 会計予算 | 2月25日 | 産業建設 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第16号 | 平成23年度水俣市病院事業会計予算 | 2月25日 | 厚 生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第17号 | 平成23年度水俣市水道事業会計予算 | 2月25日 | 産業建設 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第18号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算 （第8号） | 2月25日 | 各 委 | 2月25日 原案可決 | |

| | | | | | |
|-------|-----------------------------------|-------|------------|---------------|----------|
| 議第19号 | 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） | 2月25日 | 厚生 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第20号 | 平成22年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号） | 2月25日 | 厚生 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第21号 | 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 2月25日 | 厚生 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第22号 | 平成22年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） | 2月25日 | 厚生 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第23号 | 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 2月25日 | 産業建設 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第24号 | 平成22年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号） | 2月25日 | 厚生 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第25号 | 平成22年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） | 2月25日 | 産業建設 | 2月25日 原案可決 | |
| 議第26号 | 財産の減額貸付けについて | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第27号 | 指定管理者の指定について （水俣市ふれあいセンター） | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第28号 | 指定管理者の指定について （水俣市高齢者福祉センター） | 2月25日 | 厚生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第29号 | 指定管理者の指定について （水俣市ワークプラザ） | 2月25日 | 厚生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第30号 | 指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター） | 2月25日 | 産業建設 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第31号 | 指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター） | 2月25日 | 産業建設 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第32号 | 指定管理者の指定について （みなまた観光物産館まつぼっくり） | 2月25日 | 産業建設 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第33号 | 指定管理者の指定について （水俣市立総合体育館本館等） | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第34号 | 指定管理者の指定について （エコパーク野球場） | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第35号 | 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について | 2月25日 | 総務文教 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第36号 | 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第9号） | 3月9日 | 総務文教 厚生 | 3月16日 原案可決 | |
| 議第37号 | 副市長の選任について | 3月16日 | 省略 | 3月16日 不同意 | |
| 議第38号 | 水俣市議会基本条例の制定について | 3月16日 | 省略 | 3月16日 原案可決 | 議員 提案 |
| 議第39号 | 水俣市政治倫理条例の制定について | 3月16日 | 省略 | 3月16日 原案可決 | 議員 提案 |
| 議第40号 | 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について | 3月16日 | 省略 | 3月16日 原案可決 | 議員 提案 |

〔意見書〕

| 番 号 | 件 名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末 | 備 考 |
|-------|-------------------------------------|-------|-------|---------------|------------|
| 意見第1号 | TPP参加反対、建設業と地域社会を守る意見書について | 3月16日 | 省 略 | 3月16日 原案可決 | |
| 意見第2号 | 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書について | 3月16日 | 省 略 | 3月16日 原案可決 | 議 員 提 案 |
| 意見第3号 | 森林・林業活性化施策を求める意見書について | 3月16日 | 省 略 | 3月16日 原案可決 | 議 員 提 案 |

〔報 告〕

| 番 号 | 件 名 | 報告月日 |
|-------|------------------|-------|
| 報告第1号 | 陳情の処理の経過及び結果について | 2月25日 |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について | 2月25日 |

〔継続調査〕

| 件 名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末 | 備 考 |
|------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 総務文教 | 3月16日 継続調査 | |
| 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について | | | | |
| 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 厚 生 | 3月16日 継続調査 | |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 産業建設 | 3月16日 継続調査 | |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について | 3月17日 | 議会運営 | 3月16日 継続調査 | |
| 議会の情報公開に関する調査について | | | | |

〔陳 情〕

| 受理番号 | 件 名 | 代表者の住所及び氏名 | 付託委員会 | 提案月日 | 結 末 |
|------|------------------------------------|-------------------------------|-------|------|--------------|
| 陳第1号 | TPP参加反対、建設業と地域社会を守る意見書提出を求める陳情について | 葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人 | 産業建設 | 3月9日 | 3月16日 採 択 |

〔前回から継続審査となっている陳情〕

| 受理番号 | 件 名 | 代表者の住所及び氏名 | 付託委員会 | 提案月日 | 結 末 |
|-------|------------------------------------------|-----------------------|-------|----------------|----------------|
| 陳第10号 | 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出に関する陳情について | 熊本市二の丸 1-4 森 俊夫 | 総務文教 | 平成22年 8月27日 | 3月16日 不 採 択 |

| | | | | | | |
|-------|----------------------------------------------------|---------------------------------|------|---|-----------------|---------------|
| 陳第11号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書提出に関する陳情について | 水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明 | 厚生 | 生 | 平成22年 11月26日 | 3月16日 不採択 |
| 陳第12号 | 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の提出を求める陳情について | 熊本市神水 1丁目30-7 國宗 直 外1人 | 厚生 | 生 | 平成22年 11月26日 | 3月16日 不採択 |
| 陳第13号 | 最低保障年金制度の制定を求める意見書の提出を求める陳情について | 熊本市神水 1丁目30-7 國宗 直 外1人 | 厚生 | 生 | 平成22年 11月26日 | 3月16日 不採択 |
| 陳第14号 | 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情について | 熊本市神水 1丁目30-7 國宗 直 外1人 | 厚生 | 生 | 平成22年 11月26日 | 3月16日 不採択 |
| 陳第15号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について | 水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭 | 総務文教 | | 平成22年 11月26日 | 3月16日 継続審査 |